

土浦市地域防災計画

土浦市防災会議

<目 次>

第1章 総 則

第1節 目 的	1-1
第1 計画の目的	1-1
第2 計画の基本方針	1-2
第3 上位計画との関係	1-2
第4 計画の修正	1-2
第2節 土浦市の災害環境	1-3
第1 災害履歴	1-3
第2 社会環境の特性	1-6
第3 地震被害想定	1-8
第4 災害危険箇所	1-9
第3節 各主体の業務大綱	1-12
第1 市及び関係機関の業務大綱	1-12
第2 市民・自主防災組織・事業所の役割	1-18

第2章 災害予防計画

第1節 組織と情報ネットワークの整備	2-1
第1 防災組織の整備	2-1
第2 相互応援体制の整備	2-3
第3 自主防災組織等の活動体制の整備	2-4
第4 情報通信ネットワークの整備	2-9
第2節 災害に強いまちづくり	2-12
第1 防災まちづくりの推進	2-12
第2 建築物の耐震化・不燃化の推進等	2-16
第3 土木施設の災害予防の推進	2-20
第4 ライフライン施設の災害予防の推進	2-22
第5 地盤災害防災対策の推進	2-23
第6 危険物等施設の安全対策の推進	2-26
第7 水政計画の推進	2-30
第8 都市・交通計画の推進	2-32
第9 文教計画の推進	2-34
第10 農地農業計画の推進	2-35
第3節 被害軽減への備え	2-36
第1 緊急輸送への備え	2-36
第2 消火活動、救助・救急活動への備え	2-38

第3	医療救護活動への備え	2-43
第4	被災者支援のための備え	2-46
第5	災害時要配慮者の安全確保のための備え	2-50
第6	帰宅困難者への備え	2-54
第7	災害用資材、機材、燃料不足への備え	2-56
第8	航空・鉄道災害、道路事故への備え	2-57
第9	大規模・林野火災、危険物等災害への備え	2-60
第10	原子力災害への備え	2-63
第11	災害廃棄物処理体制の整備	2-66
第12	南海トラフ地震防災対策推進計画に係る対応	2-67
第4節	防災教育・訓練	2-68
第1	防災教育	2-68
第2	防災訓練	2-72
第3	災害に関する調査	2-75

第3章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3-1
第1	職員参集・動員	3-1
第2	災害警戒本部・災害対策本部	3-6
第2節	情報の収集・伝達	3-13
第1	情報連絡体制、通信の確保	3-13
第2	災害情報の収集・伝達・報告	3-16
第3	災害時の広報	3-31
第3節	応援・受援	3-35
第1	自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	3-35
第2	自治体・防災関係機関への応援要請・受入れ体制の確保	3-38
第3	他自治体への応援	3-40
第4節	被害軽減対策	3-41
第1	避難活動	3-41
第2	緊急輸送・交通対策	3-48
第3	消火活動、救助・救急活動、水防活動	3-55
第4	応急医療	3-60
第5	危険物等災害防止対策	3-65
第6	燃料対策	3-69
第5節	被災者生活支援	3-71
第1	避難生活の確保	3-71
第2	ボランティア活動の支援	3-76

第3	被災者ニーズの把握・広報広聴活動	3-78
第4	生活救援物資等の供給	3-80
第5	災害時要配慮者の安全確保	3-85
第6	応急教育・応急保育	3-88
第7	帰宅困難者対策	3-91
第6節	災害救助法の適用	3-92
第7節	応急復旧・事後処理	3-94
第1	建築物の応急復旧	3-94
第2	土木施設の応急復旧	3-98
第3	ライフライン施設の応急復旧	3-100
第4	農地・農業応急復旧	3-102
第5	災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策	3-103
第6	行方不明者の捜索・遺体の処理	3-112
第7	原子力災害の応急復旧	3-114

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節	被災者生活の安定化	4-1
第1	義援金品の募集及び配分	4-1
第2	災害弔慰金等の支給・資金の貸付	4-2
第3	租税及び公共料金の特例措置	4-5
第4	雇用対策	4-6
第5	住宅建設の促進	4-7
第6	被災者生活再建支援法の適用	4-8
第2節	被災施設の復旧	4-11
第3節	災害復興計画	4-14

第1章 総 則

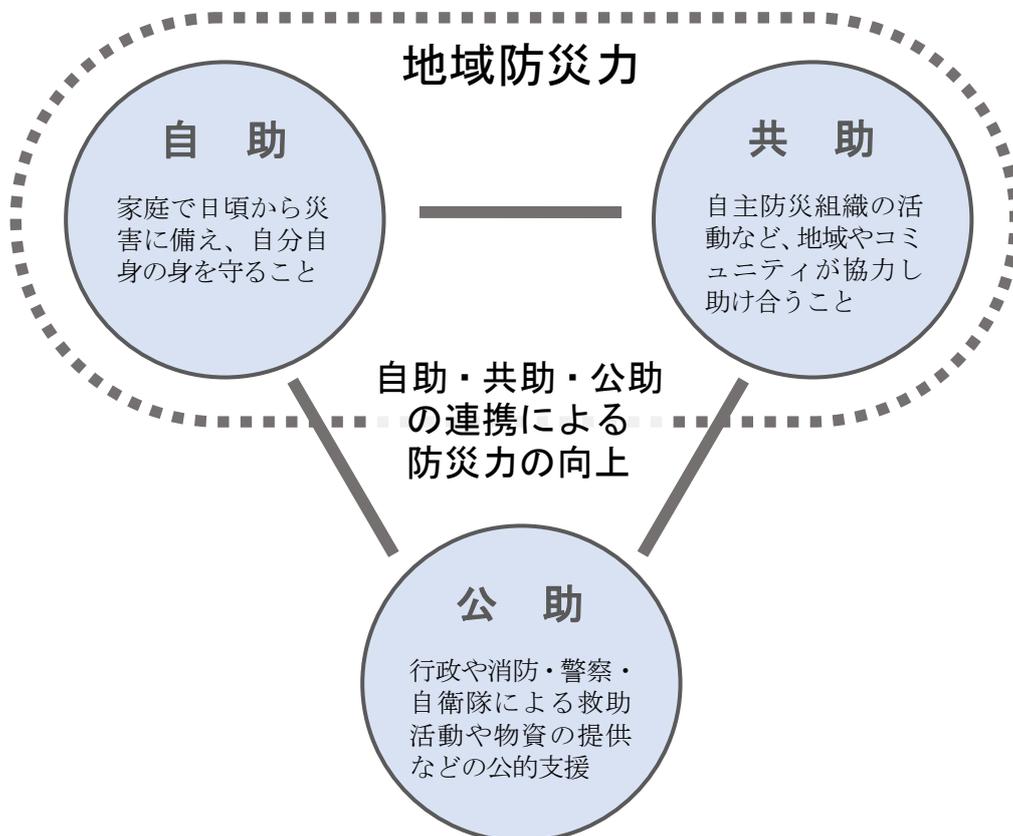
第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び土浦市防災会議条例第2条の規定に基づき、土浦市防災会議が策定する計画である。市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を有効に発揮して、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に係る一連の防災活動を適切に実施することにより、災害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。災害対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画、茨城県国土強靱化地域計画及び土浦市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県及び市並びに指定公共機関は、各々が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。自助、共助の観点から市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、自主防災組織、地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで地域防災力を高め、自助・共助・公助が連携し一体となって最善の対策を講じ、市内全域の防災力の向上を図っていく。

また、感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。



第 2 計画の基本方針

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

【土浦市地域防災計画の基本方針】

- ① 東日本大震災や近年発生している豪雨災害、竜巻や突風等の教訓に加え、首都直下地震の被害想定や霞ヶ浦及び桜川の浸水想定を踏まえ、大規模災害を想定した防災対策の確立を図る。
- ② 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本として、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
- ③ 各対策項目に関し責任担当部、必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示する。
- ④ 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から市民・事業所の役割を明示し、「自助・共助・公助」による計画とする。
- ⑤ 計画の策定は、防災機関の職員の他、多様な主体の参画に努める。

第 3 上位計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき土浦市の区域に係る災害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

また、「首都直下地震対策大綱」（中央防災会議、平成 17 年 9 月 27 日決定）に基づき、被害の軽減、地域防災力の向上、広域防災体制の構築などの対策を継続的に推進する。

第 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加える必要があると認めるときは、市防災会議において修正する。各機関は関係のある事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ提出する。

第2節 土浦市の災害環境

第1 災害履歴

1. 地震

過去に発生した地震で、土浦市域に大きな被害が記録されている地震は、1895年の霞ヶ浦付近の地震と1923年の関東大震災である。2011年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生した。

なお、近年多発している茨城県南部の地震は、いわゆる地震の巣で発生しており、ほぼ定期的な地震活動とみられる。

■土浦市における地震被害年表

年月日	名称・地域	マグニチュード	震度	主な特徴、被害状況
1677.11.4 (延宝5)	磐城・常陸・安房・上総・下総	8	—	房総半島東方沖を震源とする地震で、磐城から房総にかけて津波が発生した。房総で溺死者246余、家屋全壊223余。
1895.1.18 (明治28)	霞ヶ浦付近	7.2	5	鹿島、新治、那珂、行方で被害が大きく、死者4人、負傷者34人、家屋全壊37棟、半壊53棟、破損1,190棟。 【土浦市】旧新治村で死者3人、家屋全壊3棟、半壊1棟、破損435棟、土蔵破損176棟、煙突倒壊17本の被害があった。
1923.9.1 (大正12)	関東地震 (関東大震災)	7.9	5	茨城県南部を中心に被害が発生。県内で死者5人、負傷者40人、家屋全壊517棟、半壊681棟。 【土浦市】土浦駅前の赤煉瓦倉庫が崩壊。本町で煉瓦塀が倒壊。土浦小学校校舎の屋根に被害発生。
1983.2.27 (昭和58)	茨城県南部	6.0	—	県内で軽傷2人、家屋一部破損111棟。龍ヶ崎の被害が大きい。
1987.12.17 (昭和62)	千葉県東方沖地震	6.7	5	神栖町、東村で負傷者1人。水戸市、岩井市、桜川村、河内村等で家屋の一部破損1,055棟。
2005.2.16 (平成17)	茨城県南部	5.4	5弱	県内で重傷3名、軽傷4名。龍ヶ崎市でブロック塀の被害1件。 【土浦市】軽傷者1人。
2008.5.8 (平成20)	茨城県沖	7.0	4	常総市で軽傷者1人。下妻市で住家一部破損6棟。 【土浦市】住家一部破損1棟。
2011.3.11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	6弱	三陸沖を震源とし、県内8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、銚田市では6強を観測した。県内の人的被害は死者24名、行方不明者1名、重傷34名、軽傷680名。住家被害は全壊2,630棟、半壊24,368棟、一部損壊187,212棟、床上浸水1,799棟、床下浸水779棟(平成27年12月末現在) 【土浦市】軽傷者7人。家屋全壊3棟、大規模半壊2棟、半壊41棟、一部損壊3,060棟。火災発生1件。11日夜の避難者数2,324人。その他、液状化被害、停電・断水等ライフライン被害が発生。

2. 風水害

昭和以降に発生した風水害で、土浦市域に大きな被害が記録されている災害は、1938年6月～7月の梅雨前線、1941年7月の台風8号、1961年6月の梅雨前線による災害で、数百～数千戸の浸水被害が発生している。

近年は、1986年8月の温帯低気圧で、浸水被害等が発生し、2009年10月には竜巻による被害も発生している。なお、県内では2015年9月の関東東北豪雨、2019年10月の台風19号による、甚大な被害も発生している。

■土浦市における風水害被害年表

年月日	名称	主な特徴、被害状況
1938.6.28 ～7.8 (昭和13)	梅雨前線	県下で400～700mm。死者47人、全壊家屋834棟、家屋流失437棟。 【土浦市】総雨量443mm。死者行方不明者6名、全半壊家屋658棟、流出家屋133棟、床上・床下浸水5,500棟。23日間にわたる滞水により赤痢、疫痢が発生した。
1941.7.22 (昭和16)	台風8号	県内で死者6人、全壊家屋150棟、流出家屋292棟。 【土浦市】下水道と新川の氾濫に始まり、利根川の増水と、これに伴う霞ヶ浦の水位上昇により、3,462棟の床上浸水が発生した。市街地は14日間滞水した。
1944.10.8 (昭和19)	台風20号	中部地方を横断して日本海へ抜けた。 県内で死者22名、全壊家屋7棟。
1947.9.15 (昭和22)	カスリン台風	県内で死者74人、全壊家屋294棟、全壊家屋流失194棟。
1948.9.16 (昭和23)	台風	千葉県中央部を通過。 県内で死者3名、全壊家屋流失251棟。
1949.9.1 (昭和24)	キティ台風	小田原付近に上陸し群馬県を通過。 県内で死者4名、全壊家屋流失1,145棟。
1958.7.23 (昭和33)	台風11号	栃木県を通過し、前線を刺激。那珂川上流に500mmの降雨。 県内で死者1名、全壊家屋4棟、流失家屋2棟。
1958.9.18 (昭和33)	台風21号	伊豆半島、三浦半島から茨城県を通過。 県内で全壊家屋16棟。
1958.9.27 (昭和33)	台風22号 (狩野川台風)	伊豆半島沿岸から茨城県を通過。 県内で全壊家屋57棟。
1961.6.27 (昭和36)	梅雨前線	死者12名、全壊流失14戸。 【土浦市】総雨量229.7mm。勾橋付近の桜川の堤防が決壊し水害が発生。旧土浦市で床上浸水248棟、床下浸水607棟、田畑冠水904ha。
1969.8.23 (昭和44)	台風9号	山梨県から栃木県を通過、猿島町で竜巻発生。 県内で死者2名、全半壊57棟。
1977.9.19 (昭和52)	台風11号	山梨県から茨城県北部を通過。 県内で死者4名(県道陥没で通過自動車が転落し3名死亡)
1979.10.19 (昭和54)	台風20号	紀伊半島に上陸し中部地方を通過。 県内で死者1名、全壊家屋3棟。
1986.8.4 (昭和61)	温帯低気圧	台風10号から変わった温帯低気圧が房総半島を通過。 県内で死者4名、全壊家屋8棟。 【土浦市】旧新治村:床上浸水4戸、床下浸水30戸、田畑冠水231ha

《総則》1-2 土浦市の災害環境

年月日	名称	主な特徴、被害状況
1993.8.27 (平成 5)	台風 11 号	【土浦市】日雨量 112mm。北荒川沖町・東真鍋町周辺で内水氾濫が発生。
1994.9.16 (平成 6)	集中豪雨	【土浦市】総雨量 107mm(13 日～16 日)。花室川周辺の小範囲に内水氾濫が発生。
1996.9.22 (平成 8)	台風 17 号	【土浦市】降雨量 183.7mm、時間最大降雨量 40.5mm。真鍋周辺で被害発生し、床上浸水 4 棟、床下浸水 13 棟、道路冠水 45 箇所、がけ崩れ 1 箇所。
2009.10.8 (平成 21)	竜巻	台風 18 号の接近に伴う竜巻。同日、利根町から龍ヶ崎市でも突風が発生。 【土浦市】宍塚を中心に下高津から矢作で発生し、負傷者 2 名、全壊家屋 1 棟、半壊 11 棟、一部破損 94 棟
2012.5.6 (平成 24)	竜巻	県内 3 箇所で竜巻が発生。常総市、つくば市、筑西市、桜川市、常陸大宮市などに被害。つくば市で死者 1 名。
2015.9.9 ～11 (平成 27)	関東東北豪雨	県内初となる、大雨特別警報が発令。 県内で死者(関連死含む)15 名、全壊家屋 54 棟、半壊 3,747 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 3,880 棟。 【土浦市】床下浸水 1 棟。
2019.9.9 (令和 1)	台風 15 号	多くの地点で観測史上 1 位の最大風速・最大瞬間風速を観測。大規模な停電が発生。 県内で負傷者 25 名、全壊家屋 4 棟、半壊 84 棟、一部損壊 4705 棟、床下浸水 1 棟。 【土浦市】半壊 5 棟、一部損壊 43 棟。
2019.10.12 (令和 1)	台風 19 号	静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨。 県内で、死者 2 名、負傷者 20 名、全壊家屋 146 棟、半壊 1599 棟、一部損壊 1461 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 350 棟。 【土浦市】負傷者 5 名、一部損壊 43 棟。

第2 社会環境の特性

1. 地形・地質

市域の地形を災害の危険性の視点から分類すると、新治地区北部の山地、桜川両岸に広く分布する段丘（筑波台地）及び台地の周縁部に分布する段丘斜面及び沖積扇状地、桜川沿いの低地（桜川低地）、霞ヶ浦の湖岸平野、人工改変地に大別される。

地質は、新治地区北部の山地に分布する花崗岩及び接触変成を受けたホルンフェルス、桜川両岸の台地に広く分布する関東ローム層、台地周縁部の下総層群、桜川沿いの低地に分布する未固結の沖積層及び、人工改変地である盛土、埋土、埋立地に大別される。

2. 気候

2016年（平成28年）～2020年（令和2年）の過去5年間の平均降水量は、年間を通してみると3月～10月が100mm以上であり、特に9～10月は平均で150mmを超え、台風の通過により豪雨が観測される場合が多い。一方、2月が最も少なく、5年間の平均は約27mmである。

なお、気温は、1月の平均気温が4℃程度、7～8月の平均気温が25～27℃程度、年平均では15℃程度であり、比較的温暖な傾向を示している。

■土浦市の降水量（単位：mm）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総降水量
2016	71.0	28.5	71.0	94.0	84.5	96.0	72.5	268.5	194.0	84.5	111.0	64.0	1,239.5
2017	21.5	22.5	83.0	102.5	69.5	45.0	152.5	83.5	167.0	365.0	49.0	10.0	1,171.0
2018	25.0	6.5	152.0	97.0	154.5	85.0	91.5	88.5	204.0	52.0	41.0	24.5	1,021.5
2019	15.0	51.0	101.0	91.5	108.0	143.0	151.5	56.5	146.0	390.5	100.5	63.5	1,418.0
2020	93.5	26.0	101.5	179.0	109.5	187.0	233.0	33.0	90.0	147.5	11.5	6.0	1,217.5
平均	45.2	26.9	101.7	112.8	105.2	111.2	140.2	106.0	160.2	207.9	62.6	33.6	1,213.5

資料：国土交通省気象庁ホームページ（アメダス土浦）

■土浦市の平均気温（単位：℃）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2016	4.5	5.6	8.8	14.0	19.0	21.7	24.6	26.5	23.6	17.5	10.4	7.1	15.3
2017	4.1	5.4	7.2	13.5	19.1	21.0	26.6	25.3	22.1	16.2	10.5	5.0	14.7
2018	3.1	4.1	10.5	15.8	18.9	21.8	27.8	27.3	22.5	18.4	12.9	6.7	15.8
2019	3.8	5.8	9.4	12.5	19.2	21.2	23.7	27.9	24.2	18.8	11.9	7.4	15.5
2020	6.1	6.8	9.8	11.9	18.9	22.5	23.5	28.1	23.9	16.8	12.6	6.0	15.6
平均	4.3	5.5	9.1	13.5	19.0	21.6	25.2	27.0	23.3	17.5	11.7	6.4	15.4

資料：国土交通省気象庁ホームページ（アメダス土浦）

3. 人口・世帯数

令和3年4月1日現在、市の総人口は141,119人、総世帯数は67,936世帯で、一世帯あたり人口は2.08人である。人口は平成12年からやや減少傾向にあるが、世帯数は増加している。一世帯人口は減少傾向で、世帯規模の縮小が進んでいるとみられる。なお、65歳以上の人口割合は約3割であり、全国平均よりも若干高齢化が進んでいる。

■人口の動態

種別	土浦市		全国
幼年人口(0～14歳)	15,707人	(11.1%)	(12.2%)
生産年齢人口(15～64歳)	84,271人	(59.7%)	(59.9%)
高齢人口(65歳以上)	41,141人	(29.2%)	(27.9%)
計	141,119人	(100%)	(100%)

資料：住民基本台帳（市：令和3年4月1日現在、全国：令和2年1月1日現在）

4. 土地利用・建築物

市域の土地利用は、宅地の割合は約2割で、山林が約1割を占めるが、土浦地区と新治地区では、利用傾向が大きく異なる。

土浦地区では延焼火災に注意を要するとともに、新治地区では山間部でのがけ崩れや土石流に対する注意が必要といえる。

また、住宅の耐震化率は約8割と高く、特定建築物（一定規模以上の学校、病院、福祉施設等）、市有施設も8割を超えている。

■土地利用の状況

区分	総面積	田	畑	山林	宅地	その他
面積	122.89km ²	19.51km ²	19.79km ²	14.77km ²	28.48km ²	40.34km ²
割合	100.0%	15.9%	16.1%	12.0%	23.2%	32.8%

資料：課税課資料（令和2年1月1日現在）

■建築物の耐震化の状況

種別	総数	耐震性がある数(割合)	備考
住宅	57,419戸	53,501戸(93%)	令和3年時点の推定
特定建築物	467棟	408棟(87%)	令和3年時点の推定
市有建築物	718棟	610棟(85%)	令和3年時点の推定

資料：土浦市耐震改修促進計画（令和3年3月一部改訂）

5. 生活環境の変化

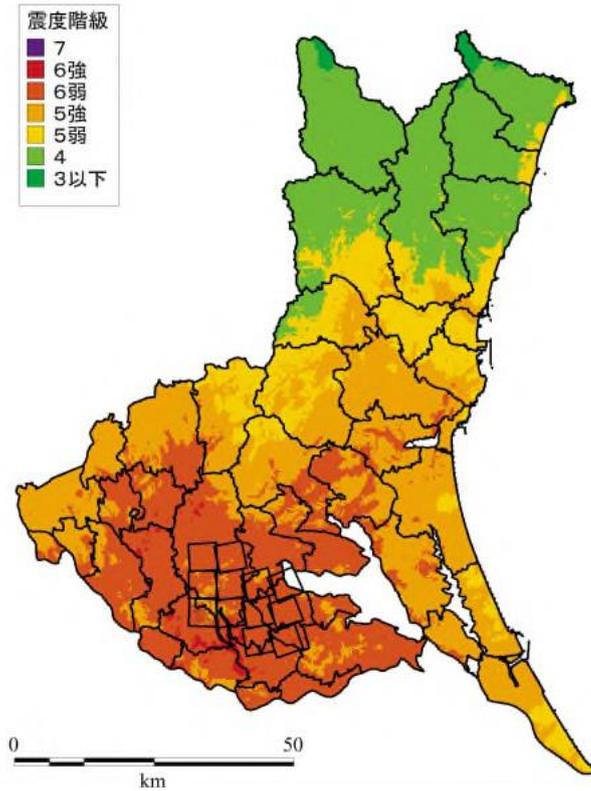
社会経済情勢の変化や情報化の進展等により、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が提唱されるなど、個人の生活・行動様式の多様化によって、衣・食・住や就業形態、さらには余暇時間の過ごし方等も様々になっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、行動制限が長期化する中で、テレワークやオンラインサービスの利用の増加など、ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会における新しいスタイルでの日常生活が行われるようになってきた。

第3 地震被害想定

茨城県地震被害想定調査によると、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）の被害想定から推定される土浦市内の被害は、最大震度 6 弱を観測し、全壊焼失する建物数が最大で 670 棟、負傷者数が 340 人に上ると予測され、市内で多数の市民が罹災し、避難生活を強いられる可能性がある。

■茨城県南部の地震の地表震度分布図



資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

■茨城県南部地震の予測被害量（土浦市）

被害項目		被害数		
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊焼失	200棟	190棟	670棟
	半壊	2,300棟	2,300棟	2,300棟
人的被害	死者	20人	10人	10人
	重傷者	20人	20人	30人
	負傷者	340人	200人	280人
避難者	被災当日	7,600人	7,600人	8,700人
	被災1週間後	10,000人	10,000人	11,000人
	被災1ヶ月後	5,300人	5,300人	6,400人
要援助者数	—	40人	30人	40人

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

《総則》1-2 土浦市の災害環境

この他、F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層による地震や、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震などの発生可能性があるとしてされており、発生した場合は、マグニチュード7.1～8.4と茨城県地震被害想定調査により推定されている。

なお、東日本大震災においては、想定を超える大津波が発生し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験から、被害想定を超えるような大規模災害や複合災害等への対応が必要である。また、自然現象は大きな不確実性を伴うものであり、想定には一定の限界があることを十分に留意する必要がある。

第4 災害危険箇所

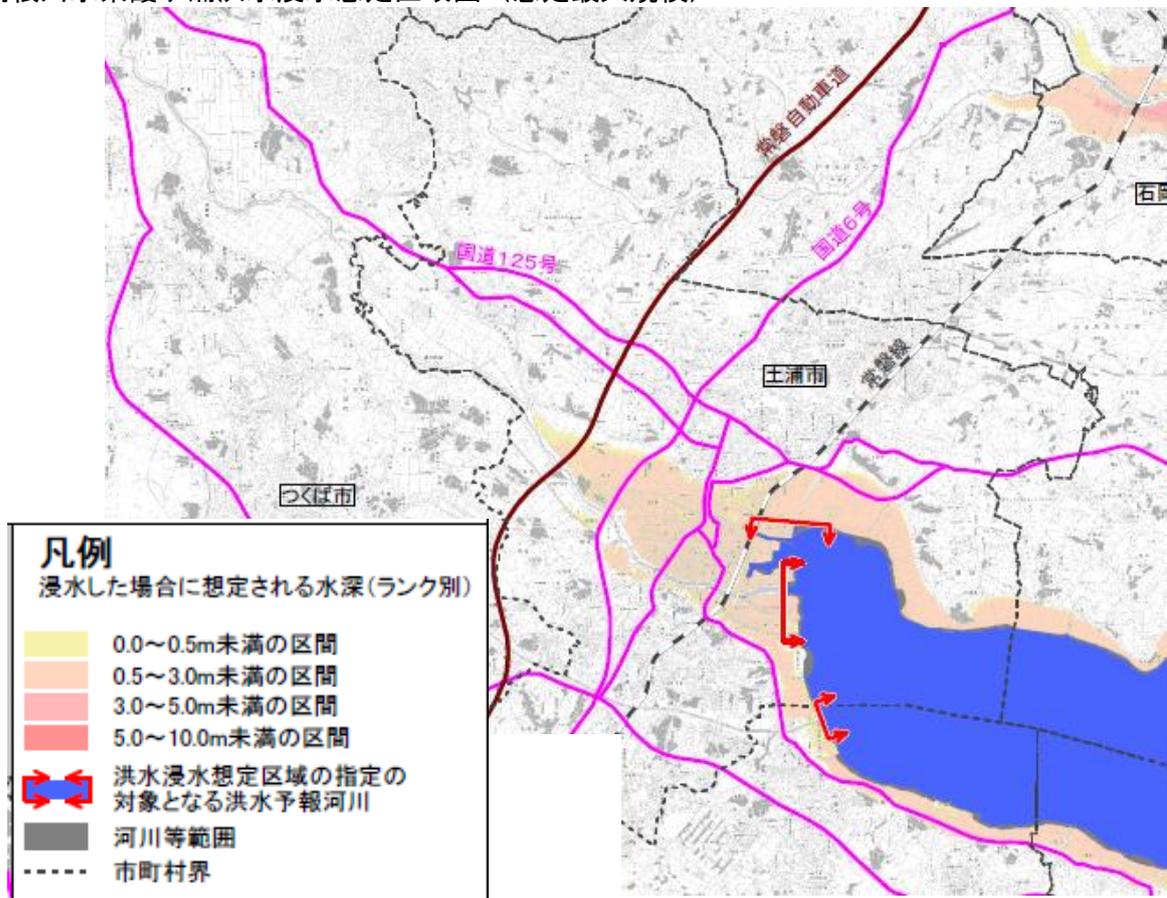
1. 浸水想定区域

(1) 霞ヶ浦

水防警報及び洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

霞ヶ浦浸水想定区域は、想定最大規模の雨量条件（霞ヶ浦流域に8日間雨量で853mm）による外水氾濫の想定で、霞ヶ浦の湖岸平野と桜川低地の広範囲に、最大5m以下の浸水が予想されている。

■利根川水系霞ヶ浦洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所ホームページ（平成28年8月18日指定・公表）

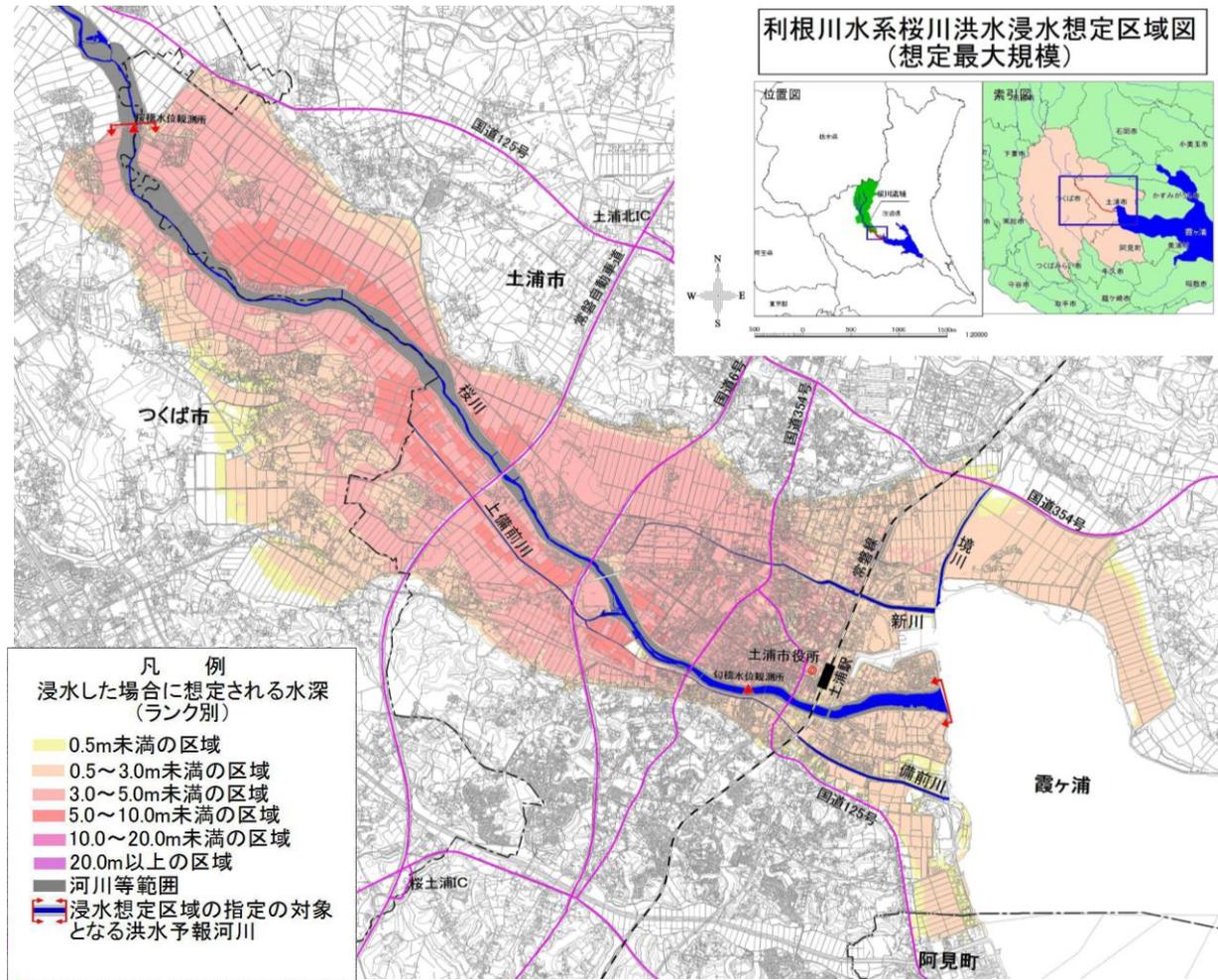
《総則》1-2 土浦市の災害環境

(2) 桜川

水防警報及び洪水予報を行う県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

桜川浸水想定区域は、想定最大規模の雨量条件（桜川流域に48時間雨量で746mm、ピーク時の1時間雨量で77mm）による外水氾濫の想定で、桜川低地の広範囲に、最大5m程度の浸水が予想されている。

■利根川水系桜川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：茨城県ホームページ（平成29年9月28日指定）

2. 土砂災害危険箇所

砂防事業・治山事業の基礎調査で把握されている土砂災害危険箇所・山地災害危険地区のうち、がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）と土石流（土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区）の危険箇所が市内に100箇所以上分布する。このうち、山地災害と土石流の危険箇所は新治地区に限られ、急傾斜地崩壊危険箇所は多くが土浦地区に分布する。

また、県により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

■土砂災害危険箇所等の状況（単位：箇所）

種類	区分		箇所数	合計
土砂災害 危険箇所 (※)	急傾斜地崩壊危険箇所	(Ⅰ)	66【65】	87【85】
		(Ⅱ)	14【14】	
		(Ⅲ)	7【6】	
	土石流危険渓流	(Ⅰ)	7【7】	9【9】
		(Ⅱ)	0	
		(Ⅲ)	2【2】	
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区		5	12
	崩壊土砂流出危険地区		7	
合計			108【94】	

※【 】内は、土砂災害（特別）危険区域の箇所数

※区分：Ⅰは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が5戸以上、Ⅱは1～4戸、Ⅲは0戸

第3節 各主体の業務大綱

第1 市及び関係機関の業務大綱

土浦市及び市域を所管する防災関係機関の事務または業務の大綱は概ね次のとおりとし、その処理の際には相互に協力するよう努める。

1. 市

名 称	事務または業務の大綱
土 浦 市	1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること 3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること 4) 災害の防御と拡大の防止に関すること 5) 救助、防疫等罹災者の救助、保護に関すること 6) 災害復旧資材の確保に関すること 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8) 被災市営施設の応急対策に関すること 9) 災害時における文教対策に関すること 10) 災害対策要員の動員に関すること 11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること 12) 被災施設の復旧に関すること 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること

2. 県

名 称	事務又は業務の大綱
茨 城 県	1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 4) 災害の防御と拡大の防止 5) 救助、防疫等罹災者の救助、保護 6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 7) 被災産業に対する融資等の対策 8) 被災県営施設の応急対策 9) 災害時における文教対策 10) 災害時における社会秩序の維持 11) 災害対策要員の動員、雇上 12) 災害時における交通、輸送の確保 13) 被災施設の復旧 14) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっ旋等 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

《総則》1-3 各主体の業務大綱

3. 指定地方行政機関

名 称	事務又は業務の大綱
関東財務局 (水戸財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 災害復旧事業費の査定立合いに関する事 2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事 3) 災害復旧事業の融資（長期）に関する事 4) 国有財産の無償貸付業務に関する事 5) 金融上の措置に関する事
関東農政局 茨城県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事 5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事 8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3) 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事
関東地方整備局 (霞ヶ浦河川事務所) (常陸河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2) 公共施設等の整備に関する事 3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 6) 災害時における復旧資材の確保に関する事 7) 災害時における応急工事等に関する事 8) 災害復旧工事の施工に関する事 9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事 10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事 11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事 12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事 13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」） 14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

《総則》1-3 各主体の業務大綱

名 称	事務又は業務の大綱
関東運輸局 (茨城運輸支局)	1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること 2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること 3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること
東京管区気象台 (水戸地方気象台)	1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東管区警察局	1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること 3) 管内防災関係機関との連携に関すること 4) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 5) 警察通信の確保及び統制に関すること 6) 津波、火山警報等の伝達に関すること
関東総合通信局	1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること 2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること 3) 災害時における非常通信の確保に関すること 4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること 5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること
水戸原子力事務所	1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること 2) 原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関すること 3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること
関東信越厚生局	1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること 2) 関係機関との連絡調整に関すること
茨城労働局	1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること 2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること 3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること 4) 労災保険給付に関すること 5) 職業のあっ旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること

《総則》1-3 各主体の業務大綱

4. 自衛隊

名 称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第1施設団 (古河駐屯地司令)	1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 2) 災害派遣計画の作成に関する事 3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事 4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事 5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事

5. 指定公共機関

名 称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)関東支社	1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関する事 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 (土浦郵便局)
日 本 銀 行 (水戸事務所)	1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事 2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事 3) 金融機関の業務運営の確保に関する事 4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事 5) 上記各業務に係る広報に関する事
日本赤十字社 (茨城県支部)	1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事 2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事 3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事 4) 義援金の募集配布に関する事
日本放送協会 (水戸放送局)	1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事 2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事 3) 社会事業等による義援金の募集、配布に関する事
東日本高速道路(株)関東支社	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関する事
独立行政法人水資源機構 (霞ヶ浦用水管理所)	1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事 2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事
東日本旅客鉄道(株)水戸支社 日本貨物鉄道(株)水戸営業支店	1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東日本電信電話(株)茨城支店	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

《総則》1-3 各主体の業務大綱

名 称	事務又は業務の大綱
日本通運(株)水戸支店	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東京電力パワーグリッド(株)土浦支社	1) 災害時における電力供給に関する事 2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
(株)NTTドコモ茨城支店 KDDI(株)水戸支店 ソフトバンク(株)	1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事

6. 指定地方公共機関

名 称	事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業 団 体 連 合 会	1) 各地土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復 旧計画書作成に関する事 2) 各土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災 管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。
社 会 福 祉 法 人 茨城県社会福祉協議会	1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 2) 生活福祉資金の貸付に関する事
一般社団法人茨城県医師会 公益社団法人茨城県歯科医師会 公益社団法人茨城県薬剤師会 公益社団法人茨城県看護協会	災害時における応急医療活動に関する事
関 東 鉄 道 (株) 社団法人茨城県トラック協会	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
東 部 ガ ス (株)	1) ガス施設の安全、保全に関する事 2) 災害時におけるガスの供給に関する事 3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
一 般 社 団 法 人 茨城県高圧ガス保安協会	1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事 2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 3) 高圧ガスの供給に関する事 4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
(株) 茨 城 新 聞 社 (株) 茨 城 放 送	1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事 3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事

7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

名 称	事務又は業務の大綱
一般社団法人土浦市産業文化事業団 茨城みなみ農業共済組合	それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活 動に対する協力に関する事
社 会 福 祉 法 人 土浦市社会福祉協議会	1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 2) 生活福祉資金の貸付に関する事

《総則》1-3 各主体の業務大綱

名 称	事務又は業務の大綱
土浦ケーブルテレビ(株)	1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事 3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事
一般社団法人土浦市医師会 一般社団法人土浦市歯科医師会 一般社団法人土浦薬剤師会	災害時における応急医療活動に関する事
茨城県乗用旅客自動車協会土浦支部 J R バス 関 東 (株)	災害時における避難者及び救援物資その他の輸送の協力に関する事
茨城県建設業協会土浦支部	1) 仮設住宅、便所の建設の協力に関する事 2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 3) その他災害時における建設活動の協力に関する事
茨 城 県 建 築 士 会	1) 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2) その他災害時における建設活動の協力に関する事
土浦市指定水道工事店・排水設備工事店 (社)日本水道協会関東地方支部	災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関する事
土浦市危険物安全協会 茨城県高圧ガス保安協会土浦支部 そ の 他 販 売 業 者	1) 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事 2) 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関する事 3) 被災施設の応急処理と復旧に関する事
水郷つくば農業協同組合	1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2) 災害時における食料及び物資の供給に関する事 3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 4) 被災農家に対する融資及びあつ旋に関する事 5) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋に関する事
土 浦 商 工 会 議 所 土 浦 商 店 街 連 合 会 大 規 模 商 業 施 設 土 浦 市 新 治 商 工 会	1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2) 救助物資、復旧資材の確保、あつ旋、輸送等についての協力に関する事 3) 災害時における物価安定についての協力に関する事
霞ヶ浦漁業協同組合 (土浦市支部) (土浦第一支部) (株)ラクスマリーナ	1) 災害時における船舶等の貸出に関する事 2) 水難救護の協力に関する事 3) 災害応急対策のための輸送等の協力に関する事 4) その他災害防除の協力に関する事 5) 被害調査に関する事
土 地 改 良 区	1) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧に関する事 2) 湛水の防排除施設の整備と活動に関する事
土浦地区交通安全協会土浦支部	1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事 2) 被災地及び避難場所の警戒に関する事 3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事
土浦市女性団体連絡協議会 土浦市ボランティアサークル連絡協議会 土浦市赤十字奉仕団 公益社団法人土浦市シルバー人材センター 社会教育関係団体	1) ボランティアの受入れの協力に関する事 2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事 3) その他災害応急対策についての協力に関する事

《総則》 1-3 各主体の業務大綱

名 称	事務又は業務の大綱
病 院 等 経 営 者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設管理者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 災害時における入所者の保護に関する事 3) 災害時における高齢者・障害者等の一時保護への協力に関する事
民間教育機関等の管理者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 災害時における施設利用者の保護に関する事 3) 災害時における地域住民の一時避難への協力に関する事 4) 市が行う応急教育活動への協力に関する事
金 融 機 関	被災住民・事業者等に対する資金の融資に関する事

第 2 市民・自主防災組織・事業所の役割

大規模災害の発生時に、市や防災関係機関だけで応急対策を実施することには限界があり、地域住民の防災活動が不可欠である。市民及び事業所は、平時から災害へ備えるとともに、災害発生時には、防災の基本である自らの命は自らが守るという「自助」と、地域で助け合う「共助」の考えのもと、以下の役割を認識して応急活動に参加する。

区 分	役 割
市 民	1) 自身や家族の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること 2) 自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、地域の人とのつながりを大切にして、災害に強いまちづくりに協力すること 3) 市及び県が行う防災に関する事業に協力すること 4) 発生した災害の教訓を十分に理解し、後世に伝承すること
土浦市地区長連合会 土浦市民生委員児童委員協議会連合会 各 自 主 防 災 組 織	1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事 2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事 3) 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事 4) 自主防災活動の実施に関する事
事業所	1) 事業活動にあたって、その企業市民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、自身や家族の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるひとづくりのために最大の努力をほらうこと 2) 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること 3) 市長及び知事が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力をほらうこと

第2章 災害予防計画

第1節 組織と情報ネットワークの整備

第1 防災組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

1. 市の活動体制の整備

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市の各部局は、職員に対して、通常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制、市地域防災計画の内容について周知徹底を図っておく。

(2) 各部局における災害対策計画に基づくマニュアルの作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき作成した、応急対策に関する基本的事項を定めた活動マニュアルを基本として、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において応急対策に関するマニュアルを作成し、(1)に示した方法に基づきその周知徹底を図る。

なお、マニュアルは、組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。

また、市の業務継続計画（BCP）についても、適宜見直しを行うとともに、BCPに基づいた訓練を実施するなどして、市の災害対応力の維持・向上に努める。

(3) 部局間の連携体制の整備

市の各部局は、災害時に他部局とも円滑に連携が図れるよう日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。また、(2)の各部局で作成したマニュアルの調整を図り、必要があれば修正等を行う。

また、災害対策本部設置時の各班のサポート体制を強化し、災害活動において職員の過不足が生じないように検討する。

なお、突発的で緊急の事案にも対応した人員体制の確立を図り、本庁舎以外の部署の職員についての効率的な活用を検討する。

(4) 情報収集・伝達・報告体制の強化

市の各部局は、情報収集・報告先リストの作成、各部長の補佐・調整役の設置等を行い、情報収集・伝達・報告体制の強化を図る。

また、広報広聴課の職員を緊急初動隊員に指名し、緊急時の初動情報発信体制の強化を図るとともに、農林水産業についても、被害状況の早期把握のための体制づくりに努める。

(5) 複合災害への対策

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実させるとともに、発生の可能性が高い複合災害を想定した図上・実動訓練の実施に努める。

2. 防災関係機関等の活動体制の整備

実施担当	総務部
連携先	防災関係機関

市の実施担当部局は、防災関係機関に対し、以下の事項について着実に推進するよう働きかける。

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等を予め明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関するマニュアル等の整備を図る。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう、平常時から情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておく。

3. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

地震防災対策を計画的に推進するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して策定した茨城県地震防災緊急事業五箇年計画について、市は着実な推進に努める。

【地震防災緊急事業五箇年計画における事業項目】

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ ⑦～⑧までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑩ 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑪ 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑫ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑬ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑭ 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑮ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑯ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑰ ①～⑯に掲げるもののほか、地震防災上整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

また、災害時において、防災関係機関が相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう、受援計画を作成するとともに、平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するよう努める。

1. 応援要請・受入体制の整備

実施担当	総務部
連携先	県、他市町村、自衛隊、応援協定先、防災関係機関

(1) 市区町村間の相互応援

1) 協定の締結

市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市区町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

また、平常時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2) 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

3) 応援受入体制の整備

応援要請後、他自治体からの応援部隊が効率的に活動できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(2) 国、県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつ旋

災害時の国、県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつ旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして、災害時の応急対策等に関し協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4) 関係機関や関連業者との災害協定締結の推進

関係機関や関連業者への災害協定の締結等を推進する。

また、災害時の迅速な活動の展開のため、市職員における定期的な協定内容の確認、定期的に協定先の担当者との顔合わせ及び協定内容の確認・合意形成を行う。

第3 自主防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要がある。

このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していく。

また、自主防災組織や地域防災サポーターについても活動環境の整備を積極的に行っていく。その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 自主防災組織の育成・連携

実施担当	総務部、消防本部
連携先	自主防災組織

(1) 自主防災組織の整備

自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

1) 普及啓発活動の実施

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域の既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けをする。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や女性、職場が自宅にある人々の参加を促進するなど、構成員の調整を図っていく。

【自主防災組織の主な活動内容】

- 《平常時》
- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
 - ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
 - ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
 - ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
 - ⑤ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

《予防》2-1 組織と情報ネットワークの整備

- 《発災時》
- ①初期消火の実施
 - ②情報の収集・伝達
 - ③救出・救護の実施及び協力
 - ④集団避難の実施
 - ⑤炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
 - ⑥要配慮者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織の結成及び資機材の整備等について支援・助成を行う。

(4) リーダーの養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(5) 自主防災組織への情報伝達体制の強化

緊急時や停電時、電話不通時等にも対応した自主防災組織への情報伝達体制の整備を行う。

(6) 自主防災会救命講習会の実施

自主防災組織に対し、心肺蘇生法及びAED使用方法等についての救命講習会を実施し、自主防災組織の強化を図る。

(7) 市民参加型ワークショップの開催

主に洪水浸水想定区域内の市民を対象に、各河川の注意すべき箇所をハザードマップにより周知するとともに、マイマップやマイタイムライン、避難カードの作成などの市民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

2. 地域防災サポーターの育成

実施担当	総務部
連携先	地域防災サポーター

(1) 地域防災サポーター制度の整備

市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の連携や防災力の強化を図るため、地域の防災活動を支える地域防災サポーターを登録する。また、地域防災サポーター相互による連絡協議会を設置し、地域間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(2) 地域防災サポーターの支援・育成

地域防災サポーターの活動を支援するため、定期的に研修等を実施し、市域の防災・減災能力の向上を図る。

《予防》2-1 組織と情報ネットワークの整備

(3) 防災士資格取得の補助

地域防災サポーターの人材確保のため、防災士資格の取得を目指す市民に対し、取得に要する経費を補助する。なお、補助の基準等については、別に定めるものとする。

3. 事業所防災体制の強化

実施担当	消防本部
連携先	県、防災関係機関

(1) 防火・防災管理体制の強化

消防本部は、災害発生時に出火防止、初期消火、迅速な避難等ができるよう、事業所の管理者等に対し、多数の人が出入りする防火対象物の防火管理や大規模建築物等の防災管理について、必要な指導を行い、防火・防災管理体制の強化に努める。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設において災害が発生した場合、社会的影響が大きいため、消防本部は事業所への安全点検の励行、維持管理の適正、関係機関との連携体制の強化を図るよう指導する。

(3) 建築物や地下街等の防災体制の強化

建築物や地下街等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努めるものとする。また、地下街の管理者に対し、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう、適宜、指導・助言する。

4. ボランティア組織の育成・連携

実施担当	保健福祉部、教育委員会、土浦市社会福祉協議会
連携先	県、茨城県社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアを一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、災害ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

■災害ボランティアの主な活動内容等

区分	活動内容
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等
専門	医療・防疫 医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
	語学 外国語通訳・翻訳
	アマチュア無線 非常通信

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、予め一般ボランティアの担当窓口を設置する。

社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受入窓口となることとし、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等を予め整備する。

市及び社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 受入体制の整備と応援体制の確立

社会福祉協議会は、円滑なボランティア活動を促進するため、受入体制の整備を強化するとともに、茨城県社会福祉協議会及び他市町村の社会福祉協議会との間における相互応援協定を締結し、災害時の応援体制の強化を図る。

(4) 災害ボランティアの活動環境の整備

1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3) ボランティア保険への加入促進

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4) 市民及び自治会における受援力の強化

地域外から来る様々なボランティアの力をうまく引き出すためには、ボランティアを地域で受け入れる環境や知恵などの「受援力」を日頃から高めておくことが重要である。

そのため、市では、市民及び自治会における以下の取組を推進し、強化する。

- ① 地域の防災マップを作る。
- ② 地域の防災訓練に参加する。
- ③ 支援が必要なときの窓口（相手）を決めて把握しておく。
- ④ 日頃から地域の人と人とのつながりを築いておく。

5) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等、ボランティア実施に係る環境整備を推進するとともに、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

5. 企業防災の促進

実施担当	総務部、産業経済部、消防本部
連携先	防災関係機関

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行うほか、予め商工会議所及び商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定支援に努めるものとする。

6. 一定地区内の防災活動の推進

実施担当	総務部
連携先	地域住民等、自主防災組織

一定地区内の市民及び事業者は、防災力の向上を図るため共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など、自発的に防災活動を推進することが望ましい。

その区域の市民等は、地域の実情や特性に合わせた、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地域防災計画の一部とするよう市防災会議に提案することができる。市防災会議は、この提案を受け必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報共有を図ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るとともに、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の体制整備を行う。

1. 情報通信設備の整備

実施担当	総務部
連携先	防災関係機関

同報系防災行政無線の整備により、双方向通信、データ通信機能等を確保し、避難の円滑化、災害情報の収集・把握・伝達の迅速化を図ることとする。

また、情報通信設備の設置者は、災害によるシステムの被害防止や迅速なシステムの復旧に備えて、システムの防災対策を十分に行う。

【主な情報通信設備】

- ①電話・FAX
- ②防災行政無線
- ③IP無線
- ④災害用公衆電話
- ⑤茨城県防災情報ネットワークシステム

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

また、パソコン等のデータについてもバックアップ体制の見直しを図る。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、無停電電源装置、発電機などの自家発電設備等の整備に努めるとともに、長期化に対応した発電機等の燃料の確保を図る。

また、電気自動車を電力源とした電力供給体制の構築に努める。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

また、サーバ・パソコン等データ機器については、機器の固定、その他の転倒防止策を実施し、地震対策の強化に努める。

(4) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、ホームページへのアクセス集中に伴う閲覧障害を想定し、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散するとともに、ホームページの充実・整備を行う。

《予防》2-1 組織と情報ネットワークの整備

(5) 防災行政無線の可聴困難地域の解消

防災行政無線の聞き取りづらい地域においては、機器の調整、戸別受信機の配布、放送内容の検討を行い、可聴困難地域の解消に努める。

(6) 災害時の優先通信

必要な部署等に災害時優先電話やIP無線を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(7) 広報用資機材の整備

広報車用の録音機材等については、常時、使用可能な状態となるよう機材の整備を行う。

(8) 避難所と災害対策本部との情報連絡体制の整備

避難所と災害対策本部との情報連絡体制を整備するとともに、避難所における市民への情報提供を強化する。

(9) 消防無線の整備

消防・救急無線には、活動波、主運用波、統制波がある。大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊や県消防応援活動調整本部等と無線で直接、連絡調整を行える。

広域応援体制による消防活動を円滑に実施するため、無線設備の強化整備に努める。

2. 防災情報システムの整備

実施担当	総務部
連携先	県

県の災害情報共有システム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

3. アマチュア無線ボランティアの活用

実施担当	総務部
連携先	応援協定先

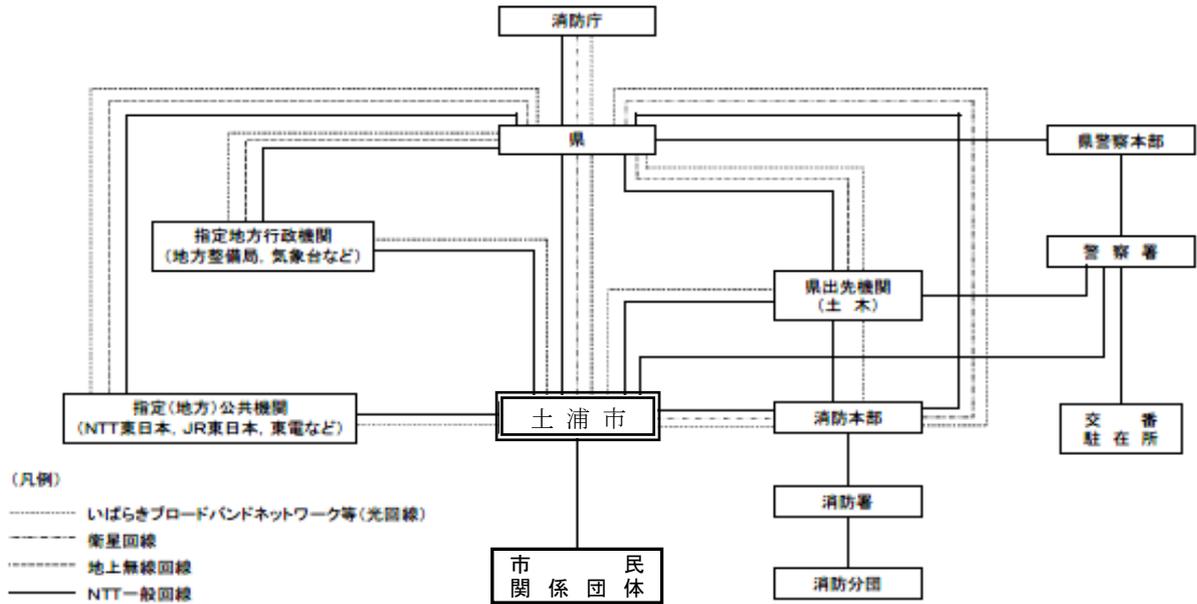
災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアの活動支援を得るため、予めアマチュア無線ボランティアの担当窓口を設置し、連携を図る。

4. 通信連絡系統図の作成

実施担当	総務部
連携先	県、防災関係機関

関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておく。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目でわかるようなものとする。

■通信連絡系統図



資料：茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）

5. 情報提供に係る多様な通信手段の活用

実施担当	総務部、市長公室
連携先	県

被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。

また、携帯端末の緊急速報メール機能やソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

さらに、近年の情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となってきたことを踏まえ、災害対応業務のデジタル化を促進するために、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災や風水害等による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。

1. 防災まちづくり方針の策定

実施担当	都市政策部、建設部
連携先	県

災害に強いまちづくりの計画的な推進を図るため、「土浦市都市計画マスタープラン」に位置づけられている災害に対する基本方針等について、以下の点を主な内容とする「防災まちづくりの方針」を定め、都市防災の強化を図る。

このマスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルで防災力の強化を図るために地区防災計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

【防災まちづくりの方針】

- ①地区の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ②災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- ④密集した既成市街地等で防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

2. 防災空間の確保

実施担当	都市政策部、建設部、消防本部
連携先	県

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区・特別緑地保全地区の指定

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、緑地保全地区等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

(2) 延焼遮断空間の整備

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

(3) 防災道路の整備

災害時において、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の整備、拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

また、併せて災害時の緊急活動や広域的な避難路を確保するため、高速道路へのアクセス強化としてスマートインターチェンジの整備を促進する。

その際、都市の構造、交通及び防災性等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(5) 消防活動空間の確保

基盤未整備の市街地では、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない等の消防活動が困難な場合もあり、消防用道路を最低限確保する必要がある。

このため、街路事業等により消防活動困難区域の解消に資する道路の、計画的な整備を推進する。

(6) 市街地再開発の推進

密集した既成市街地等で防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業を推進する。

3. 防災拠点の整備

実施担当	総務部、都市政策部、建設部
連携先	県

(1) 防災拠点の整備

地域の災害応急活動の中核拠点となる地域防災拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区防災拠点の整備に努める。

【防災拠点の現況】

- ①災害対策本部（市役所、代替施設：土浦市保健センター、土浦市消防本部、ワークヒル土浦）
- ②地区連絡所（支所・出張所）
- ③物資配送拠点（土浦市民会館、土浦地方卸売市場(株)）
- ④医療救護所（土浦第一中、土浦第二中、土浦第三中、土浦第四中、土浦第五中、土浦第六中、都和中、新治学園義務教育学校）
- ⑤指定避難所（市内小・中学校 27 箇所）

(2) 防災機能の充実

避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、臨時ヘリポートなどの整備を推進し、防災機能の充実を図る。

4. 避難施設の整備

実施担当	総務部、保健福祉部、建設部、都市政策部、教育委員会
連携先	県

(1) 避難施設整備計画の作成

夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘察し、避難場所及び避難路等の整備に関する避難施設整備計画を作成するよう努める。

(2) 避難場所（指定緊急避難場所） ⇒詳細は資料編 P16

延焼火災、がけ崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

【避難場所の設置基準】

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難者等に開放され、かつ居住者等の受入れの用に供する部分についてその避難経路上に障害が生じない建物や場所とする。
- ② 浸水や土砂災害等が発生した場合にその危険が及ぶおそれがないと認められる「安全区域」内に立地している建物や場所とする。
- ③ 各種災害により生ずる、水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設等に作用する力によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造でなければならない。
- ④ 洪水に関する施設については、想定水位以上の高さに避難者等受入用部分があり、かつ当該部分まで避難上有効な経路があること。

(3) 広域避難場所の指定

災害時の延焼火災の発生が想定される地区については、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となるため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

【広域避難場所の設置基準】

- ① 周辺市街地の大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- ② 要避難地区のすべての市民を受入れできるよう配置するものとする。
- ③ 広域避難場所に占める木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

《予防》2-2 災害に強いまちづくり

- ④ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- ⑤ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- ⑥ 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

(4) 避難道路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。

【避難道路の基準】

- ① おおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第2 建築物の耐震化・不燃化の推進等

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進する。

1. 建築物の耐震化の推進等

実施担当	総務部、市民生活部、都市政策部、建設部
連携先	県、事業所

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、「土浦市耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

1) 耐震診断マニュアルの普及

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごと）を普及し、建築士による耐震診断の促進を図る。

2) 耐震診断を行う建築技術者の養成

県が開催する建築士を養成する講習会への参加を促進する。

3) 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会への参加を促進する。一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、相談窓口開設の広報活動を展開する。

相談窓口では、地震の危険性や建築物の耐震性について関心を持ち、自ら適切な判断を行えるように、正確な知識や情報の提供を行う。

また、耐震改修支援センター発行のパンフレットを活用するほか、住宅建築物の地震防災対策普及ツールを配布・活用し、建築物の耐震化について、積極的な周知に努める。

4) 耐震化促進のための環境整備

耐震化を促進するため、耐震診断マニュアルを活用し、診断業務の効率化を図る。

また、県が公表しているリフォームアドバイザー等の登録リストを活用するとともに、リフォーム事業者との連携策等について検討する。

さらに、特定優良賃貸住宅の活用を検討するとともに、「社会資本整備総合交付金」を積極的に活用する。

5) 特定建築物の耐震化

耐震改修促進法による特定建築物（不特定多数の者が利用する一定の建築物）の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を促進するとともに、必要に応じて、指導及び助言を行う。

6) 民間住宅の耐震化

木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進するとともに、微地形を考慮した「揺れやすさマップ」を作成、公表し、地盤のゆれやすさを市民に周知することにより、民間住宅の耐震化を促進する。

7) 空き家対策

必要に応じて空き家等の有無を調査し、危険な状態にあると思われるときは、当該空き家の所有者等の所在、危険状態の程度等を調査する。

空き家等が現に危険な状態にあり、かつ当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について、助言・指導・勧告する。勧告に従わない者に

《予防》2-2 災害に強いまちづくり

対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令し、それでも従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、代執行を行う。

8) 公共建築物の耐震化等

防災拠点施設等、防災上の重要度に応じて、耐震診断、耐震改修を実施するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を努める。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の充実

地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を推進する。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

(4) 建築物の落下物対策の推進

1) 一般建築物の落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を推進する。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ① 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ② 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ③ ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、「土浦市生垣設置奨励補助事業制度」や「土浦市危険ブロック塀等撤去補助制度」等を周知し、造り替えや生垣化等を促進する。
- ④ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法の遵守を指導する。

(5) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の設備や改良、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進める。

2. 建築物の不燃化、防火対策の推進

実施担当	都市政策部、消防本部
連携先	県、事業所

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、防火性能の高い建築物を誘導することで、市街地の不燃化を図る。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行った上で地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

(3) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3. 建築物の液状化被害予防対策の推進

実施担当	都市政策部、総務部
連携先	県、事業所

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- ① 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- ② 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- ③ 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- ④ 液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

- ① 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第42条)
- ② 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

4. 文化財の保護

実施担当	教育委員会
連携先	県、文化財管理者

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。

あわせて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の災害予防の推進

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。

このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1. 道路施設の災害予防

実施担当	建設部
連携先	土浦土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)

(1) 道路施設の耐震性の向上

- ① 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- ② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ① 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難なときは、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。
- ② 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ③ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ④ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2. 鉄道施設の災害予防

実施担当	総務部
連携先	東日本旅客鉄道(株)

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握するとともに、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

3. 河川等の災害予防

実施担当	建設部
連携先	土浦土木事務所

河川、砂防の管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を県とともに実施する。特に浸水等による二次災害の発生が想定される地区における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

また、水防情報テレメーターシステムの更新・充実を図り、出水時における水防活動に必要な河川水位、雨量及び河川監視カメラ等による情報を的確かつ迅速に収集・配信するとともに、河川等における二次的な災害防止に対処できる体制を確立する。

4. 港湾等の災害予防

実施担当	建設部
連携先	土浦土木事務所

市及び県は、土浦港について、災害時の水上輸送拠点としての機能について検討し、必要な整備に努める。

第4 ライフライン施設の災害予防の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることは重要かつ有効である。

このため、施設ごとに耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策を講じて、万全を期する。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

1. 電力施設の災害予防

実施担当	総務部
連携先	東京電力パワーグリッド(株)

地震、風水害、落雷、火災など、様々な災害を想定し、電気設備の技術基準などに基づき、施設・設備の耐震性の確保や早期復旧の体制整備など、災害予防対策を講じる。

2. 電話施設の災害予防

実施担当	総務部
連携先	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置等に関する措置計画を作成するとともに、電気通信設備の耐震化や通信システムの高信頼化を推進する。

また、電気通信処理システムに関するデータベース等の滅失や損傷を防ぐための設備の強化を図る。

3. 都市ガス施設の災害予防

実施担当	総務部
連携先	東部ガス(株)

ガスの漏えいによる二次災害の防止、ガスの安全な供給を確保のため、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

4. 上水道施設の災害予防

実施担当	建設部
連携先	県南水道事務所、県西水道事務所

水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、緊急時の給水確保に向けた体制の強化、施設の整備を推進する。

5. 下水道施設、農業集落排水施設の災害予防

実施担当	建設部
連携先	県流域下水道事務所

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、耐震診断、耐震補強工事等を実施し、より高い耐震性能の保持に努めるとともに、下水道の排水能力の維持・向上に努める。

第5 地盤災害防災対策の推進

災害による被害を未然に防止するには、その土地の地盤・地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めるものとする。

1. 災害危険箇所の把握

実施担当	総務部、都市政策部、建設部
連携先	県

(1) 斜面造成宅地の危険箇所の指定等

県と連携して、災害のおそれがある大規模な造成宅地の位置、規模等を特定し、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

(2) 地盤災害危険度の把握

市の災害環境基礎調査等を活用し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などを行う。

また、データベースを利用して、地盤のゆれやすさ等を調査し、その結果を揺れやすさマップや地域危険度マップ等で公表する。

(3) 危険箇所のパトロール

県や自主防災組織等と連携して、出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検して、市民への注意喚起に努めるとともに、地表や擁壁の状態等を把握し、必要な対策を講じる。

2. 土地利用の適正化の誘導

実施担当	総務部、都市政策部、建設部
連携先	県

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、災害危険度を市民等に周知する。

また、災害に脆弱な地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 災害危険箇所の周知等

土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。

特に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して市民に周知する。

3. 斜面崩壊防止対策の推進

実施担当	建設部、都市政策部、総務部
連携先	県

(1) 防災工事の推進等

土砂災害危険箇所について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の指定を促進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事を推進する。

また、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域が指定された場合には、土砂災害防止措置の実施を推進する。

県と連携し、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

(2) 斜面判定士の受入れ体制整備等

土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

(3) 所有者に対する防災措置の指導

防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合においては、当該地区内の土地所有者、管理者又は占有者、その土地において行為制限を行った者、被害を受けるおそれのある者に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施工、被害を受けるおそれが著しいと認められる家屋の移転、その他必要な措置を執ることを勧告する。

(4) 定期的な危険箇所調査の実施

大地震発生後には余震が頻発するため、危険箇所の緊急パトロールの大幅増加が見込まれる。そのため、日頃から定期的に危険箇所を調査して現状把握に努めるとともに、危険箇所の絞込みを行って重点的に点検が必要な場所とそうでない場所との差別化を図る。

4. 造成地災害防止対策の推進

実施担当	都市政策部、総務部
連携先	県

(1) 開発規制等

県と連携して、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）に基づく造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

(2) 被災宅地応急危険度判定制度の活用

斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地応急危険度判定士の育成を行うとともに、派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

5. 地盤沈下防止対策の推進

実施担当	市民生活部
連携先	県

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

このため、県と連携して、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水の規制について働きかける。

6. 液状化対策の推進

実施担当	総務部、都市政策部、建設部、関係各部
連携先	県

液状化の危険性が高い軟弱地盤について、建築基準法施行令第42条により区域を指定し、液状化による被害の防止、軽減のための措置を指導する。液状化の危険性がある地盤での建築にあたっては、有効な地盤改良や基礎工法とすること、また、小規模建築物（階数が3以下）を対象に、地盤の液状化危険度の調査を指導する。

(1) 地盤データの収集とデータベース化の充実

液状化による被害を軽減するため、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努める。

(2) 耐震性貯水槽の液状化対策

地震により液状化現象が発生した際にも貯水槽の給水室が使用できるように、給水室内の操作口に毛布を巻いておく等の対応を図る。

7. 警戒避難体制の強化

実施担当	総務部、市長公室
連携先	県

土砂災害関連情報の収集・伝達体制を充実させるとともに、情報発信機器の整備・充実を推進する。

なお、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が新たに指定された場合には、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を第3章第2節に定める。

また、同区域内に、災害時要配慮者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を定める。

第6 危険物等施設の安全対策の推進

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるには、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進し、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、危険物等施設の立入り検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1. 石油類等危険物施設の予防対策

実施担当	消防本部
連携先	県、危険物施設の管理者

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の徹底を図る。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) タンクの安全対策

一定規模以下の貯蔵タンクについて、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安確保の指導

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直して操業実態に合ったものとし、従業員等に対する保安教育や防災訓練の実施、自主防災体制の確立に努めている。また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めている。

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入り検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な是正指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者に対し保安管理の向上のための講習会、研修会を実施し、資質の向上に努める。

2. 高圧ガス及び火薬類の予防対策

実施担当	消防本部、総務部
連携先	県、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安を確保するため、県が行う次の対策を推進する。

1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

3) 事業者間の相互応援体制の整備

被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

4) 地震対策用安全器具の普及

地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効なシステムの普及促進を図る。

(2) 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

県が行う次の対策を推進する。

1) 高圧ガス等の保安検査、立入り検査

県火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

2) 保安団体の活動の推進

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

3) 火薬類搬送時の安全指示

公共の安全維持のため必要があるときは、関係機関と連携を密にし、必要な指示を行う。

4) 火薬類の予防対策

① 保安検査、立入検査により、安全指導を行うとともに意識の高揚を図る。

② 定期自主検査の完全実施を厳格に行うなどの対策を講じる。

(3) 毒性ガス対策

1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

事業者は、市等が実施する防災訓練に参加し、必要な措置を講じる。

事故対策として、風向計等の設置やガスマスク等の防災用機器の整備を進めるとともに、関連事業者による応急対策の協力体制の整備に努める。

2) 被害防止体制の確立等

毒性ガス漏えいを想定し、市民への広報手段、避難誘導方法、避難場所を予め定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

(4) 都市ガス漏れ及び爆発事故の予防対策

消防本部は、必要に応じ、火災予防査察を実施し、災害の未然防止を図る。また、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報するものとし、通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画する。

事業者は、前記通報を受けた場合に直ちに防災上必要な対策を講じる。

(5) 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者、もしくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあたっては、事前に消防本部に点検計画を連絡するとともに、消防本部が実施する地階に対する予防査察について協力する。

消防本部、事業者は、地階を有する施設の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。また、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、大規模の地階のガス防止訓練を年1回以上実施する。

3. 毒劇物取扱施設の予防対策

実施担当	消防本部
連携先	県、毒劇物取扱施設の管理者

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県が行う次の対策を推進する。

1) 登録施設に対する指導

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により登録が義務づけられている施設に対して、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、あわせて危害防止規定の整備を指導する。

2) 登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。毒劇物取扱施設の管理者は、次の措置を行う。

1) 毒物又は劇物による危害を防止するための危害防止規定の整備

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
 - イ) 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - エ) 事故時における応急措置を行う者

《予防》2-2 災害に強いまちづくり

- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、
非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

3) 設備の耐震化

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4. 放射線使用施設の予防対策

実施担当	消防本部
連携先	放射線使用施設の管理者、放射線使用者、国、県、県警察本部

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。

放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

水戸原子力事務所は、放射線使用事業所に対し、地震等の災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

また県が行う次の対策を推進する。

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項に基づく医療監視
- ② 放射線使用施設（医療機関）に対する医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定の遵守のための監視結果に基づく指導
- ③ 施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置実施の指導

(1) 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

(2) 維持管理指導の推進等

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

また、県は、医療法（昭和23年法律205号）第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

県警察本部は、放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第7 水政計画の推進

1. 治山計画

実施担当	産業経済部
連携先	県南農林事務所

(1) 治山計画

県の森林整備保全事業計画に基づき、山地災害危険地区を重点に、緊急性の高い箇所から計画的に治山施設の整備を推進する。

また、これらのうち国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図る。

(2) 保安林整備計画

県の地域森林計画により、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための治山事業等による森林の整備を進めている。特に、保安林の指定については、重要水源地、山地災害危険地区及び都市近郊に在る森林の保安林指定を進める。

2. 治水計画

実施担当	建設部
連携先	霞ヶ浦河川事務所、土浦土木事務所

(1) 外水氾濫対策

霞ヶ浦については、平成7年度に完了した暫定断面から、引き続き完成断面の完了に向けて、整備を推進する。桜川については、県の広域河川改修事業による整備を推進する。

(2) 内水氾濫対策

河川管理者と連携して、台風や集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、内水河川・水路、下水道の整備を推進する。また、大雨等によりマンホールや水路からあふれた雨水による浸水区域を想定した「内水ハザードマップ」を作成し、市民への周知・啓発を図る。

3. 水防法に基づく洪水対策

実施担当	総務部、建設部
連携先	霞ヶ浦河川事務所、土浦土木事務所

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者（市長）等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。本市内の洪水予報河川の指定の状況は次のとおりである。なお、現在は、水位情報周知河川の指定はない。

■市内の洪水予報河川

河川名	管理者	水位観測所
霞ヶ浦	国	出島（かすみがうら市坂）
桜川	茨城県	桜橋（土浦市田土部）

(1) 洪水浸水想定区域の対策

1) 洪水ハザードマップによる周知

浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水時の避難場所、避難の方向等を示した洪水ハザードマップを作成し、市民への周知・啓発を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

2) 中小河川の対策

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、地域住民に対して水害リスクの情報等を周知するよう努める。

(2) 避難体制等の整備

1) 避難情報の発令基準等の明確化

災害発生情報、避難指示、高齢者等避難等の避難情報について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するよう努める。

また、避難場所、避難路を予め指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

2) 情報伝達体制の整備

国（気象庁、国土交通省）、県及び市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、高齢者や障害者等の要配慮者にもわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(3) 流域治水対策

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者との密接な連携体制を構築する。

第8 都市・交通計画の推進

都市・交通災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画及び交通計画を考慮して次の施策を実施する。

1. 都市計画の推進

実施担当	都市政策部
連携先	県

(1) 「都市防災に関する方針」の充実

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（土浦市都市計画マスタープラン）」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

(2) 災害危険区域の指定

地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとしている。

（災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。）

2. 交通計画の推進

実施担当	建設部
連携先	土浦土木事務所、常陸河川国道事務所

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ① 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ② 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ③ 横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
- ④ 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- ⑤ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- ⑥ 排水側溝は、路面水を処理し、速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を施す。

(2) 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

《予防》2-2 災害に強いまちづくり

■道路冠水危険箇所

番号	道路種別	路線名	地先名又は通称名
11	市道	大和4号線 有明2号線	川口二丁目（川口立体道）、土浦高架道 JR 常磐線下

資料：茨城県ホームページ

■異常気象時通行規制区間

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置
		箇所	延長（km）		
29	筑波公園永井線	つくば市筑波～ 土浦市小野	11.7	落石・路肩崩落 土砂崩落	有

資料：茨城県地域防災計画（平成31年4月1日現在）

第9 文教計画の推進

教育委員会は、学校、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

1. 防災上必要な教育の実施

実施担当	教育委員会、学校長
連携先	県、私立学校

- ① 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ② 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- ③ 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2. 防災上必要な訓練の実施

実施担当	教育委員会、学校長
連携先	県、私立学校

- ① 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ② 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ③ 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3. 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

実施担当	教育委員会、学校長
連携先	県

教育委員会は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4. 学校等施設・設備の災害予防措置

実施担当	教育委員会、学校長
連携先	県

教育委員会は、災害による学校等、施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

- ① 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、不燃堅牢構造化を促進する。
- ② 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第10 農地農業計画の推進

1. 農地計画

実施担当	産業経済部
連携先	県南農林事務所

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県と連携し、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

(1) ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設、並びにこれらの附帯施設の整備を推進する。

(2) 湛水防除事業

県は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 地盤沈下対策事業

県は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

2. 農業計画

実施担当	産業経済部
連携先	県南農林事務所、水郷つくば農業協同組合

(1) 情報対策等

1) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

(2) 家畜対策

県と連携し、次の対策を家畜所有者に指導する。

- ① 低湿地畜舎周囲の土盛り排水路の整備
- ② 風水害を想定した家畜の避難場所確保
- ③ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修

第3節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、消防、救助、救援、応急復旧等のための輸送を円滑に行う必要がある。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

1. 緊急輸送道路の選定・整備

実施担当	総務部、建設部
連携先	土浦土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、土浦警察署

(1) 緊急輸送道路の指定 ⇒詳細は資料編 P23

県が指定する緊急輸送道路の指定状況を踏まえ、次の機能を確保するための道路を緊急輸送道路として選定する。

- ① 各災害対策拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、中継拠点病院、ヘリポート等）の緊急輸送ネットワークを確保するための道路（耐震・崩壊・落石等の対策、代替路線の確保等）
- ② 地区の孤立化を防止するための道路（耐震・崩壊・落石対策等）

(2) 緊急輸送道路の資機材等の整備

緊急輸送道路の道路管理者と警察は連携して、災害時の道路確保の実施方法を具体化し、道路の啓開、通行制限、交通規制等に必要な資機材の整備に努める。

2. ヘリポート、港湾の指定・整備

実施担当	総務部、都市政策部、建設部
連携先	県

(1) 臨時ヘリポートの指定・整備 ⇒詳細は資料編 P26

緊急輸送道路や防災拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、中継拠点病院等）の指定状況を踏まえ、次の機能を確保するための空地を臨時ヘリポートに指定する。

また、臨時ヘリポートの開設・運営方法を具体化し、必要な資機材の整備に努める。

- ① 陸上輸送が困難な区間を補完するためのヘリポート等（孤立地区等）
- ② 迅速な輸送を要する区間（後方医療機関への搬送等）

(2) 拠点港湾の検討

市及び県は、土浦港について、災害時の水上輸送拠点としての機能について検討し、必要な整備に努める。

3. 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

実施担当	総務部
連携先	防災関係機関

市及び各防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両を継続的に整理し、緊急通行車両の事前届出を行うとともに、災害時の車両の運用体制を整備する。

また、緊急輸送能力を確保するため、運送関係団体等との協定等により、車両、ヘリコプター、船舶等及びそれらの従事者の確保体制を整備する。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

災害による死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1. 出火予防

実施担当	消防本部
連携先	東部ガス(株)、化学薬品保管事業所等

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) 器具からの出火の予防

市民に対し、家庭で使用する器具を正しく使用するように指導するとともに、調理器具や暖房器具、電気器具などの火災リスクを周知し、出火防止を図る。

2) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うが、市はその旨を周知、指導する。

(3) 住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置促進

火災や地震などの災害時に必要な器具の取付けを、市民に対しホームページ等の広報媒体を活用し設置促進する。

2. 消防施設等の整備・強化

実施担当	消防本部、消防団
連携先	県

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

(1) 資機材の備蓄

1) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等に起因する大規模な火災に備え、県からの協力を得て、科学消防力の強化充実を図るものとする。

2) 空中消火用資機材の備蓄

県は昭和 50 年度から林野火災空中消火用資機材の備蓄を図った。この運用については「茨城県林野火災空中消火用資機材管理運用要項」に基づき、時期を失せず適切に活用するよう努めるものとする。

なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。

- ・陸上自衛隊施設学校
- ・茨城県立消防学校

3. 火災予防対策の徹底

実施担当	消防本部、消防団
連携先	県

(1) 消防同意制度の推進

消防同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(2) 防火・防災管理者の育成、指導

防火・防災管理者が必要な防火対象物に対し、適正な防火指導を行うなど、適宜教育することにより防火管理者の育成を図る。

(3) 予防査察の強化指導

予防査察の実施にあたっては、防火対象物の用途・実状に応じて優先順位を定め査察規程で定めた査察計画に従い状況を把握し、関係者に対して、火災発生危険及び消防用設備等の管理に関して、火災予防上必要な措置を講じるなど、徹底した是正指導を行う。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、危険物の取扱作業に関して計画的に保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は是正指導をする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

火災予防に係る各種啓発活動や消防訓練を通して、市民に自主的な火災予防対策の向上を促進するとともに、関係機関及び団体と協力して、防火思想、知識の普及徹底を図る。

4. 消防力の強化

実施担当	消防本部、消防団
連携先	県

災害による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、「消防施設整備計画」に基づき、消防力を強化し、火災予防の徹底、ならびに消防車両・資機材の適正配備を行う。

さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

(1) 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県が推進する県下の消防本部の広域再編に協力する。

(2) 署所の適正配置

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

《予防》2-3 被害軽減への備え

(3) 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え市内の水利状況の把握に努める。

(4) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保や自家発電設備の整備を推進する。

(5) 消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

また、青年層・女性層や特定の能力を生かした機能別消防団の入団促進等に努める。

(6) 広域応援体制の整備

1) 消防応援

大規模災害時の相互応援に備え、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るほか、他の消防本部との合同訓練を実施する。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体化し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確にしておく。

2) 緊急消防援助隊の対応

県が編成する緊急消防援助隊に登録し、国内で発生する大災害時の派遣に備えるとともに、受援体制を確立する。

5. 救助力の強化

実施担当	消防本部、建設部、消防団
連携先	県

(1) 救助活動体制の強化

消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。特に、大規模地震に備え、倒壊建物の下に埋まっている要救助者の捜索用資機材の整備・高度化を図る。

建設部は、職員による救出活動班の編成を進めるとともに、建設業者等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受け入れ体制について整備する。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

4項 消防力の強化(5)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

4項 消防力の強化(6)に準ずる。

6. 救急力の強化

実施担当	消防本部
連携先	県

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の計画的な実施
- ⑤ 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥ 市民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

また、ドクターヘリ、ドクターカーを早期に要請することにより、いち早い医療体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

救急業務計画に基づき、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練をDMATなど関係機関との連携により実施する。

7. 消防計画の修正

実施担当	消防本部、消防団
連携先	県

国が定める基準に従い作成している消防計画について、地域の実態に適合するよう適宜修正する。特に、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努めるものとする。

【消防計画の大綱】

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害予防・警戒及び防ぎよ
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急
- ⑥ その他災害対策

8. 消防職団員の教育訓練

実施担当	消防本部、消防団
連携先	県

消防職員及び消防団員に、高度な知識及び技術を修得させるため、県立消防学校及び消防大学校に派遣するとともに、一般教育訓練の計画を立て、実施する。

1) 消防職員科

初任教育

専科教育（特殊災害、予防査察、危険物、火災調査、救急、救助等）

幹部教育（中級、初級幹部科等）

特別教育（新任消防長教育訓練、薬剤投与講習会、潜水講習会等）

2) 消防団員科

基礎教育（日曜講座）

専科教育（タンク車課程、ポンプ車課程、小型ポンプ課程等）

幹部教育（指揮幹部、指導員養成科等）

特別教育（一日入校等）

9. 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

実施担当	消防本部、消防団、総務部
連携先	県

(1) 初期消火力の向上

地域の初期消火能力を向上させるため、消防団や自主防災組織などが行う、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材の備蓄、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを促進する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

家屋の倒壊現場からの救出などに有効な資機材（ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなど）について、自主防災組織等への備蓄を促進し支援するとともに、地域建築業者等からの調達体制を整備する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として行う、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練について、指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全確保について十分に配慮する。

また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、県、医療機関等とともに医療救護活動への備えを図る。

1. 医療救護施設の確保

実施担当	保健福祉部
連携先	土浦保健所

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市及び県は、医療救護の活動上重要な拠点となる公立病院、保健所及び保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震・免震改修を行う。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ライフラインが寸断された場合でも診療能力を維持するため、病院に次の対策を促進する。

- ① 自家発電装置について3日分程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保
- ② 自家用井戸の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化

2. 中継拠点病院の整備

実施担当	保健福祉部
連携先	中継拠点病院

中継拠点病院として指定した医療機関に対して、災害拠点病院の整備基準に準じた整備を促進し、災害時の医療機能を確保する。

- ① 救急診療に必要な診療棟の耐震構造の整備
- ② 患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペースの整備
- ③ 電気等のライフラインの維持機能の整備
- ④ ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備の整備
- ⑤ 医療情報システム端末の設置
- ⑥ 携行用の応急医療資機材等の整備

【中継拠点病院の指定現況】

- ① 総合病院土浦協同病院（おおつ野四丁目）
- ② 独立行政法人霞ヶ浦医療センター（下高津二丁目）

3. 医薬品等の確保

実施担当	保健福祉部
連携先	土浦市医師会、県、茨城県赤十字血液センター

(1) 医薬品等の備蓄

医療救護所の設置予定施設への、災害用医薬品セットの配備を促進する。セット内容については、医師会の協力を得て選定する。

(2) 輸血用血液製剤の確保

災害時の輸血用血液製剤等の確保について、県や茨城県赤十字血液センターとの連携体制を整備する。

4. 医療機関間情報網の整備

実施担当	総務部、保健福祉部
連携先	県

中継拠点病院や医療救護所等へ、県の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）やIP無線、消防無線等の配備を促進する。

電力・通信が寸断された場合でもEMISが入力出来るよう、病院に対してデータ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備を促進する。

5. 医療関係者に対する訓練等の実施

実施担当	保健福祉部
連携先	県、土浦市医師会、病院

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、医薬品、食料・飲料水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルの作成と、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

(2) 防災訓練の実施

病院に対し、年2回の防火訓練、年1回以上の防災訓練の実施を促進し、防災訓練については、夜間時の発災を想定した訓練や、地域の防災関係機関、地域住民との共同による訓練の実施を促進する。

また、医療関係団体に、病院、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加するよう求める。

(3) トリアージ技術等の教育研修

医師会等と連携して、市内の医師等に対し、国（厚生労働省）及び県が行う、災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進する。

6. 医療関係団体との協力体制の強化

実施担当	保健福祉部
連携先	県、土浦市医師会、土浦保健所

災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。また、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

7. 医療ボランティアの活用

実施担当	保健福祉部
連携先	県、土浦市医師会、土浦保健所

市、保健所及び医師会は、災害時の医療ボランティアの受け入れや活動を円滑に行えるよう、体制を備えておく。

第4 被災者支援のための備え

被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品等の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

1. 避難所の整備

実施担当	総務部、教育委員会
連携先	—

(1) 避難所の指定

施設の耐震性、土砂災害危険箇所の状況、災害実績等を考慮して避難所の指定、見直しを行うとともに、災害時要配慮者にも配慮した避難所の指定に努める。

なお、指定後も、定期的に人口分布や地理的条件などを踏まえて最適な配置を検討する。

また、感染防止のための過密防止や収容力不足の解消を検討し、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努める。

(2) 避難所の代替施設の確保

大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

なお、必要に応じ、応援協定に基づく民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に引っ越せるよう、予め体制を整備する。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材やカセットガス発電機などの非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

避難所の設備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレの整備など、災害時要配慮者へも配慮するとともに、専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など、乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

また、長期間の避難所生活に備え、間仕切り、家族用テント等のプライバシー対策用の資材に加え、感染症対策のための衛生用品の確保に努める。

(4) 避難所の運営体制の整備

市民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

《予防》2-3 被害軽減への備え

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、地域防災サポーター等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の交代要員の確立

避難所は、施設の管理者、教職員または避難所直行職員が開設することになるが、避難所運営が長期化する場合に備え、避難所直行職員の交代要員を事前に確保しておく。

2. 広域避難（広域一時滞在）

実施担当	総務部
連携先	県、他市町村

市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時および災害が発生する恐れがある段階に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体と応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要となった場合は、その受入れについて、県内の市町村とは直接協議する。他の都道府県の市町村とは県へ該当する都道府県との協議を求める。

3. 食料、生活必需品等の供給体制の整備

実施担当	総務部、産業経済部、都市政策部
連携先	県、応援協定先

想定される避難所生活者数分の食料、生活必需品等を、公的備蓄及び流通在庫により確保する。備蓄量は、想定される罹災人口のおおむね3日分に相当する量を目標とし、大規模な地震が発生した場合には、流通在庫が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実を図るとともに、孤立化に備えた分散備蓄に努める。確保する品目は、災害時要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮して選定し、時間とともに変化する被災者ニーズに対応した品の確保に努める。

また、災害時に従事する職員が参集する際には、各自において3食分の食料を持参することとなるが、市においても被災者の他に当該職員に対する飲食物等について、十分な量を確保するよう努めるものとする。

■主な備蓄品目 ⇒詳細は資料編 P21

区分	品目
食料・飲料水	・アルファ米 ・ビスケット ・飲料水 ・乳児用粉ミルク 等
生活必需品	・毛布 ・ビニールシート ・簡易トイレ ・トイレットペーパー ・マスク ・消毒液 等

(1) 市民等への備蓄の促進

市民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう周知啓発する。

(2) 災害応援協定の締結等による供給体制の整備

生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他販売業者等との災害応援協定の締結等により、物資の供給体制の整備を進める。なお、定期的に、非常時の救援物資に関する関係機関との内容等の確認を行うとともに、大量の救援物資が集中した際の救援物資の受入れ方法について、予め検討しておく。

また、災害救助用米穀等の緊急引き渡しが行われるよう、県南県民センター、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の具体化を進める。

4. 応急給水・応急復旧体制の整備

実施担当	総務部、建設部、教育委員会
連携先	県、県南水道事務所、県西水道事務所

(1) 行動指針の作成

水道事業者等は、次の事項を踏まえた応急給水・応急復旧の行動指針の策定、見直しを行い、職員に周知徹底する。また、水道施設の耐震化を進める。

- ① 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等
- ② 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順
- ③ 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制
 - ア) 集結場所、駐車場所、居留場所
 - イ) 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- ④ 市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等
 - ア) 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - イ) 地震規模に応じた断水時期のめど
 - ウ) 市民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- ⑤ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ア) 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - イ) 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行
- ⑥ 給水車への水の供給地点への計画的なルートの検討

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は、施設の早期復旧、速やかな応急給水活動に備え、応急給水資機材の備蓄、更新並びに調達体制の整備を行う。

(3) 水質検査体制の整備

井戸水等を飲用しなければならない場合に備え、飲用の適否を平常時から調査しておくとともに、災害時の検査体制を整備しておく。

(4) 給水拠点等の確保

他自治体との給水応援協定の締結を推進するとともに、新たに防災用井戸を設置し、給水拠点の確保に努める。

5. り災証明書の交付

実施担当	総務部
連携先	県

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、被害予測量からこれらの業務に必要な人数及び応援人数の算定、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、被害量の分布から現地の活動拠点の検討等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

県が構築・運用する被災者生活再建支援システムについて、システム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修を積極的に受講し、り災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

第5 災害時要配慮者の安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、日本語での災害情報が理解できにくい外国人等）のうち自力で避難することが困難な方の被災率が高く、行政、福祉関係者、地域住民等が連携して、平常時から支援体制を総合的に整備する必要がある。

また、避難路や避難所施設等のバリアフリーや要配慮者に配慮した標識の設置等を促進し、支援環境の整備を図る必要がある。

1. 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部、こども未来部、都市政策部
連携先	県

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者に対し、災害時に備え予め防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等を整備し、地震防災応急計画を作成するよう促すとともに、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管するよう指導する。

また、地震防災応急計画作成の指導・助言を行い、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者に対し、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を促すとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）やボランティア組織との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

福祉関係団体と災害時要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携を支援する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

社会福祉施設等の管理者に対し、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事を促進する。

また、災害時要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者に対し、非常用自家発電機等の防災資機材の整備と、食料、飲料水、医薬品等の備蓄を促進する。

災害時要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、要請に基づき、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者に対し、施設職員等への防災知識及び意識の普及、啓発活動を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的の実施するよう促す。

また、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2. 在宅災害時要配慮者の支援体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部
連携先	町内会(自治会)、自主防災組織、民生委員児童委員、土浦市社会福祉協議会、介護サービス事業者、障害者団体

(1) 災害時要配慮者の状況把握

介護サービス事業者や民生委員児童委員から災害時要配慮者に係る情報（災害時要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を得て、災害時における支援の必要性等の状況把握に努める。なお、得られた情報については、個人情報保護に留意して管理し、定期的な更新を行うものとする。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者等に対して、緊急通報装置、ファクシミリを給付するとともに、障害者団体との連携等を促進し、災害時の迅速な情報伝達体制の確立に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するなど、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

また、自主防災組織等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難の支援や安否の確認等、必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成する。

この名簿は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援関係者に平時から提供する。

なお、災害時には避難支援関係者自身やその家族の安全確保が優先されることから、避難支援が確実に行われるものではないことを、同意を得る段階において確認する。

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 介護保険要介護3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者（呼吸器機能障害1級を除く内部障害者のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳○A又はAを所持する知的障害者
- ④ 精神保健障害者手帳1級を所持する者
- ⑤ その他市が支援の必要を認めた者

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の範囲

- ① 要支援者の氏名
- ② 要支援者の性別
- ③ 要支援者の生年月日
- ④ 要支援者の住所
- ⑤ 要支援者の電話番号
- ⑥ 上記に掲げる他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3) 避難支援関係者となる者の範囲

- ① 地区長
- ② 民生委員児童委員
- ③ 自主防災組織の役員
- ④ 土浦市社会福祉協議会
- ⑤ その他市長が必要と認める者

4) 個人情報の事前提供に関する同意

避難支援関係者へ平時から名簿を提供することについて、避難行動要支援者に同意を得るものとする。同意を得る段階において、災害時に犠牲者を出さないという支援制度の趣旨や概要、利点等を説明し、同意の促進に努める。

5) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

6) 避難行動要支援者名簿情報の管理

本市より名簿情報の提供を受ける避難支援関係者等は、避難行動要支援者名簿情報の漏洩防止のために必要な措置を講じる。

(5) 相互協力体制の整備、個別避難計画の作成

町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、その他福祉関係者と協力して、避難行動要支援者情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援するか、どこの避難所に避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるかなど、予め記載した「個別避難計画」の作成、訓練等を通じた実効性の確保を推進する。

3. 要配慮者の指定避難所等における支援体制の確保

実施担当	保健福祉部
連携先	県、土浦保健所、自主防災組織

県及び市は、指定避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

4. 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部
連携先	県

《予防》2-3 被害軽減への備え

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市及び県は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

市及び県は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

市及び県は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

市及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、次の対策に取り組む。

- ① 外国人相談窓口の充実
- ② 案内板等への外国語の併記
- ③ 各種広報媒体を利用した外国語による情報提供
- ④ 外国人と日本人とのネットワークの形成
- ⑤ 語学ボランティアの支援及び登録・養成

第6 帰宅困難者への備え

大規模な震災時には、公共交通機関が停止し、大量の滞留者や帰宅困難者が発生することにより、駅周辺等が混乱するおそれがある。混乱等を防止するため、地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことできるよう、必要な備蓄等を促すものとする。

1. 帰宅困難者対策の推進

実施担当	総務部、都市政策部
連携先	鉄道事業者

(1) 普及啓発

各企業等に一齐帰宅抑制に係る普及啓発を行うとともに、以下の対策に取り組むよう促す。特に、大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるよう啓発する。

- ① 交通機関の運行停止に備え、従業員等を一定期間留める体制を整える。
- ② 3日分の必要な水、食料、毛布などの物資を備蓄する。
- ③ 事業所の耐震化、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境を整備する。
- ④ 事業継続計画（BCP）における従業員等の待機及び帰宅の方針を定める。
- ⑤ 事業所と従業員間の安否確認方法を予め定める。

(2) 備蓄の確保

帰宅できず、駅等に滞留する通勤者や観光客等の帰宅困難者のために、大規模集客施設や各事業所に日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるように啓発を行うとともに、流通在庫（物資支援協定等）により支援物資の確保に努める。

(3) 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生に備え、災害時の対応や備蓄、一時滞在場所の確保等、公共交通事業者と協議の上、体制を構築しておく必要がある。

一時滞在場所については、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに対応した運営に努めるものとし、JR東日本との災害時の迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(5) 一時滞在場所の確保

多量の帰宅困難者が発生した場合に備え、下記を一時滞在場所に指定する。

【一時滞在場所】

- ① 土浦市総合福祉会館
- ② 神立地区コミュニティセンター
- ③ 荒川沖小学校
- ④ アルカス土浦

2. 各学校の取組

実施担当	教育委員会、学校
連携先	鉄道事業者

日頃から児童・生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

また、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築を図るとともに、学校に生徒及び教職員等が滞在することを考慮し、予め飲料水等の備蓄に努める。

第7 災害用資材、機材、燃料不足への備え

災害の発生に伴い、本市への資材や機材、燃料等の供給が滞る事態の発生に備え、関係機関と連携し、災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等の整備や点検、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1. 重要施設・災害応急対策車両等の指定

実施担当	総務部
連携先	県

(1) 重要施設の指定

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設を予め指定しておく。

(2) 災害応急対策車両の指定

災害応急対策や医療の提供を行うための車両を予め指定しておく。

また、指定車両には、災害応急対策車両の証となるステッカーを作成し備えておく。

(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

2. 災害用資機材、機材等の点検整備

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実にを行う。

3. 燃料の調達、補給体制の整備

実施担当	総務部、各部
連携先	県

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め県石油業協同組合各支部等関係機関と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

また、消防本部に設置する自家用給油取扱所に常に燃料を備蓄しておく。

さらに、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、日頃から車両の燃料を半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理の普及啓発を行う。

なお、ごみ処理施設等の重要施設については、燃料の優先確保に努めるものとする。

第8 航空・鉄道災害、道路事故への備え

航空、鉄道、道路に関する事故について、被害を軽減するため、平常時から次に掲げる対策を講じる。

1. 土浦市の状況

実施担当	—
連携先	—

(1) 航空状況

茨城県内には、いくつかの飛行場、ヘリポートがあるが、土浦市内に飛行場は存在しない。
また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されており、土浦市上空には羽田の管制区が設定されている。

■県内の航空状況

	公共用	非公共用	共用
飛行場	—	竜ヶ崎飛行場	百里（航空自衛隊） 茨城空港（民間）
ヘリポート	つくばヘリポート	前山下妻ヘリポート 茨城県庁 土浦協同病院ヘリポート	—

(2) 鉄道状況

市域の東側には、JR常磐線が北東から南西に通っている。市域内の駅は、神立駅、土浦駅、荒川沖駅の3駅である。

■市内の鉄道状況

鉄道事業者名	路線名	区間
東日本旅客鉄道(株)	常磐線	荒川沖～神立

(3) 道路交通状況

市内の道路網は、北東から南西に貫く常磐自動車道、国道6号と北西から南東に貫く国道125号及び354号を骨格として、県道、市道により形成されている。

■市内の道路状況

道路の種類	路線数	実延長（単位：km）
高速自動車国道	1	約14
一般国道	3	約48
県道	21	約80
市道	6,927	1,527
合計	6,952	約1,669

（令和2年3月31日現在）

2. 災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	消防本部、総務部、建設部
連携先	県、防災関係機関

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3. 道路施設等の管理と整備

実施担当	建設部
連携先	防災関係機関

(1) 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、定期的に巡回及び点検を実施する。

(2) 安全性向上のための対策の実施

安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

4. 災害応急活動体制の整備

実施担当	各部
連携先	県、防災関係機関

(1) マニュアルの整備

それぞれの実情に応じ、事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

事故発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。

(3) 消火、救助・救急及び医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの活動に応じた、救助・救急活動用資機材、消火用資機材、医療用資機材、車両等の整備、備蓄に努めるとともに、特殊な資機材については、緊急に調達し得るよう関係機関との協力体制の整備を図る。

1) 消火、救助・救急活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第2 火災予防ならびに消火活動、救助・救急活動の備え」に準ずる。

2) 医療活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第3 医療救護活動への備え」に準ずる。

《予防》2-3 被害軽減への備え

3) 緊急輸送活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第1 緊急輸送への備え」に準ずる。

5. 防災訓練の実施

実施担当	建設部、総務部
連携先	県、防災関係機関

大規模な道路事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

6. 防災知識の普及

実施担当	建設部
連携先	防災関係機関、自主防災組織

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

7. 再発防止対策の実施

実施担当	建設部
連携先	防災関係機関

災害発生時の被害拡大等の原因究明のため、総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第9 大規模・林野火災、危険物等災害への備え

大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害の発生を予防するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。

1. 災害に強いまちの形成

実施担当	建設部、都市政策部
連携先	県

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進する。

2. 災害予防対策

実施担当	消防本部、都市政策部
連携先	県、防火管理者、土浦警察署、事業者

(1) 火災に対する建築物の安全化

1) 消防用設備等の整備及び維持管理

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進する。

2) 建築物の防火管理体制

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

3) 建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

(2) 林野火災の予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるもので、火災の発生しやすい時期を重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

また、林野火災特別地域（林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域）に対し、林野火災特別地域対策事業計画に基づく事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

(3) 危険物等関係施設の安全性の確保

1) 保安体制の確立

危険物等関係施設に対する立入り検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

《予防》2-3 被害軽減への備え

2) 保安教育

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

3. 災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	消防本部、総務部
連携先	県、土浦警察署

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

4. 災害応急活動体制の整備

実施担当	消防本部
連携先	防災関係機関

(1) マニュアルの整備

大規模火災、林野火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

応急活動及び復旧活動に関し、連携を要する関係機関と相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急及び医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの活動に応じた、救助・救急活動用資機材、医療用資機材、車両等の整備、備蓄に努めるとともに、特殊な資機材については、緊急に調達し得るよう関係機関との協力体制の整備を図る。

1) 救助・救急活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第2 火災予防ならびに消火活動、救助・救急活動の備え」に準ずる。

2) 医療活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第3 医療救護活動への備え」に準ずる。

3) 緊急輸送活動への備え

⇒ 第2章・第3節「第1 緊急輸送への備え」に準ずる。

(4) 消火活動への備え

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

また、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

(5) 避難受入れ活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難場所、避難路を予め指定し、市民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して避難行動要支援者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め資機材を整備する。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

火災に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を推進する。

5. 防災訓練の実施

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

大規模火災や林野火災、危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

6. 防災知識等の普及

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

全国火災予防運動、防災週間、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、各種広報媒体を活用することにより、市民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、市民等に対し、住宅用防災機器、特に設置が義務化された住宅用火災警報器についての普及に努める。

第10 原子力災害への備え

原子力災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。

なお、ひたちなか市及びいわき市とは、災害対策基本法第86条の8の規定に基づく広域避難に関する協定を締結しており、避難者の受入要請があった場合に備え、避難者を受け入れる体制を平時から整備する。

1. 原子力施設の安全性の確保

実施担当	総務部、消防本部
連携先	事業者、県、土浦警察署

(1) 保安体制の確立

事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するとともに、災害が生じた場合は、その原因の徹底究明に努め、再発防止に資することとなる。

また県は、原子力施設に対する立入り検査を徹底し、施設の安全性の確保に努め、原子力災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めることとなる。

市は、市域に存在する放射線使用施設に対する立入り検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、必要に応じ、立入り検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育

事業者に対し、従業員等に対する保安教育や防災訓練の実施と、自主防災体制の確立を促す。

2. 災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	総務部、消防本部
連携先	事業者、県

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3. 災害応急活動体制の整備

実施担当	各部
連携先	県、防災関係機関、自主防災組織

(1) マニュアルの整備

それぞれの実情に応じ、原子力災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

《予防》2-3 被害軽減への備え

(2) 防災関係機関相互の連携体制

原子力災害の応急活動及び復旧活動に関し、連携を要する関係機関と相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(5) 応急対策活動への備え

放射線量の計測器等必要な資機材の整備に努める。

(6) 避難受入れ活動体制の整備

予め避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

4. 防災知識の普及

実施担当	各部
連携先	県、防災関係機関

防災の見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

5. 防災訓練の実施

実施担当	各部
連携先	県、防災関係機関

原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、原子力災害対応能力の向上に努めるとともに、放射線量の測定器等資機材の使用訓練を実施して緊急時の迅速な対応が行えるよう努めるものとする。

6. 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策

実施担当	消防本部
連携先	事業者、県、県警察本部

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図る必要がある。

《予防》2-3 被害軽減への備え

消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

7. 原子力事業所の予防対策の対象と範囲

実施担当	市民生活部
連携先	県、放射線使用者

市内には原子力施設が存在せず、また、県内又はその周辺にある原子力施設に関して「原子力災害対策指針」に示されている「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）」、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）」に市の地域は含まれていない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から150km以上離れている本市においても、一部地域で相対的に高い空間放射線量率が測定されており、放射線による人体の健康に関する不安や、農畜産物への放射性物質汚染及び風評被害の発生など、生活環境をはじめ経済活動に大きな影響が生じた。

市では、国・県の対応と市内の状況を踏まえ、市民の健康を守るとともに不安の払拭に向けて、各部署が迅速かつ臨機応変に適切な対応を実施した。

今回の経験を踏まえて、市内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、市民の健康を守るとともに、心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とともに、福島第一原子力発電所の事故の際には、遠く離れた遠方まで飛散した放射性物質の影響が及んだことから、PAZ、UPZの範囲に拘らず、国内全ての原子力事業所に対応するものとする。

8. モニタリング体制の整備

実施担当	市民生活部
連携先	国、県、県警察本部

原子力事業所から異常な水準での放射性物質又は放射線の放出があった場合、市内の主要箇所において、迅速に放射性物質及び放射線量の測定を実施するための体制を整備する。

また、可搬型計測器等の整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

第 1 1 災害廃棄物処理体制の整備

大規模な震災時には、建物や上下水道等の被災により、大量のガレキ処理、仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理が必要となるため、廃棄物処理施設の災害予防対策を進めるとともに、被害想定等を考慮した災害廃棄物処理体制の整備を進める必要がある。

1. 廃棄物処理施設等の災害予防対策

実施担当	市民生活部
連携先	県、防災関係機関

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、次の災害予防対策に努める。

- ① 処理施設等の点検、耐震化、不燃堅牢化等
- ② 処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保

2. 災害時の廃棄物処理計画

実施担当	総務部、市民生活部
連携先	県

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するために策定した「土浦市災害廃棄物処理計画」に従い、適切な処理に努める。

【災害廃棄物処理の基本方針】

- ① 適正かつ円滑・迅速な処理の実行
- ② 環境への配慮
- ③ 目標期間内での処理の実施
- ④ 合理的かつ経済的な処理

第12 南海トラフ地震防災対策推進計画に係る対応

1. 南海トラフ地震防災対策推進計画に係る対応

実施担当	総務部
連携先	県

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、県内では次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているが、土浦市はここに含まれていない。

【南海トラフ地震防災対策推進地域】

水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、大洗町、東海村
(6市1町1村)

しかし、南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがある。また、一度に巨大な地震が一回発生するだけではなく、時間差を置いて異なる地域で後発地震が発生することも懸念されている。

南海トラフ地震発生後は、国を挙げた復旧・復興が求められることが想定され、本市においても他自治体の被害状況を考慮し、被災地の復旧・復興に貢献することとなるため、本章に発表される情報の概要を掲載するものである。

国は、南海トラフ全域を対象に地震発生の高まりについて、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を発表するとしている。

■南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

■南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと付記する条件

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満の地震が発生したと評価が出された場合 想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価が出された場合（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。） ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い時間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

大規模な災害が発生し、市をはじめとする防災関係機関の災害対応能力を超える事態となった場合には、公助に加え、市民の自助、地域コミュニティ等による共助が連携して、被害を最小限にする必要がある。このため市民等が自らのまちは自ら守るという意識を啓発し、地域防災力の向上を図る必要がある。

また、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から市民等の防災教育を行うことを努力義務として推進するとともに、防災関係機関の職員が、防災に関する知識と意識を、市民の先頭にたつて向上させ、市民の模範となって、市民の教育を推進していく。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 一般市民向けの防災教育

実施担当	総務部、都市政策部、建設部、消防本部
連携先	県、防災関係機関、自主防災組織

広報メディア等を活用した広報、教育活動を行い、一般向けの防災教育を行うことを努力義務として推進する。特に、地震の大きな揺れの到達に先立ち、気象庁が発表する「緊急地震速報」について、普及推進する。

(1) 普及すべき防災知識の内容

- ① 風水害時の危険性
- ② 家庭での予防・安全対策
- ③ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- ④ 避難場所や避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- ⑤ 高齢者等避難、避難指示の内容と早期避難の重要性
- ⑥ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ⑦ 避難行動要支援者への支援協力
- ⑧ 災害の教訓
- ⑨ 竜巻注意情報発表時等状況ごとの竜巻に対する対処行動
- ⑩ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

(2) 広報紙、パンフレットの配布

ホームページ、広報紙、パンフレット、SNS等を活用し、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(3) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかける。

(4) ハザードマップによる啓発

ハザードマップは、市民の啓発を目的として作成したものであり、パンフレットとしての配布や、ホームページからのダウンロードなどの方法で簡単に入手できるようにすることでその内容の普及を進める。

【土浦市のハザードマップ】

- ①洪水ハザードマップ
- ②土砂災害避難地図
- ③内水ハザードマップ
- ④液状化危険度マップ
- ⑤土浦市揺れやすさマップ
- ⑥土浦市地域危険度マップ

(5) その他のメディアの活用

- ① 土浦ケーブルテレビ等の放送番組の活用
- ② 防災ビデオ等の製作、貸出
- ③ インターネット e ラーニング等の活用
- ④ 地震体験車等の教育設備の貸出

(6) 普及啓発すべき内容

1) 「自助」「共助」の推進

- ① おおむね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ③ 避難行動を予め認識するための取組
地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- ④ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
- ⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- ⑥ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等
平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

2) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（土浦市は「茨城県南部」））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

この緊急地震速報の内容及び大規模地震の発生時の適切な避難行動について、市民への普及啓発に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

4) 防災関連設備等の準備

- ① 非常用持出袋
- ② 消火器等消火資機材
- ③ 住宅用火災警報器
- ④ その他防災関連設備等

2. 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会
連携先	県

教育委員会は、防災担当部局や県等と連携して、学校教育における防災教育を推進する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

認定こども園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）においては、各学校等で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

また、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

(2) 指導方法の向上

指導のための手引書等の作成・配布、避難・救助等に関する研修会等により、教員等の指導レベルの向上を図る。

3. 職員の防災教育

実施担当	総務部
連携先	防災関係機関

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 教育・訓練

職員に対し、災害応急対策マニュアルの作成・見直し、インターネット上のeラーニング（防災・危機管理eーカレッジ）の受講を促進し、職員の危機管理能力の向上を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

近年普及しているゲーム感覚の防災研修ツール（クロスロード、避難所運営ゲーム（HUG）等）による防災研修や、心肺蘇生法及びAED使用方法等などの救命講習会、災害対策に定評のある学識経験者、防災関係機関職員、被災した自治体職員等を講師とする研修会、講演会を開催し、職員の参加を促進するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

(3) 学校職員の防災能力の向上

学校職員においては、発災時の迅速な対応の強化、児童生徒等の安全確保と保護者への確実な引渡し等、学校職員としての防災能力の向上を図る。

第2 防災訓練

災害時に迅速かつ的確に行動するには、日常の訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 総合防災訓練

実施担当	各部
連携先	防災関係機関、地区長連合会、自主防災組織、市民、応援協定先

関係機関相互の連携のもと、災害の発生を想定した効果的な総合防災訓練を継続的に実施し、それぞれに防災意識の高揚と防災活動の実践力の向上を図る。

(1) 訓練種目

防災関係機関、自主防災組織、応援協定先の事業所等の参加を広く呼びかけ、以下の種目を基本とした様々な内容で構成した訓練の実施に努める。

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

- ① 災害対策本部の運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難情報の伝達、避難者の誘導、避難所の設置・運営
- ④ 救出・救護、応急医療
- ⑤ ライフラインの応急措置
- ⑥ 消防活動、二次災害の防止措置
- ⑦ 道路の応急措置
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集伝達
- ⑩ 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- ⑪ 応急給水活動

(2) 訓練参加機関

総合防災訓練について、防災関係機関、応援協定締結機関、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、避難行動要支援者を含めた一般市民等の参加を広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制

防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するよう、警察署へ要請する。

(4) 訓練結果の評価

訓練主催者は、訓練内容を評価して、課題等を明らかにすることにより、訓練方法や防災計画等を改善する。

2. 市防災訓練の実施

実施担当	各部
連携先	防災関係機関、自主防災組織、保育所・幼稚園・病院及び社会福祉施設等の管理者

関係機関相互の連携のもと、様々な機会を捉えて、以下の防災訓練の実施に努める。

(1) 避難訓練

避難の指示、誘導等を円滑に行う訓練について、市が中心となり警察及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施する。

また、幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等が入所・通所する施設において、彼らの生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は、職員が迅速に非常参集するための訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練、情報収集伝達訓練、I P無線による緊急通信訓練、緊急地震速報による屋外退避訓練も合わせて実施する。

(3) 通信訓練

市及び県は、大規模地震を想定した被害状況の把握及び伝達について、定期的に訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 防災行政無線の操作訓練

防災行政無線の機器の状態確認、操作チェック等を含めた防災行政無線の定期的な操作訓練を実施する。

(5) 避難所開設・運営訓練

避難所直行職員や運営を担当する職員、地域住民に対し、円滑な避難所運営が図れるよう、開設時の受付方法や防災関連資機材の使用訓練を定期的実施する。その際、避難所における感染症のまん延防止を徹底するため、避難者及び運営者に対する感染症対策の訓練も実施する。

なお、関係団体や学校と連携し、多様な世代を含めた地域住民の参加を求めるとともに、避難所運営についての話し合いや炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(6) 災害時相互応援協定締結都市との防災訓練

葛飾区、天童市など災害時相互応援協定を締結している自治体の防災訓練に参加し、備蓄物資提供訓練等を実施して、協定締結自治体との相互交流を図る。

(7) 水防訓練

土浦市水防計画に基づき、定期的実施する。

3. 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

実施担当	消防本部、総務部
連携先	防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民

地域の防災力を高めるため、事業所や自主防災組織等が主体的に実施する防災訓練について、積極的に支援・指導を行う。

(1) 事業者における訓練

学校、病院、工場、事務所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者に対し、消防計画に基づく避難訓練を定期的実施するよう促すとともに、市及び地域の防災組織が行う防災訓練へ積極的に参加するよう指導する。

(2) 自主防災組織における訓練

自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練実施を促す。

なお、訓練は、消防本部の指導のもと、地域の事業所と協調して実施し、訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等安全確保訓練等を主とするものとする。

(3) 一般市民における訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性をかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く避難行動要支援者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第3 災害に関する調査

災害による被害は、災害報告書の項目にあがっているもののほか、エコノミー症候群、地区の孤立化など様々であり、近年も新たな問題が発生している。

このため、過去の災害における災害対策の教訓や有効事例等を把握し、土浦市の地域特性に照らして必要な災害対策を検討する必要がある。

1. 災害資料の整理等

実施担当	総務部、消防本部
連携先	県

市域における災害をはじめ、大規模災害に関する資料、文献を整理し、災害の教訓等の公開、伝承に努める。

2. 災害調査

実施担当	総務部
連携先	自主防災組織

(1) 災害環境基礎調査の更新

市の災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(地形、地盤、土地利用、危険物施設等)、災害履歴、市や関係機関の災害対応能力を調査して、土地の脆弱性、災害対応能力の課題等を抽出する災害環境基礎調査や被害想定調査を、自然条件や社会条件の変化を考慮して必要に応じて実施し、地域防災計画や災害対策マニュアル等に反映する。

(2) 地区別防災カルテの作成、活用

小学校区等の単位に地区別防災カルテを作成、公表に努め、自主防災組織における図上訓練等、自主防災活動の促進を図る。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

市及び各防災関係機関は、市域に災害が発生または発生のおそれがある場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整えるほか、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

1. 職員の配備体制区分

実施担当	各部
連携先	—

(1) 地震発生時

地震が発生又は被害が発生するおそれのあるときは、次の配備基準に従い、配備体制をとる。

■地震時の配備基準

区分	配備基準	配備体制	配備職員
注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） その他市長が必要と認めたとき 	情報収集及び連絡活動等を円滑に行う体制	注意配備職員
警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱を観測し、局地的な被害が発生したとき 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき その他市長が必要と認めたとき 	災害に備える体制を配備	警戒配備職員
第1 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5強を記録したとき（自動配備） 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき その他市長が必要と認めたとき 	小規模災害に対応する体制	直行職員 緊急初動隊員 管理職以上
第2 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度5強を記録したとき（自動配備） 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき その他市長が必要と認めたとき 	中規模災害に対応する体制	主幹級以上
第3 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上を記録したとき（自動配備） その他市長が必要と認めたとき 	大規模災害に対応する体制	全職員

※注1 消防本部・消防署員及び消防団については、消防本部の定めるところによる。

※注2 第3非常配備（全職員配備）の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

《応急対策》 3-1 初動対応

(2) 風水害発生時

風水害が発生するおそれがあるときは、関連情報等に基づき、次の配備体制をとる。

なお、水防本部が設置されているときは、水防体制の配備を優先し、市長の指示で災害対策本部の配備に移行する。

■風水害時の配備基準

区分	配備基準	配備体制	配備職員
注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の前兆があるとき ・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの警報が発表されたとき（自動配備） ・その他市長が必要と認めたとき 	災害の発生を予測する体制	注意配備職員
警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想されるとき ・その他市長が必要と認めたとき 	災害発生に備える体制	警戒配備職員
第1 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の被害が予想されるとき ・高齢者等避難（警戒レベル3）を発するとき ・その他市長が必要と認めたとき 	小規模の被害に対処する体制	直行職員 管理職以上
第2 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模の被害が予想されるとき ・避難指示（警戒レベル4）を発するとき ・その他市長が必要と認めたとき 	中規模の被害に対処する体制	主幹級以上
第3 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な被害が予想されるとき ・その他市長が必要と認めたとき 	大規模な被害に対処する体制	全職員

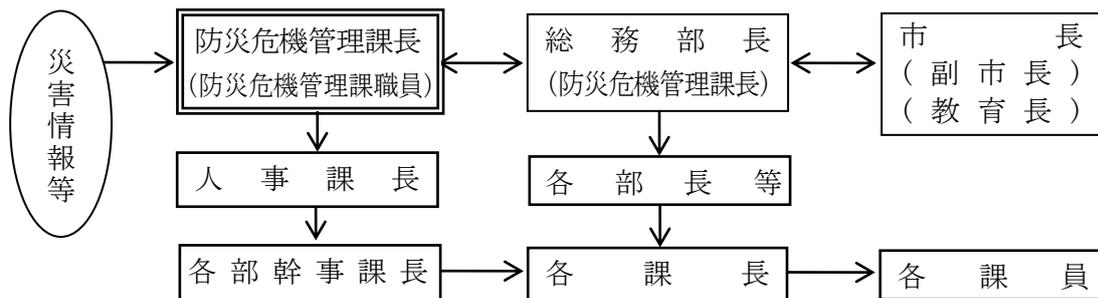
※注1 消防本部・消防署員及び消防団については、消防本部の定めるところによる。

※注2 第3非常配備（全職員配備）の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各部
連携先	—

■動員情報のながれ



《応急対策》3-1 初動対応

(1) 配備の決定

地震情報、気象情報、災害発生情報等に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制のうち必要な体制をとる。なお、市長は災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課に対し種別の異なる非常配備体制を指令することができる。

(2) 職員の動員

自動配備時以外に被害状況等に応じて市長の判断により配備体制をとる場合は、一般加入電話、携帯電話等による動員を行う。動員にあたっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順について予め定める。

1) 地震発生時

ア) 勤務時間内

職員の動員の手続は、庁内放送等を通じて人事課長（職員動員班長）が行う。

イ) 勤務時間外

原則的に地震情報による職員の自動参集とする。

なお、体感や状況を「気象庁震度階級解説関連表」に照らして、震度5弱以上のゆれが発生したと推定できる場合は、震度の発表がない場合でも、推定震度に相当する配備体制をとる。

2) 風水害発生時

ア) 勤務時間内

総務部長から各部長に配備体制を伝達するとともに、人事課長（職員動員班長）が庁内放送を行う。出先や外出中の職員等へは、各課長が伝達する。

イ) 勤務時間外

総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

3) 事故災害発生時

ア) 勤務時間内

総務部長から、市長が編成を指示した部の部長に配備指示を伝達するとともに、人事課長（職員動員班長）が庁内放送を行う。出先や外出中の職員等へは、各課長が伝達する。

イ) 勤務時間外

総務部長から、市長が編成を指示した部の部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

(3) 参集場所及び配備人員

1) 参集場所

原則は通常の勤務場所に参集する。

ただし、避難所直行職員、緊急初動隊員として指名された職員、その他、各課長から参集場所を指定された職員は、通常の勤務場所と異なる指定された場所に参集する。

2) 配備人員

配備人員は、災害の種別、規模に応じて各課長が指示する。

(4) 職員の安否確認

災害発生時の人員確保のため、職員の安否確認体制を整備する。その際は、全職員を対象とするとともに、家族等の安否を把握することに努める。

なお、職員自身に事故等があったときには、速やかに市長（本部長）に報告する。

《応急対策》3-1 初動対応

(5) 職員動員の報告

各部課は、職員参集表で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、人事課長（職員動員班長）に報告する。職員動員班長は、職員参集表により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

(6) 参集時の留意事項

- ① 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を所属長へ連絡する。
- ② 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- ③ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- ④ なお、参集途上において負傷者等要救助者を発見した場合、又は救助を求められた場合は、その人命救助を最優先とする。

3. 緊急初動体制

実施担当	緊急初動隊員
------	--------

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、「緊急初動隊」を編成し、災害対策本部の立ち上げを行う。

- ① 緊急初動隊は、市役所付近に居住する職員のうちから、予め指名する「緊急初動隊員」をもって編成する。
- ② 緊急初動隊員は、市域に震度5強以上の地震が発生した場合、自発的に参集する。
- ③ 緊急初動隊は、宿日直者と協力して、庁舎内の点検、通信機器等の確認、関係機関等との連絡、災害情報の収集等、災害対策本部の立ち上げに必要な事項を行う。
- ④ 本部統括班が参集した時点で、初動対応の結果を報告し本部業務の引き継ぎを行う。

<緊急初動隊の任務>

- ア) 本部開設の準備（庁舎の点検、本部会議室の設営等）
- イ) 情報の収集、とりまとめ
- ウ) 防災関係機関との連絡

4. 職員のサービス・健康管理

実施担当	職員動員班
------	-------

(1) 職員のサービス

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

《応急対策》 3-1 初動対応

- ④ 正規の勤務時間が終了しても各課長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 現場に出動するときは、腕章と名札を着用し、自動車には標旗及び標章を使用する。
- ⑥ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(2) 職員の健康管理等

所属長は、災害対策に従事する職員について、交代要員を確保し、精神的・肉体的にも健康管理に十分に留意する。

第2 災害警戒本部・災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市内の地域において災害が発生または発生のおそれがある場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

1. 設置基準

実施担当	本部統括班、広報班
連携先	県

(1) 設置基準

災害対策本部、災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置基準は、次のとおりとする。なお、土浦市水防計画による水防本部が設置されている場合は、これを統合する。

1) 地震発生時

災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5弱を記録した場合であって、市長が必要と認めたとき ・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合であって、市長が必要と認めたとき ・その他市長が必要と認めたとき
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強以上を記録したとき（自動設置） ・その他市長が必要と認めたとき

2) 風水害発生時

災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の災害発生が予想され、市長が必要と認めたとき ・その他市長が必要と認めたとき
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模又は大規模な災害発生が予想されるとき ・高齢者等避難（警戒レベル3）を発するとき ・その他市長が必要と認めたとき

3) 事故災害発生時

災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となったとき ・消防本部以外の市の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合であって、市長が必要と認めたとき
--------	---

(2) 廃止基準

本部の廃止基準は、次のとおりとする。

災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置したとき ・災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長（本部長）が認めたとき
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性又は災害対策がおおむね完了したと市長（本部長）が認めたとき

《応急対策》3-1 初動対応

(3) 本部設置・廃止の決定

本部の設置・廃止は、市長が決定する。ただし、自動設置の基準が適用される場合は、市長の指示を待たずに事前承諾を受けたものとする。なお、市長不在の場合は、①総務部を担当する副市長、②その他の副市長、③教育長の順に、決定を代行する。

- 1) 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を要請する。
- 2) 総務部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。

(4) 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、本部統括班は電話その他適当な方法により、各部長、県知事、土浦市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、市民に周知する。

2. 組織・運営

実施担当	本部統括班
連携先	県、国（災害現地対策本部）

(1) 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。

（本部員室：本庁舎庁議室、対策室：301・302会議室）

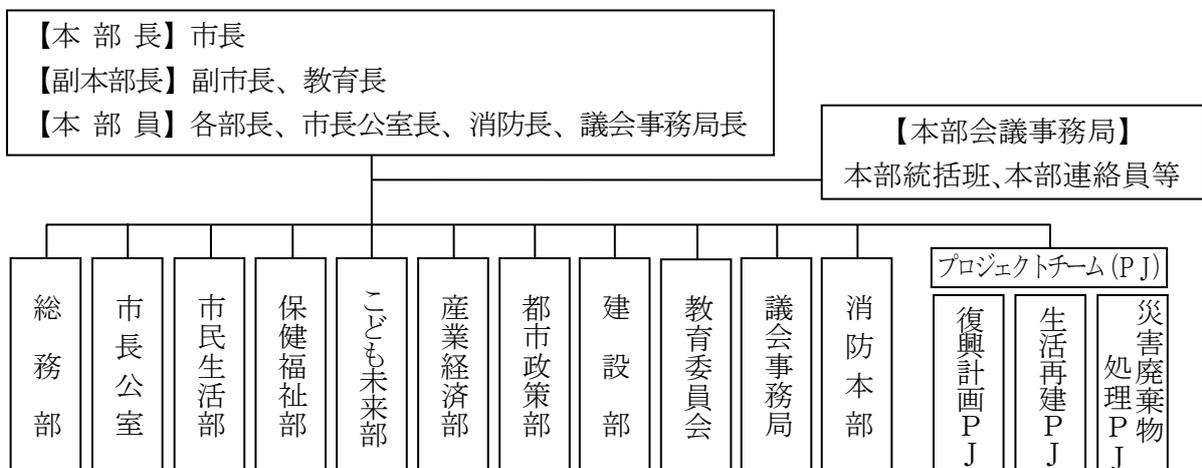
ただし庁舎内に設置することが不可能な場合は、以下の順位に従い設置する。

水 害	第1位	土浦市保健センター	下高津2-7-27	(平成3年竣工)
	第2位	ワークヒル土浦	木田余東台4-1-1	(平成9年竣工)
その他	第1位	土浦市保健センター	下高津2-7-27	(平成3年竣工)
	第2位	土浦市消防本部	田中町2083-1	(平成28年竣工)

(2) 組織

本部の組織及び組織の運営は、市災害対策本部条例、同施行規則及び同運営要綱の定めるところに基づき行う。

■災害対策本部組織図



《応急対策》3-1 初動対応

■土浦市災害対策本部の組織と所掌業務一覧

部	班	構成課	所掌業務
総務部	本部統括班	総務課 防災危機管理課 選挙管理委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 防災会議委員、その他関係防災機関との連絡調整に関すること 3 予警報及び災害情報の受領、伝達に関すること 4 避難の指示、その他本部長命令の伝達に関すること 5 関連情報の収集及び情報収集活動全般の総括に関すること 6 国・自衛隊、県への要請、他自治体等との相互協力・応援並びに日赤・民間協力団体等への協力要請に関すること 7 ライフライン（電気・ガス・通信）事業者との連絡調整に関すること 8 災害救助法の適用に関すること 9 プロジェクトチームの構成員の選任に関すること 10 その他、災害対策の連絡調整に関すること
	職員動員班	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の安否及び参集状況の確認に関すること 2 職員の服務に関すること 3 職員の動員、解散の伝達に関すること 4 災害対応従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に関すること 5 災害派遣職員の受入れに関すること
	資源管理班	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有財産の災害調査に関すること 2 公用車の管理、その他輸送手段・燃料の確保、配車に関すること 3 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること 4 庁舎のライフライン機能等の確保に関すること
	被害調査班	課税課 納税課 (建築指導課) (住宅営繕課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害認定調査、その他災害情報の収集に関すること 2 災証明書の発行に関すること 3 被災者等への租税の減免等に関すること
市長公室	広報班	秘書課 政策企画課 行革デジタル推進課 財政課 広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報、広聴活動に関すること 2 報道機関への発表、連絡調整に関すること 3 本部長の秘書、視察者、見舞者等の対応に関すること 4 被害状況等の撮影及び記録に関すること 5 情報システムの保守に関すること 6 被害状況、対応状況の把握及び取りまとめに関すること 7 災害対策関係の予算に関すること
市民生活部	市民対応班	市民活動課 生活安全課 市民課 (会計課) (議会事務局) (監査事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの問い合わせの対応に関すること 2 地区連絡所の開設及び運営の調整に関すること 3 外国人の相談対応及び安全確保に関すること 4 要搜索者名簿の作成に関すること 5 遺体の収容・処置に関すること 6 交通規制の協力、避難誘導に関すること 7 避難所、被災地の防犯に関すること 8 災害経費の支払いに関すること

《応急対策》3-1 初動対応

部	班	構成課	所掌業務
	環境班	環境保全課 環境衛生課	9 災害対策関係の決算に関すること 1 災害時の環境保全に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 し尿処理に関すること 4 仮設トイレの設置及び管理に関すること 5 遺体の火葬・埋葬に関すること 6 防疫活動に関すること 7 ペット、放浪動物対策に関すること
保健福祉部	福祉班	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課	1 要配慮者の安否確認、救助救援に関すること 2 要配慮者の生活支援に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 義援金の受領・配分の計画に関すること 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること 6 被災者生活再建支援金に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
	健康対策班	国保年金課 健康増進課 (こども包括支援課)	1 医療救護に関すること 2 被災者の健康管理、心のケアに関すること 3 救護所の設置及び運営に関すること 4 医薬品、衛生材料の調達に関すること 5 国民年金保険料、国民健康保険税の減免に関すること
こども未来部	保育班	こども政策課 保育課 保育所・児童館	1 園児の保護、被災状況の確認に関すること 2 乳幼児の救助・救援に関すること 3 応急保育に関すること
産業経済部	物資調達班	商工観光課 農林水産課 農業委員会事務局 (都市計画課)	1 食料、その他救助物資の確保・調達に関すること 2 物資配送拠点の開設及び運営に関すること 3 被災者の再就職の支援に関すること 4 中小企業の災害応急・復興対策に関すること 5 農林水産業の被害調査、応急・復旧・復興対策に関すること 6 死亡獣畜対策に関すること
都市政策部	住宅支援班	都市計画課 都市整備課 建築指導課 (住宅営繕課)	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 被災住宅の応急修理、障害物除去に関すること 4 倒壊建築物の解体に関すること 5 建物等の安全確保に関すること 6 被災者に対する住宅供給計画に関すること 7 応急仮設住宅の設営・供与に関すること 8 公共交通（鉄道・バス）事業者との連絡調整に関すること 9 臨時ヘリポートの開設に関すること
建設部	道路調査班	道路管理課 道路建設課	1 生理め者の救出に関すること 2 危険区域の安全確保に関すること 3 水防活動に関すること 4 緊急輸送道路の確保に関すること 5 がけ崩れ等の調査及び応急・復旧対策に関すること 6 道路、河川、港湾の障害物の除去に関すること

《応急対策》3-1 初動対応

部	班	構成課	所掌業務
			7 道路、河川、橋梁の被害調査及び応急復旧対策に関すること
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 3 浸水地域の排水に関すること
	水道班	水道課	1 応急給水に関すること 2 配水管及び給水管の被害調査及び復旧に関すること 3 水道施設の被害調査及び復旧に関すること 4 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること
教育委員会	避難所班	教育総務課 学務課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課 指導課 各学校 (各地区公民館) (納税課) (こども政策課) (こども包括支援課) (保育課)	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること 3 児童及び生徒の保護、被災状況の把握に関すること 4 応急教育に関すること 5 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 6 文化財等施設の被害調査及び復旧に関すること
議会事務局	議会班	議会事務局	1 市議会災害対策連絡会議との連携に関すること 2 議員からの地域の被災状況等、情報の整理及び提供に関すること 3 議員への情報提供に関すること 4 議員からの照会等への対応に関すること
消防本部	消防班	消防総務課 予防課 警防救急課	1 本部各班との連絡調整に関すること 2 消防・水防・防災活動に関すること 3 職員の動員及び災害対策従事者名簿の作成に関すること 4 消防団との連携に関すること 5 雨量情報等気象情報の収集及び受領・伝達に関すること 6 救急医療の通信及び連絡に関すること 7 火災、水害等の被害状況の調査に関すること 8 被災者の救出救助、救急救護、避難に関すること
	消防隊	各消防署 消防団	1 消防・水防・防災活動に関すること 2 河川、その他危険区域の応急措置に関すること 3 火災、水害等の被災状況の調査に関すること 4 避難者の誘導に関すること 5 被災者の救出救助、救急救護、避難に関すること 6 行方不明者の捜索に関すること

(注) 構成課の名称に□囲いのある課の課長は、班長となる。

所掌業務の番号に□囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務である。

構成課の名称に() 囲いのある課は他部の課である。

《応急対策》3-1 初動対応

プロジェクトチーム（PJ）

部	チー ム	主となる構成課	所掌業務
市長公室 都市政策部	復興計画PJ	政策企画課 財政課 都市計画課 都市整備課 会計課	1 災害復興計画に関すること 2 災害復興対策の予算・決算に関すること
市民生活部 保健福祉部 都市政策部	生活再建PJ	市民活動課 社会福祉課 建築指導課	1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関すること 2 災害援護資金及び利子補給に関すること 3 被災者生活再建支援制度に関すること 4 被災住民への生活再建に向けた相談、総合窓口（相談窓口）の設置に関すること 5 災害見舞金の支給に関すること
市民生活部 建設部	災害廃棄物 処理PJ	環境衛生課 環境保全課 住宅営繕課	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 し尿処理に関すること 3 損壊家屋等の解体撤去に関すること

（注）構成課の名称に□用いのある課の課長は、チームリーダーとなる。

(3) 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）をおく。現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員の中から、それぞれ本部長がそのつど指名し、現地本部職員は本部職員のうちから、現地本部長がそのつど指名する。

(4) 地区連絡所

地区における情報収集活動及び広報活動、各種書類の交付を行うために、必要に応じて支所、出張所に地区連絡所を開設する。

(5) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

なお、管財課長（資源管理班長）は、本部設置の通報を受けたときは、速やかに市庁舎1階入口及びその他の適切な場所に「土浦市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員室、本部会議事務局、地区連絡所・避難所・救護所・総合相談窓口等の設置場所を明示する。

(6) 国の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、各関係機関と連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

3. 本部会議

実施担当	本部統括班
連携先	防災関係機関

(1) 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長をつとめる。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

《応急対策》 3-1 初動対応

(2) 本部会議事務局

本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議事務局を置き、本部統括班及び各部の本部連絡員より構成する。

防災関係機関は、本部会議への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、本部連絡員の派遣に努める。

第2節 情報の収集・伝達

第1 情報連絡体制、通信の確保

速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握する体制を確立する。

1. 指定電話・連絡責任者の指定等

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

(1) 指定電話

災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

各部に連絡責任者（正・副各1名ずつ）を置き、各所属及び各部、防災関係機関との連絡事項等を統轄する。

それぞれの事務分野において収集した被害状況等の重要な情報について、連絡責任者の統括のもと、当該部長及び本部統括班に報告する。

(3) 本部連絡員の派遣

各部は、本部と各部の連絡及び部班相互間の連絡調整を強化するため、本部連絡員を本部員会議事務局（責任者：総務部長）に派遣する。

また、防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員をおくよう要請する。

2. 市専用通信手段の確保

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

市で使用する通信手段は、次のとおりである。

災害発生後、直ちにこれらの機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

<市専用通信手段>

- ① 土浦市防災行政無線（各子局）
- ② I P無線（施設～防災関係機関）
- ③ 土浦市消防無線（消防本部～消防署～移動局）
- ④ 校務支援システム（教育委員会～小中学校）
- ⑤ 茨城県防災情報ネットワークシステム（市～県～他市町村）
- ⑥ N T T電話、ファックス（災害時優先電話）

3. 代替通信機能の確保

実施担当	各部
連携先	県、防災関係機関

応急対策を実施する上で必要となる情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いるものとする。

(1) 災害時優先通信等の利用

1) 災害時優先電話

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的回りやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

2) 非常・緊急電報

市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込む。なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。(受付時間 8 時～19 時まで)

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること
- ・ 発信電話番号と機関名称等
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

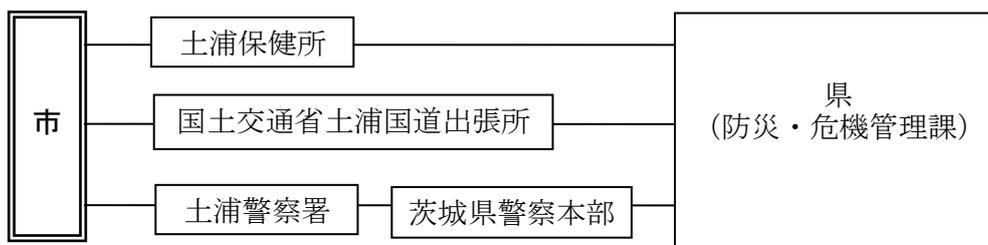
(2) 非常通信

有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 項の規定による非常通信を利用するものとする。

<非常通信として利用する無線局>

- ① 警察事務、消防事務、鉄道事務、電気事業を行う機関の保有する無線
- ② 放送局の保有する無線
- ③ その他県非常無線通信協議会構成員の保有する無線
- ④ その他の無線（例：流通業者、運輸業者の IP 無線）

■非常通信「地方通信ルート」



(3) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときは、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び株茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章・第3節・第1 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保」に基づき要請手続を行う。

(7) 電話の長期不通時の連絡手段の確保

電話が長期間不通になった場合においては、携帯メール等を活用して連絡を行う。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な災害情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

1. 地震情報の収集・伝達

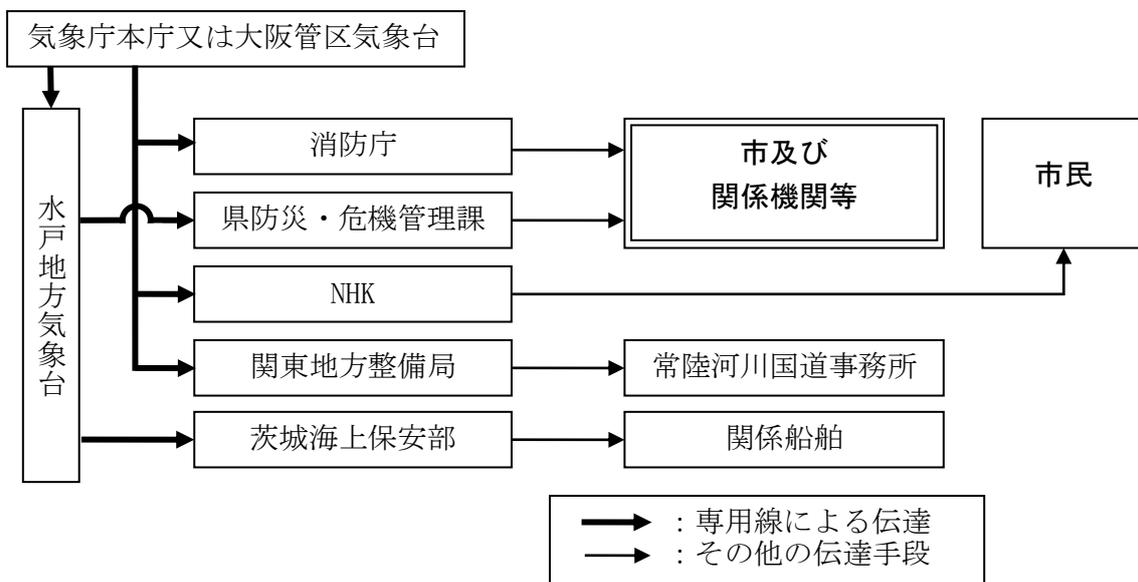
実施担当	本部統括班
連携先	県、水戸気象台、土浦警察署、防災関係機関

本部統括班は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を把握し、必要な機関に情報を伝達する。

<地震情報の種類>

- ① 震度速報
- ② 震源に関する情報
- ③ 震源・震度に関する情報
- ④ 各地の震度に関する情報
- ⑤ その他の情報
- ⑥ 推計震度分布図

■地震情報伝達系統図



2. 気象情報等の監視

実施担当	本部統括班、消防班
連携先	県、水戸気象台、防災関係機関

気象情報や警報等の発表を防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視し、状況の把握と予測を行う。

《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

(1) 気象情報及び気象警報・注意報

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）
気象台	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）
	早期注意情報 （警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する情報
	注意報 強風，大雨，大雪，洪水等	災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する予報
	警報 暴風，大雨（浸水，土砂）， 大雪，洪水等	重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する予報
	特別警報 暴風，大雨，大雪等	重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表する予報
	記録的短時間大雨情報	数年に1回程度の短時間の激しい大雨を観測、又は解析したときに発表される情報
	流域雨量指数の予測値	洪水予報河川以外の中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、洪水危険度の高まりの予測を示す情報（10分）
	キキクル（危険度分布）	土砂災害や浸水害、洪水の危険度を5段階で色分けする5km四方のメッシュ情報
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）
	レーダー	レーダー観測の降水強度分布の実況（10分）
県 気象台	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに市町村単位で発表される情報

(2) 洪水予報

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき気象庁長官が行う水防活動用の予報及び警報で、土浦市に係るものは次のとおりである。

分類	種類	内容
洪水注意報相当	氾濫注意情報 （警戒レベル2相当）	予報区域のいずれかの基準観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
洪水警報相当	氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当）	予報区域のいずれかの基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当）	予報区域のいずれかの基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達したときに速やかに発表する。
	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当）	氾濫が発生した後速やかに発表する。
その他	洪水情報	洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするとき発表。

《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

(3) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣または県知事が、水防機関に対して行う発表で、水防警報の種類、内容、発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇が予測される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報警報等及び河川状況により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。又は、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき
指示及び情報	水位、帯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂を指摘して警告しているもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害が起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所により一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

3. 原子力災害情報の収集・伝達

実施担当	本部統括班、広報班、環境班、消防班
連携先	県、事業者

原子力災害発生時には、被害状況等の情報を的確に収集・把握し、被害を軽減するための応急対策を講じる。

飲料水や農作物等、小・中学校や保育園等、公園、その他公共施設、焼却灰、下水道の汚泥等について、放射線量及び放射性物質の測定等を実施又は測定結果の情報収集を行い、市ホームページなどにより、市民に対し公表する。

(1) 広域避難の受け入れ

原子力災害に伴う、ひたちなか市、いわき市からの避難者の受入要請に応じるため、両市に関わる災害情報、被害情報等の収集・把握に努める。

(2) モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、モニタリングを実施する。

《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

■測定場所・物、担当部署及び測定方法等

測定場所・物	担当部署	測定方法等
市役所本庁舎	環境保全課	・定期的に空間放射線量率の測定を実施する。
飲料水	水道課	・定期的に放射性物質の測定を実施する。
地下水	(環境省)	・定期的に放射性物質の測定を実施する。
農作物等	農林水産課 (県)	・県が放射性物質の測定を行い、結果を公表する。 ・県及び農産物生産団体などで行われている放射性物質検査の結果や放射線に関する情報の収集に努め、必要に応じて市独自で放射性物質の検査を実施する。
小・中学校 義務教育学校	教育総務課	・公立の各施設に放射線測定器を配置し、定期的に空間放射線量率を測定する。(地上1cm, 地上50cm, 地上1m)
保育所 児童館	保育課	・給食の食材について、民間検査機関によるサンプリング検査を実施して、安全性を確認する。
学校給食食材	学務課	・食品に含まれる放射能を測定する機器を配備し、食材の放射性物質の測定を行い、不検出の食材を使用する。
通学路	各学校	・必要に応じ、国の調査等において放射線量が比較的高いとされる地域を対象として、集水桝及び街路樹桝を中心に測定する。
調整池	下水道課	・全調整池を対象とし、放流口付近を中心に空間放射線量率を測定する。(通学路＝地上50cm, 調整池＝地上1m)
公園	都市整備課	・全公園を対象とし、優先順位を定め空間放射線量率を測定する。(地上1cm, 地上50cm, 地上1m)
焼却灰等	環境衛生課	・清掃センター及び一般廃棄物最終処分場における焼却灰、浸出原水及び放流水の放射能濃度の測定については、随時、民間検査機関において、空間放射線量率の測定については、放射線測定器で測定する。
下水道等の汚泥	下水道課 (県)	・市公共下水道については、茨城県の霞ヶ浦浄化センターで処理されており、発生する汚泥についても、県管理のもと定期的に放射性物質の測定を実施する。 ・農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、随時、放射性物質の測定を実施する。 ・汚泥再生処理センターから発生する汚泥については、随時、放射性物質の測定を実施する。
その他公共施設	各担当課 各施設	・主要体育施設、上高津貝塚ふるさと歴史の広場において、空間放射線量率の測定を実施する。

4. 警報等の伝達

実施担当	各部
連携先	県、水戸气象台、防災関係機関

(1) 気象警報・注意報

土浦市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総務部長は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。

1) 勤務時間外の措置

消防本部は、警報等の発表を覚知した場合、市長及び総務部長に連絡する。

2) 市民への伝達

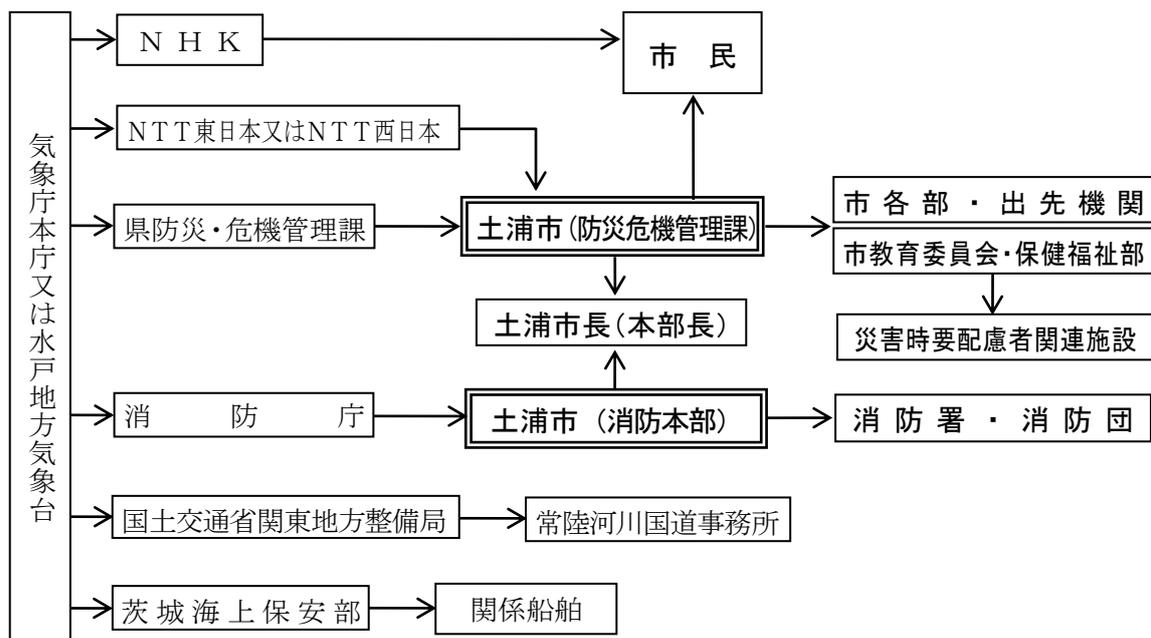
状況に応じて、防災行政無線や広報車の巡回等によりその旨を広報する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の市民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

3) 学校、社会福祉施設等への伝達

各部は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、保健福祉部は社会福祉施設への伝達を行う。

■情報伝達の流れ



《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

■気象警報・注意報の発表基準

(令和2年8月6日現在)

土浦市	府県予報区		茨城県	
	一時細分区域		南部	
	市町村をまとめた地域		県南地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120
	洪水		流域雨量指数基準	乙戸川流域=6.2 新川流域=7.3
			複合基準 *1	—
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦 [出島] 利根川水系桜川 [桜橋 (田土部)]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	82
	洪水		流域雨量指数基準	乙戸川流域=4.9 新川流域=5.8
			複合基準 *1	乙戸川流域= (9, 3.3) 桜川流域= (5, 25.4)
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦 [出島] 利根川水系桜川 [桜橋 (田土部)]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷による被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60% *2		
	なだれ			
低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

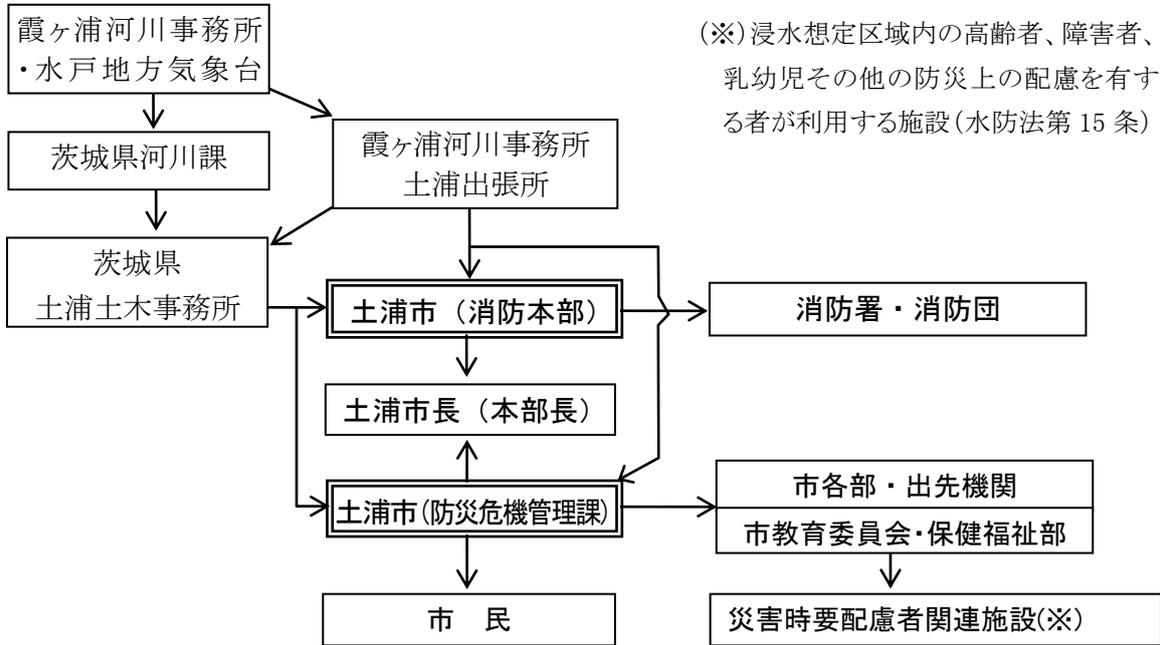
*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は水戸地方気象台の値

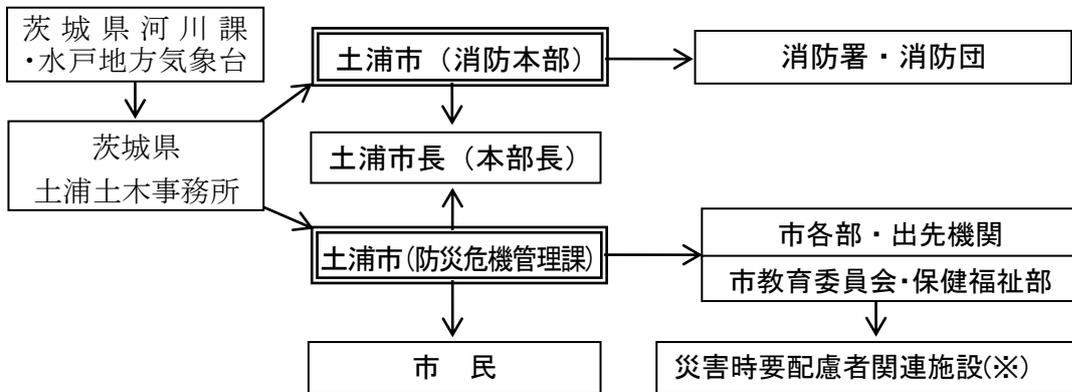
(2) 洪水予報

霞ヶ浦、桜川の洪水予報が発表された場合、その旨を浸水想定区域内の市民や災害時要配慮者関連施設の管理者等に連絡する。

1) 霞ヶ浦（霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台が共同発表）



2) 桜川（茨城県と水戸地方気象台が共同発表）



(3) 水防警報

霞ヶ浦、桜川の水防警報が発表された場合、その旨を市長（本部長）に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

1) 霞ヶ浦（警報発表者：霞ヶ浦河川事務所長）

■霞ヶ浦水位観測所の基準水位

河川名	洪水予報実施区域					担当官署名		
霞ヶ浦	霞ヶ浦（西浦）					霞ヶ浦河川事務所		
	観測所	平水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位
	出島	1.30	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	3.32

2) 桜川（警報発表者：土浦土木事務所長）

■桜川水位観測所の基準水位

河川名	洪水予報実施区域					担当官署名	
桜川	左岸：土浦市田土部 629-1 から霞ヶ浦流入点まで 右岸：つくば市栗原 325-5 から霞ヶ浦流入点まで					茨城県	
	観測所	平水位	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
	桜橋（田土部）	1.43	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66

■その他桜川水位観測所の基準水位

河川名	基準水位観測所名	平水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	計画高 水位
桜川	桜町勾橋上流左岸	1.23	2.41	2.91	3.94
	桜川市真壁塙世橋	0.13	2.30	2.80	5.46

(4) 警戒避難基準雨量

消防本部及び総務部は、市内の観測雨量について土砂災害の警戒・避難基準に到達するおそれがある場合もしくは到達した場合は、速やかに市長及び関係部長にその状況と対象地区を伝達する。

■土砂災害の警戒避難基準雨量（消防庁）

種類	警戒雨量	避難雨量
がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ・当日雨量が100mm以上。 ・前日までの連続雨量が40～100mmで、当日雨量が80mm以上。 ・前日までの連続雨量が100mm以上で、当日雨量が50mm以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒雨量からさらに、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始める。

(5) 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。 ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2) 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

3) 通報先及び通報手段

通報先は防災・危機管理課とし、通報手段は防災情報提供装置とする。

4) 通報文の構成

① 標 題

② 発表官署名及び発表日時

③ 見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（相対湿度、風向・風速、前日の実効湿度・前日の最小湿度）

5) 通報の基準

毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。

6) 市長への通報

消防法第22条の規定に基づき県が水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は、市長に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

5. 通報等の伝達

実施担当	本部統括班、広報班、消防班
連携先	土浦警察署、県、水戸気象台

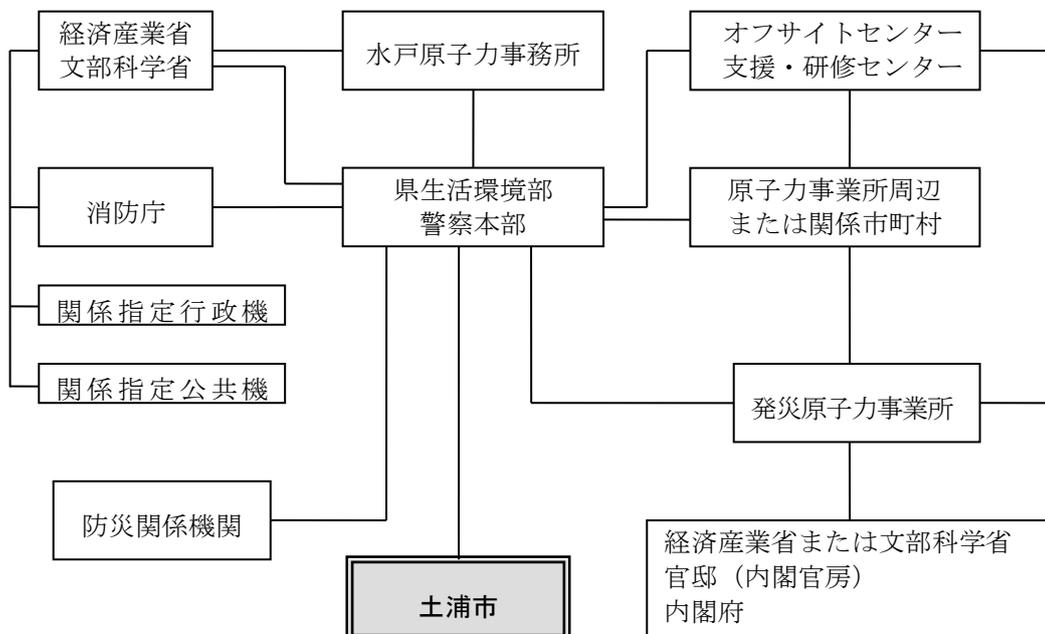
災害発生のおそれがある異常現象を発見または通報を受けた場合は、直ちにその旨を市長又は警察官に報告し、市長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報する。

(1) 大規模火災発生時

火災や人的被害の状況等の情報を収集する。

(2) 原子力災害発生時

原子力事業所における事故が発生した際の通信連絡系統は、以下のとおりである。



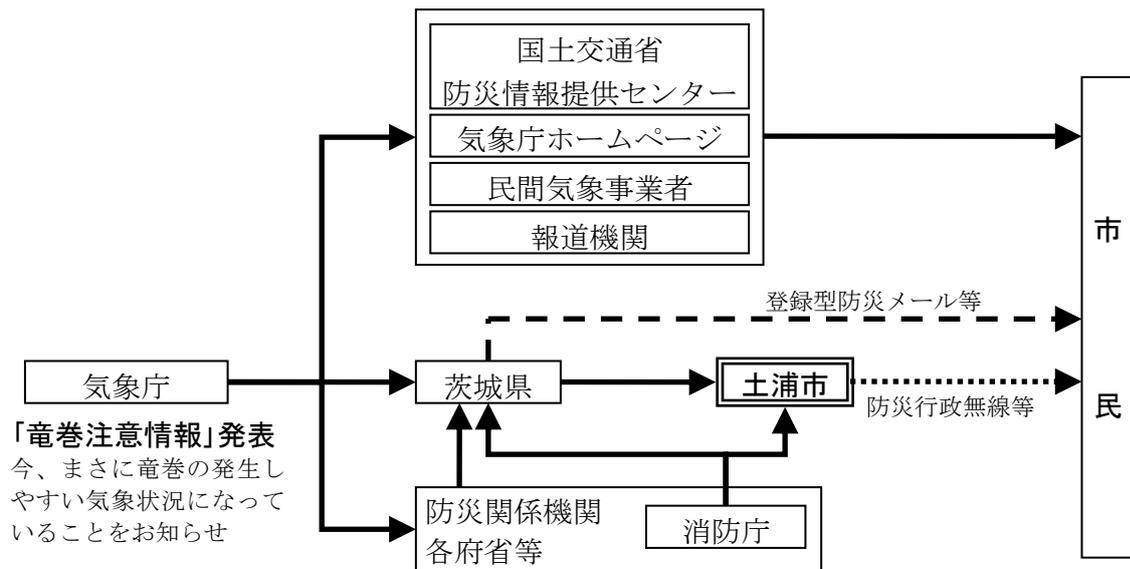
6. 竜巻や突風に関する情報伝達

実施担当	本部統括班、消防班
連携先	県、水戸気象台、防災関係機関

市民の適切な対処行動を支援するため、市域において竜巻や突風が発生する可能性が高いと判断される場合には、市民に対し適切な情報伝達を行う。

なお、竜巻注意情報は、実際に発生する竜巻の範囲に比べてかなり広域な茨城県南部を範囲とした情報であることに留意するものとする。

■ 竜巻注意情報 伝達の流れ



資料：「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成24年8月15日）

(1) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時の対応

気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(2) 竜巻注意情報発表時の対応

1) 竜巻に関する情報・状況の確認

竜巻注意情報が茨城県南部に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

2) 情報伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ情報伝達を行う。

(3) 気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときの対応

市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して安心・安全メール等を用いて情報伝達を行う。

情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動の2点がある。

【竜巻等突風への注意喚起の例】

現在、竜巻注意情報が発表され、土浦市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

■市民の対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
<p>(A) 竜巻注意情報発表時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャスト（詳細は4ページ参照）や気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
<p>(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき</p> <p>【積乱雲が近づく兆し】 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
<p>(C) 竜巻の接近を認知したとき</p> <p>【竜巻接近時の特徴】</p> <p>①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる</p> <p>②飛散物が筒状に舞い上がる</p> <p>③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音）</p> <p>④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき</p> <p>夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは、③及び④の特徴により認知する。</p>	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>【屋内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>【屋外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

資料：「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成24年8月15日）

(4) 竜巻が発生したときにおける対応

市内及び周辺において竜巻の発生したことを確認した場合は、防災行政無線等を用いて市民へ情報伝達を行う。

情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び市民の対処行動の2点がある。

【竜巻が発生した際の注意喚起の例】

先ほど、土浦市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。)

7. 被害情報の収集

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

(1) 被害状況の把握

各部及び防災関係機関は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な次の事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部統括班に報告する。

■初動期に取りまとめる情報の内容

	地震	風水害	収集情報	情報の内容等
1	<input type="checkbox"/>		地震情報(余震情報を含む)	震源地, 震度, 規模, 深さ等
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	火災・救急情報	火災規模, 死傷者数等
3		<input type="checkbox"/>	気象情報	警報等の発表状況
4		<input type="checkbox"/>	河川情報	水位, はん濫の危険性等
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土砂災害情報	急傾斜地の崩壊, 土石流の発生状況等
6	<input type="checkbox"/>		職員・来訪者等の安否情報	職員, 来訪者, 入所者等の安否
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	人的被害情報	生き埋め者, 死者数, 傷病者数等
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物被害情報	住宅, 公共施設の被害状況
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ライフライン被害情報	道路・橋梁被害, 断水, 冠水, 停電, ガス・通信被害, 各復旧の見通し等
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通機関情報	交通被害, 運行状況, 帰宅困難者情報等
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通規制情報	交通規制, う回路等
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重要施設の被害情報	庁舎, 消防署, 指定避難所等の被害状況
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療施設情報	建物被害, 開院状況, 搬送, 医療体制等
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災害対策本部の設置情報	設置時間, 会議開催等
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現地本部の設置情報	設置場所, 設置時間, 被害状況等
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難情報の発令状況	情報の種類, 発令時刻, 地域等
17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難所情報	避難所名, 開設時刻, 避難者数等
18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自衛隊派遣要請	要請時間, 派遣地域, 要請内容等
19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	広域応援要請	要請時間, 要請先, 要請内容等
20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	派遣・応援活動状況	活動内容, 部隊員数等
21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他重大な被害	

(2) 現地確認

情報は、職員の参集途上の情報や市民からの情報も活用して収集するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等の収集・伝達に努める。

各部長は、未確認の重要情報がある場合、職員を派遣して、速やかに実態を確認する。

(3) 被害調査

災害の危険が解消した段階で、所管施設等の被害調査を行う。

8. 情報のとりまとめ

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

所管する次の情報を取りまとめ、本部統括班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。被害状況の第一報は災害発生から30分以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時に報告する。ただし、緊急情報、本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（ファックス又はメール）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

種類	主な情報項目
被害情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資機材、車両等の確保、調達 ④ 広報

9. 県等への報告

実施担当	本部統括班、消防班
連携先	県

本部統括班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

(1) 県に報告すべき事態

- ① 市災害対策本部を設置したとき
- ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

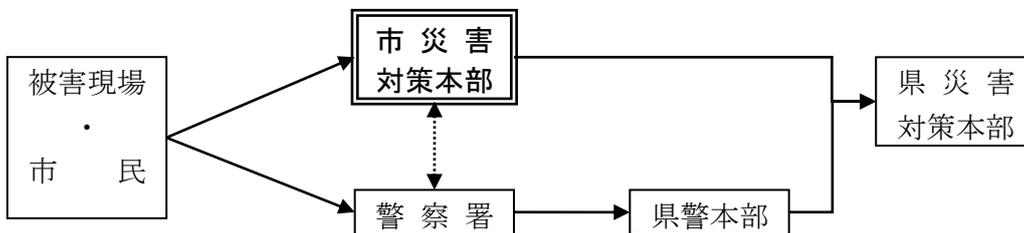
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑤ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑥ 大規模な事故発生の際連絡を受けたとき
- ⑦ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(2) 報告先

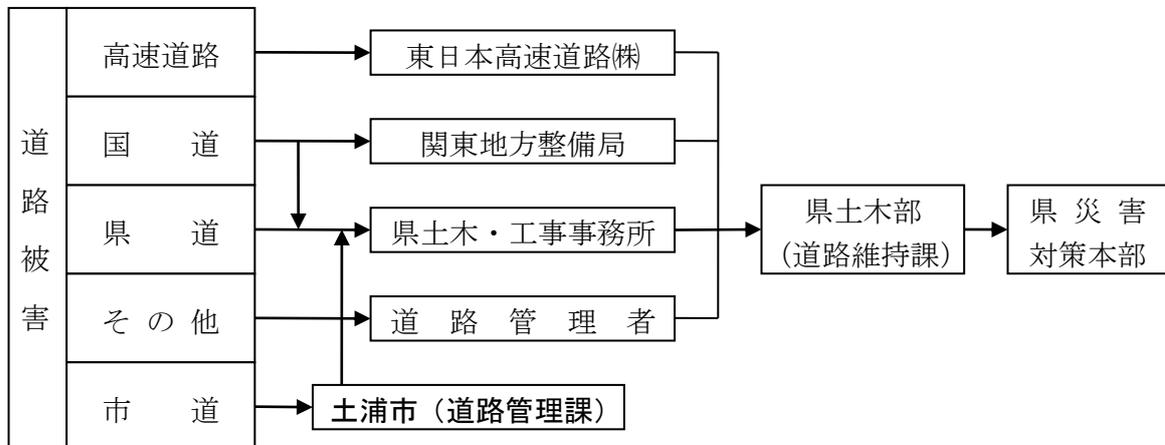
本部統括班は、覚知後 30 分以内に第一報を、災害情報共有システム等を利用して報告し、以後判明したものを随時報告する。

(3) 情報収集・伝達系統図

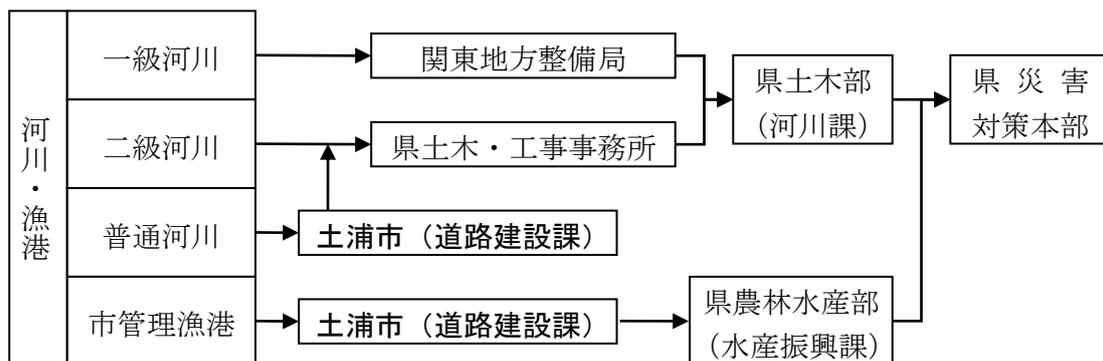
1) 死者、負傷者、建物被害、その他の被害



2) 道路被害



3) 河川、漁港



第3 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の不安解消を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

特に、原子力災害の発生時にあたっては、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

また、情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現を避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

1. 広報体制の確立

実施担当	広報班、避難所班、市民対応班
連携先	県、土浦市社会福祉協議会、防災関係機関、自主防災組織

(1) 広報内容

災害の状況等に応じ、以下の広報内容の発信に努める。

地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ① 用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置 ② 地震情報（震度・震源、余震の可能性等） ③ 避難情報（避難所・救護所開設状況、指示の対象とその理由） ④ 被災状況（火災、がけ崩れ、道路・河川の損壊等） ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ⑥ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ⑦ 公共交通機関の運行状況 ⑧ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ⑨ 火災防止の呼びかけ（延焼警戒、ガスもれの警戒、通電火災の防止等） ⑩ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
原子力災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況の概要 ② 市及び防災関係機関の対策状況 ③ モニタリングの結果 ④ 立入り禁止区域、屋内退避や避難に関する事項 ⑤ 飲食物の摂取制限及び農作物の出荷制限等 ⑥ 市民のとるべき行動の指針及び注意事項 ⑦ 放射性物質及び放射線の特性 ⑧ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ ⑨ 必要に応じて外出の自粛等

《応急対策》3-2 情報の収集・伝達

<p>増水期・氾濫期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置 ② 台風・気象情報 ③ 河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ④ 警報 ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ⑧ 公共交通機関の運行状況 ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ⑩ 避難情報（準備情報・避難指示とその理由、指定避難所等）
<p>応急期（被害が静穏化した時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ② ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ③ 医療機関の状況 ④ 感染症対策活動の実施状況 ⑤ 食料、生活必需品の供給予定 ⑥ 災害相談窓口の設置状況 ⑦ 流言、飛語の防止の呼びかけ ⑧ 治安現状、犯罪防止の呼びかけ ⑨ 近隣の助け合いの呼びかけ ⑩ し尿処理に関する情報 ⑪ 死体の安置場所、死亡手続等の情報 ⑫ 臨時休校等の情報 ⑬ ボランティア組織からの連絡 ⑭ 救援物資申込に関する市民への注意事項 ⑮ 防災関係機関が実施している対策の状況 ⑯ その他市民や事業所のとるべき措置
<p>（被災地外の市民に対する広報）</p> <p>被災地外の市民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難指示の出されている地域、指示の内容 ② 流言、飛語の防止の呼びかけ ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ （被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ） ⑤ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ ⑦ 全般的な被害状況 ⑧ 防災関係機関が実施している対策の状況 	

(2) 広報の手段

県や防災関係機関と連携し、その保有する人員、資機材を活用して、市民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 広報車による呼びかけ
- ④ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑤ ビラの配布
- ⑥ 有線放送
- ⑦ インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑧ 立看板、掲示板
- ⑨ IP通信網、ケーブルテレビ網
- ⑩ Lアラート
- ⑪ 民間アプリ

(3) 広報の方法

1) 資料収集

各部、防災関係機関等への広報資料の提供依頼や、現地への取材等により広報用の情報を収集する。

2) 放送

避難指示等の緊急情報や給水情報等の生活関連情報は、広報車の巡回、同報系防災行政無線による放送を行う。放送は、次の点に留意して行う。

- ① 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- ② 分かり易い言葉を使う（市民に浸透していない専門用語を使わない。）。
- ③ 避難指示等の緊急情報は、結論、要点を簡潔に、繰り返しはっきりとした言葉で伝えるなど緊迫感を出す。

3) 広報紙の発行

市民等に災害情報を伝達するため「広報つちうら災害生活情報」を発行し、本部、連絡所、避難所で配布する。必要に応じて外国語版も作成するよう努める。

4) 避難者等への配慮

避難所の掲示板や自主防災組織を通じて広報紙を配布する。

災害時要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達などを行う。

また、土浦市社会福祉協議会などと連携して、手話通訳、語学ボランティアを確保するなど避難者の状況に応じた広報を行う。

5) 広報活動の注意事項

各班から広報班への情報提供、広報班が収集すべき情報に対する各班への周知を行い、情報に関する連携体制を強化して、迅速な広報を実施する。

- ① 緊急時には広報車両を優先確保する。
- ② 情報に齟齬が生じないように、庁内で統一された最新情報を活用する。
- ③ 緊急時には市民に対し、確実な情報提供を行うよう心がける。

2. 報道機関への対応

実施担当	広報班
連携先	各報道機関

(1) 放送要請

市長は、緊急を要し他の有線電気通信設備又は無線設備による放送ができないなど、必要がある場合は、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、土浦ケーブルテレビ、NHK水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。

なお、ケーブルテレビを除く報道機関への放送要請は、知事を通じて行う。

(2) 報道機関への発表

災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、県災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

なお、人的被害の数の公表は、県が一元的に集約・整理することとしていることから、あらかじめ県に報告し、公表するものとする。

災害対策本部の設置前は、広報広聴課長が記者クラブを通じて行う。

災害対策本部の設置後は、広報班長が記者クラブに臨時記者詰め所及び共同会見場を設置し、共同記者会見方式で行う。

情報提供に際しては、以下の点に留意して迅速・確実な広報をする。

- ① 情報提供様式の確定
- ② ホワイトボード等情報掲示板による随時の情報発信
- ③ 定期的な市長会見、広報担当による毎日の定時記者会見の設定等

(3) 報道機関からの問合せへの対応

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼について、可能な範囲で提供するものとする。

3. 問い合わせ対応等

実施担当	広報班、市民対応班
連携先	防災関係機関、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

(1) 問い合わせ等の対応

速やかに市民からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

また、必要に応じて事故責任者、鉄道事業者、火災の出火原因者に協力し、市役所内に相談窓口の設置等を行う。

(2) 遺族等への対応

必要に応じて事故責任者、鉄道事業者、火災の出火原因者に協力し、輸送手段等の提供、あつ旋等を行う。

第3節 応援・受援

第1 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1. 派遣要請

実施担当	本部統括班
連携先	県、自衛隊

(1) 情報の交換等

自衛隊の災害派遣を要する事態になるおそれがある場合、陸上自衛隊第1施設団長（古河駐屯地司令）に通報し、状況について情報交換を行う。

(2) 要請手続

- ① 市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、文書にて申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

<自衛隊派遣の災害派遣要件の範囲>

ア) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

イ) 緊急性 差し迫った必要があること

ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

<自衛隊派遣の要請事項>

ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ) 派遣を希望する期間

ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

- ② 市長は、前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊関東補給処長）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 自衛隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

《応急対策》 3-3 応援・受援

行方不明者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付けし又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

2. 自主派遣

実施担当	—
連携先	自衛隊

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがあり、災害派遣要請を受けた場合に、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等が派遣される場合がある。

なお、要請を待たずに派遣される場合の判断基準は、次に掲げるとおりである。

＜自衛隊自主派遣の基準＞

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3. 受入れ体制の確立

実施担当	本部統括班、職員動員班
連携先	自衛隊

(1) 受入れ体制

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して受け入れを行う。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。原則として、霞ヶ浦駐屯地とするが、これによりがたい場合は、市内の公共用地を確保する。

2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) ヘリコプターの受け入れ

本部長は、ヘリコプター離着陸場予定地（→資料編 P26 参照）から、適地を選定し、自衛隊に通知する。ヘリポートの開設、運営は自衛隊に依頼するが、必要に応じて市がヘリポートの開設に協力する。

4. 撤収要請

実施担当	本部統括班
連携先	県、自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により知事に対して撤収要請を要求する。

第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受入れ体制の確保

災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制を確保する。

1. 県等への応援要請

実施担当	本部統括班
連携先	県、他市町村、防災関係機関、応援協定先

(1) 法に基づく応援

市長は、必要に応じて、関係法令に基づいて職員の派遣等を、知事等に要請する。

- ① 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- ② 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条）
- ③ 知事に対する緊急消防援助隊派遣要請の要求
- ④ 指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- ⑤ 知事に対する、指定地方行政機関もしくは特定公共機関の職員派遣のあっ旋要請（災害対策基本法第30条第1項）
- ⑥ 知事に対する、他の市町村もしくは特定地方公共機関の職員派遣のあっ旋要請（災害対策基本法第30条第2項）

(2) 協定に基づく応援

必要に応じて、災害時の応援協定を締結している市区町村、民間団体・事業所等へ応援を要請する。なお、その際、先を見越した迅速で十分な応援要請を行うものとする。

また、県防災ヘリコプターによる、情報収集や緊急輸送を要請する場合は、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」により行う。

(3) 被災市区町村応援職員確保システムの活用による応援

市は、災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の市職員が被災し災害対応にあたれない等の理由で、本市の職員のみでは要員が不足する場合は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省所管）により他自治体からの応援を要請する。

被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市が応援職員を派遣し、被災市区町村のニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行っていくこととなる。

1) 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、市本部長に助言を行うとともに、県本部をはじめとする関係機関及び総務省と連携し、本市の災害マネジメントを総括的に支援する。

2) その他の応援職員

派遣されたその他の応援職員は、本市の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書等の交付等の業務）を行う。

(4) 労務計画

災害対応に従事する職員が不足する場合は、県に対し、従事者のあつ旋を要請する。
あつ旋された従事者の指揮は、あつ旋を行った班の班長が行う。

2. 応援の受入れ

実施担当	本部統括班、職員動員班、関係各班
連携先	県、応援協定先

(1) 連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係する都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

職員動員班は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、応援先の災害状況等の情報を提供する。また、各部からの応援要請に基づき、応援隊等を配置する。

(2) 受入れ体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

国及び関係する都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

2) 受入れ施設の整備

知事及び市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を予め整備しておく。

また、災害ボランティア等の人的応援についても予め受入れ施設を定めておく。

3) 海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- ① 職員の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- ② 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

第3 他自治体への応援

他自治体で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速かつ的確に実施する。

1. 他自治体への応援

実施担当	本部統括班
連携先	葛飾区、天童市、他市町村

他自治体において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災害時相互応援協定に基づき、応援を実施する。

(1) 被害情報の収集

応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行い、被災自治体への職員派遣を検討する。

(2) 応援の実施

収集した被害情報等に基づき、応援を決定した場合には、被災自治体への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、職員が被災地において長期間応援業務を実施する場合は、被災地応援業務の継続性の確保のため、職員の交代時には業務の引継ぎを十分に行うものとする。

(3) 被災者受入れ施設の提供等

遠方の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっ旋を行う。

第4節 被害軽減対策

第1 避難活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命、身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、市民への避難情報の提供を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図る。

特に、高齢者等の災害時要配慮者に配慮するとともに、男女のニーズの違い等、必要に応じた男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 避難情報の発令

実施担当	本部統括班
連携先	県、水戸气象台、土浦警察署、自衛隊

躊躇なく避難指示等の避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるとともに、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求め、適切な情報発信に努める。

(1) 避難指示等の発令者

市長をはじめとする避難情報の発令者は、避難指示等を発令もしくは解除する場合は、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

なお、市長が実施する発令について、市長が不在の場合は、①総務部を担当する副市長、②その他の副市長、③教育長の順に代行する。

■災害情報等の発令の概要

発令者	種類	要件	根拠
市長	災害全般(指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	災害全般(指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般(指示)	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
自衛官	災害全般(指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり(指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水(指示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難指示等の内容

避難の指示等は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地区（町名、施設名等）
- ② 理由（避難要因となった危険要素と所在、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④ その他（避難行動時の最小限の携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(3) 避難情報等の発令の判断基準

河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域（水防法第14条）については、指定河川洪水予報や、桜川及び霞ヶ浦の水位観測所の水位、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等を指標として、土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）等を指標として判断する。

なお、判断にあたっては、上流域の雨量、水位の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。また、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うことから、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合や暴風が予報される場合は、早めに避難を完了できるよう配慮する。

■ 避難情報の発令判断基準と市民に求める行動（洪水）

避難情報等	発令判断基準	市民に求める行動				
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1：霞ヶ浦の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ≪氾濫開始相当水位≫ <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>霞ヶ浦（出島水位観測所）</td> <td>3.32m</td> </tr> </table> <p>2：霞ヶ浦の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：桜川の水位が、計画高水位に到達した場合 ≪計画高水位≫ <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>桜川（桜橋水位観測所）</td> <td>6.66m</td> </tr> </table> <p>4：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 5：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 6：堤防の決壊や越水・溢水等が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> </p></p>	霞ヶ浦（出島水位観測所）	3.32m	桜川（桜橋水位観測所）	6.66m	<p>【命の危険、直ちに安全確保】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p>
霞ヶ浦（出島水位観測所）	3.32m					
桜川（桜橋水位観測所）	6.66m					
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：指定河川洪水予報により、霞ヶ浦の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 ≪氾濫危険水位≫ <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>霞ヶ浦（出島水位観測所）</td> <td>2.60m</td> </tr> </table> <p>2：霞ヶ浦の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：桜川の水位が、氾濫危険水位に到達した場合、又は一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかに</p> </p>	霞ヶ浦（出島水位観測所）	2.60m	<p>【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員立退き避難する。</p>		
霞ヶ浦（出島水位観測所）	2.60m					

《応急対策》3-4 被害軽減対策

避難情報等	発令判断基準	市民に求める行動				
	<p>より、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②桜川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>《氾濫危険水位》</p> <table border="1" data-bbox="454 495 892 544"> <tr> <td>桜川(桜橋水位観測所)</td> <td>5.50m</td> </tr> </table> <p>4:堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>6:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>7:上流区域が被害を受け、本市域に浸水する危険があると判断される場合</p>	桜川(桜橋水位観測所)	5.50m			
桜川(桜橋水位観測所)	5.50m					
<p>【警戒レベル3】</p> <p>高齢者等避難</p>	<p>1:指定河川洪水予報により、霞ヶ浦の水位が、避難判断水位に到達し、かつ水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合、又は氾濫危険水位に到達する予測が発表されている場合</p> <p>《避難判断水位》</p> <table border="1" data-bbox="454 1256 892 1305"> <tr> <td>霞ヶ浦(出島水位観測所)</td> <td>2.50m</td> </tr> </table> <p>2:霞ヶ浦の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>3:桜川の水位が、避難判断水位に到達した場合、又は一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②桜川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「警戒(赤)」が出現した場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>《避難判断水位》</p> <table border="1" data-bbox="454 1718 892 1767"> <tr> <td>桜川(桜橋水位観測所)</td> <td>4.50m</td> </tr> </table> <p>4:堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>5:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	霞ヶ浦(出島水位観測所)	2.50m	桜川(桜橋水位観測所)	4.50m	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難を完了させるのに時間を要する要配慮者等とその人の避難を支援する人は危険な場所から立退き避難する。 <p>※その他の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、立退き避難の準備を整えたり、自主的に避難を開始する。</p> <p>※特に急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、このタイミングで避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ自主的に避難することが望ましい。</p>
霞ヶ浦(出島水位観測所)	2.50m					
桜川(桜橋水位観測所)	4.50m					

※気象庁は、洪水・大雨注意報等(警戒レベル2)、早期注意情報(同1)を発表する。

《応急対策》3-4 被害軽減対策

■避難情報の発令判断基準と市民に求める行動（土砂災害）

避難情報等	発令判断基準	市民に求める行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の発生が確認された場合	【命の危険、直ちに安全確保】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員立退き避難する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難を完了させるのに時間を要する要配慮者等とその人の避難を支援する人は危険な場所から立退き避難する。 ※その他の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、立退き避難の準備を整えたり、自主的に避難を開始する。 ※特に急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、このタイミングで避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ自主的に避難することが望ましい。

※気象庁は、大雨注意報等（警戒レベル2）、早期注意情報（同1）を発表する。

2. 警戒区域の設定

実施担当	本部統括班、消防班、消防隊
連携先	県、土浦警察署、自衛隊

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、警戒区域を設定もしくは解除する場合、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

■警戒区域の設定の概要

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 73 条
警察官	同上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員 又は団員	火災又は水災 を除く災害現場	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法 第 28 条 第 36 条
警察官	同上	上記の場合で、消防吏員又は団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第 21 条

3. 避難の誘導

実施担当	広報班、市民対応班、福祉班、消防班、消防隊、学校長
連携先	土浦警察署、民生委員児童委員、土浦市社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、施設管理者

(1) 避難指示等の周知

避難指示の発令や警戒区域が設定された場合、対象地区のすべての市民等にそれらの情報が伝わるよう留意し、広報車の巡回や防災行政無線による放送、職員・消防団員の巡回等により伝達する。避難呼びかけの際には、市民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

また、必要に応じて、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

なお、避難に車両を使用しないよう指導する。

さらに、市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等の災害時要配慮者に関する安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる安全避難を図る。

(2) 避難誘導

1) 一般市民等

市民対応班、消防班は、警察署、町内会、自主防災組織等の協力を得て、組織的に避難誘導を行う。避難にあたっては、避難行動要支援者の誘導を優先させる。

福祉班は、平常時から名簿等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、民生委員児童委員、土浦市社会福祉協議会、町内会、自主防災組織等と協力し、安否確認と避難誘導を行う。

なお、緊急を要する場合は、市民に対し、携行品として貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする呼びかけを行う。

2) 学校、社会福祉施設等

学校、社会福祉施設等の多数が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため避難誘導を行う。

3) 誘導方法

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ② 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- ③ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる
- ④ 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等災害時要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- ⑤ 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行う。

4. 原子力災害発生時の避難・屋内退避等

実施担当	本部統括班、広報班、消防班、消防隊
連携先	県、土浦警察署、自衛隊

(1) 避難・屋内退避の基本方針

原子力緊急事態が発生した場合には、内閣総理大臣は、原災法第15条の規定に基づき、原子力緊急事態が発生した旨、及び以下に挙げる三点の事項の公示を行う。

- ① 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- ② 原子力緊急事態の概要
- ③ ①に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※これらの公示を総称して「原子力緊急事態宣言」という。

市は、原災法第15条の指示があった場合や、放射線量等の測定の結果、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、県と連携し、屋内退避等の必要性について速やかに市民に対し広報を行う。

■避難等の指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1}	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h ※地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2}	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)

《応急対策》3-4 被害軽減対策

OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3} の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h ※地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2}	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
------	--	--	--

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第2 緊急輸送・交通対策

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

1. 緊急輸送活動

実施担当	各部
連携先	防災関係機関

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。緊急輸送にあたっては、市の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めるものとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記1) の続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記2) の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

2. 緊急輸送手段の確保

実施担当	資源管理班
連携先	自衛隊、県、他市町村、防災関係機関、航空・鉄道・船舶事業者

(1) 車両の確保

資源管理班は、市有車両を確保するほか、市内輸送業者、茨城県トラック協会土浦支部、茨城県乗用旅客自動車協会土浦支部等に輸送車両の応援を要請する。調達が困難な場合は、県に対して調達、あっ旋を要請する。

各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整・配分し、車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。

防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(2) 燃料の確保

資源管理班は、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料について、市内の供給業者又は石油等販売業組合等の関係機関に対して、供給を要請する。

(3) 車両以外の輸送手段の確保

総務部長は、道路・橋梁等の損壊等により車両輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、代替輸送計画を作成し、車両以外の輸送手段による緊急輸送体制を確保する。

輸送手段	輸送要請先
航空機(ヘリコプター)	自衛隊、県、他自治体、その他民間事業者
鉄道	東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
船舶	(株)ラクスマリーナ、各漁業協同組合

3. 輸送拠点の確保

実施担当	物資調達班、住宅支援班、道路調査班、消防班
連携先	県、防災関係機関

(1) 陸上輸送拠点

産業経済部長は、次に掲げる施設の管理者に、物資配送拠点としての提供を要請する。

物資調達班は、物資の集配管理等に必要な職員を配置する。

各配送拠点においては、市が調達した物資等のほか、市外からの救援物資の受け入れ、仕分け、保管を行うとともに、各担当方面地域の避難所への配送業務を行う。

■物資配送拠点設置予定箇所

区分	設置場所名称	交通アクセス
桜川左岸部 (北部方面拠点)	土浦市民会館	国道6号、市道I-17号線
桜川右岸部 (南部方面拠点)	土浦地方卸売市場(株)	主要地方道土浦・つくば線 常磐道桜土浦IC・谷田部IC

(2) 航空輸送拠点

都市政策部長は、ヘリコプター発着場予定地（→資料編 P26 参照）から緊急輸送ネットワーク上の適地を選定し、開設を指示する。

住宅支援班は、次の措置を行う要員を確保し、ヘリポートの開設、運営を行う。

- ① 離発着場の環境整備（散水、ヘリポート表示、風向表示）
- ② 離着陸地帯及びその運行範囲への立入り禁止措置
- ③ ヘリコプターへの緊急物資の搬入・搬出

(3) 船舶輸送拠点

建設部長は、船舶輸送に利用可能な港湾、漁港を把握し、必要に応じて、道路調査班に緊急物資の陸揚げ等の環境整備を指示する。

1) 係留岸壁の確保

効果的な緊急輸送を行うため、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

2) 支援要員等の確保

船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

4. 緊急通行車両の確認

実施担当	物資管理班
連携先	県

市が応急対策活動で使用する車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受ける。交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。

なお、応急対策活動用の車両として事前に届出をしてある車両は、公安委員会から災害時に速やかに標章等の交付を受けるものとする。

5. 緊急輸送道路の確保

実施担当	道路調査班
連携先	県、土浦警察署、防災関係機関、県建設業協会

(1) 被害状況の把握

各道路管理者は、速やかに道路の被害状況を調査し、警察署と情報を交換する。特に、緊急輸送道路（→資料編 P23 参照）の被害状況等を迅速に把握し、緊急輸送を行う機関等に情報を伝達する。

また、県、国等の道路管理者から道路の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

(2) 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会土浦支部の協力を得て、啓開作業を開始する。

なお、県建設業協会土浦支部では、市、県、国からの依頼がない場合も、予め定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

(3) 放置車両対策

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 啓開資機材の確保

建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

6. 緊急輸送状況の把握

実施担当	道路調査班
連携先	土浦警察署、防災関係機関

効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対する的確な情報伝達を行う。

7. 交通規制

実施担当	道路調査班、消防班
連携先	土浦警察署、自衛隊、防災関係機関、土浦土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路㈱

(1) 被災情報及び道路・交通情報の収集

道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、高齢者等避難が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部統括班）に報告する。

災害時に道路施設の被害その他により、通行が危険もしくは極めて混乱している状態を覚知した場合は、直ちにその旨を市長及び警察官に報告し、相互に連絡をとるものとする。市長は、路線管理機関に速やかに通知する。

(2) 交通の安全確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

1) 道路法（第46条）、異常気象時における道路通行規制要綱等に基づく通行規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

2) 道路交通法に基づく交通規制

公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険防止、交通の安全確保、交通の混雑防止のため、必要に応じて交通規制を行う。

3) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制

公安委員会が災害対策基本法の規定に基づく交通規制を行う場合は、次の措置を講じる。

① 周知

道路管理者と警察署は連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期のみ）などを市民等に周知する。

② う回路対策

幹線道路等の通行規制を実施する場合は、道路管理者と警察署は連携して、う回路を設定し、う回誘導のための要員や看板等を配置する。

③ 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

警察署は、通行禁止区域の通行車両を確認し、指定行政機関、指定地方行政機関、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等の緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

(3) 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

1) 発災直後～災害応急対策

災害発生直後においては、次により被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

第一次交通規制	被災地を中心としたおおむね半径 20km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。
第二次交通規制	震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心としたおおむね半径 40km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。
常磐自動車道対策	高速道路では、計測震度 4.5 以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに、通行車両の緊急停止措置を実施することとなっている。

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2) 復旧・復興期

緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

緊急交通路のほか災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

交通規制及び道路の被害状況、復旧・復興期における交通関連情報について、避難所掲示板、広報紙、市ホームページ、ラジオ等でドライバー、市民等に広報を行う。

《応急対策》3-4 被害軽減対策

4) 運転者がとるべき措置の周知

避難のために車両を使用しないことを周知するとともに、運転者がとるべき措置に関する広報を適宜行う。

走行中の車両の運転者	<ul style="list-style-type: none"> ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ③ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。 ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
交通規制が行われ、通行禁止区域内に至る運転者	<ul style="list-style-type: none"> ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは道路外の場所 ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 (スマートキーの場合は、車内のわかりやすい場所に置いておく) ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときはその指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

8. 道路、橋梁の応急対策

実施担当	道路調査班
連携先	土浦警察署、土浦土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、建設事業者、防災関係機関

(1) 被害状況の把握

各道路管理者（港湾管理者及び漁港管理者含む）及び警察署は、速やかに道路及び橋梁の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。特に、緊急輸送道路（→資料編 P23 参照）の被害状況等を迅速に把握し、緊急輸送を行う機関等に情報を伝達する。

また、県、国等の道路管理者から道路及び橋梁の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

(2) 道路及び橋梁の啓開

各道路管理者は、県建設業協会土浦支部の協力を得て、啓開作業を開始する。

なお、県建設業協会土浦支部では、市、県、国からの依頼がない場合も、予め定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

(3) 道路及び橋梁の応急措置

道路管理者は、次の措置を講じる。

- ① 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。
- ② 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(4) 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設事業者と連携、協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要
な人員、機材等を確保する。

第3 消火活動、救助・救急活動、水防活動

地震発生による火災、浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1. 消火活動

実施担当	消防班、消防隊
連携先	消防団、自主防災組織、県、自衛隊

(1) 活動体制

震度5弱以上の地震発生時においては、消防班及び消防隊は事前計画に基づき、本部に指揮本部を設置するとともに、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず所定の部署に参集する。消防長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

(2) 情報収集・伝達

1) 被害状況の把握

- ① 指揮本部は、所定の計画に基づき119番情報、高所や主要地域への偵察隊派遣による市内の状況確認、参集職（団）員情報集約、県・自衛隊のヘリコプターによる情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。
- ② 通信指令システムを活用し円滑な情報伝達、管理を行う。
- ③ 市本部又は防災関係機関へ職員を派遣し相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。

2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れのないよう努める。

(3) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

3) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

5) 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 事故災害への対応

消防班は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体 の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、危険物が流出した場合は、「第5節 危険物等災害防止対策」に準じて、応急措置を講じる。

(5) 消防団の活動

1) 出火の防止

地震により火災等の発生が予測された場合は、付近の市民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民と協力して初期消火に全力をあげる。

2) 情報の収集

分団隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を団本部もしくは消防署所に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに本部長もしくは災害対策本部消防本部長からの指示命令の伝達を行う。

3) 消火活動

分団受持区域内において消火活動を行うが、特に消防署の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また主要避難路の確保のための消火活動について、単独もしくは消防署と協力して行う。

4) 消防署隊への応援

消防署所の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

5) 応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

6) 避難誘導等

避難指示が出された場合は、地区内の市民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら市民を避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

(6) 自主防災組織等による消火活動等の支援

市民及び自主防災組織等が自発的に行う、ガス・電気の使用停止の近隣への呼びかけ、初期消火活動、出火に関する警戒活動等を支援する。

2. 救助・救急活動

実施担当	消防班、消防隊、建設部、本部統括班
連携先	消防団、自主防災組織

(1) 救助・救急体制

1) 消防本部（消防班、消防隊）

- ① 救急・救助活動は特別救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救急・救助活動を行う。
- ② 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、建設部を通じて、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。
- ③ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。

2) 建設部（道路調査班）

- ① 災害発生後直ちに、参集した部の職員で救出活動班を編成する。
- ② 建設業者等に対し、救助に必要なブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアジャッキ・チェーンソーなどの器具及び作業員の派遣を要請する。

3) 総務部（本部統括班）

- ① 警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。
- ② 必要と認める場合は、県を通じて自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。
- ③ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

1) 被害情報の把握

消防班及び消防隊は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合する。

2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れのないよう努める。

(3) 救助・救急活動の原則

- ① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ② 延焼火災が多発し同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全な医療機関もしくは後方医療施設に搬送する。
- ④ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割込みにより救急車が占有されることのないようにする。
このような気配がある場合は現場の警察官等に協力を依頼し混乱を避ける。
- ⑤ 現場から救護所又は医療機関までの重傷者の搬送は、消防本部の救急車で行うが、中等症者等の搬送は、自主防災組織、事業所等に協力を要請する。

(4) 消防団の活動

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。

消防署・警察署・自衛隊等の救出隊が到着した場合は、連携して救出救助活動を行う。

(5) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(6) 後方医療機関への搬送

- ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(7) 応援派遣要請

消防長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定に基づき他市町村の応援消防隊、あるいは緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(8) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民・自主防災組織及び事業所等は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。また、市など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

3. 消防応援

実施担当	消防班、消防隊
連携先	県、他市町村

(1) 応援要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の市町村長又は消防長に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

なお、知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 受入れ体制

消防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整（水利資料の提供、応援部隊指揮本部等の設置）
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④ 消防活動資機材の調達・提供
- ⑤ 添乗職員の配備

(3) 応援隊の派遣

被災市町村に対し、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(4) 経費の負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として市の負担とする。

4. 水防活動

実施担当	道路調査班、消防班、消防隊
連携先	土浦警察署、土浦土木事務所、霞ヶ浦河川事務所

水防管理者（市長）は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。また、水防活動にあたっては、堤防等の施設管理者、警察署、消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

なお、水防活動の詳細は、土浦市水防計画による。

第4 応急医療

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

なお、災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等による。

1. 初動医療体制の確保

実施担当	健康対策班
連携先	土浦市医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会

健康対策班は、土浦市医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会と連携して、災害医療救護対策を行う。

全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めることとなっている。

(1) 医療救護チームの編成、派遣等

土浦市保健センターに医療救護対策本部を設置し、医療救護チーム等の編成、派遣、連絡・調整等、災害時医療の維持・運営を行う。

《医療救護所に派遣する医療救護チームの編成》

医 師	看護要員	事務・連絡要員	備考
7名	7名	2名	事務・連絡要員は市職員をあてる。

(2) 応援要請

災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等関係団体及び災害医療拠点病院等に対し協力を要請することとなっている。

(3) 医療救護所の設置

市は、以下の場所に医療救護所を設置する。

医療救護所の設置が困難なときや不足する場合などは、県に対し、保健所又は県の施設内への医療救護所の設置を要請する。ただし、県は被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

【医療救護所の設置予定場所】

- ① 土浦第一中、土浦第二中、土浦第三中、土浦第四中、土浦第五中、土浦第六中、都和中、新治学園義務教育学校
※その他避難所については、医療救護チームにより必要な巡回医療救護にあたる。
- ② 災害現場
- ③ その他本部長が必要と認めた場所

(4) 医療救護チームの活動

- ① 被災者のスクリーニング（症状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認及び遺体の検案
- ⑤ その他状況に応じた処置（助産等含む）

(5) 医薬品等の確保

医療救護所等で使用する医薬品、輸血用血液製剤、医療用資機材は、市の備蓄品、医療救護チームの携行品、土浦薬剤師会への要請にて確保する。不足する場合は、県に供給を要請する。

2. 後方医療体制の確保

実施担当	健康対策班、消防班
連携先	県、土浦市医師会、医療機関

健康対策班、消防班は、土浦市医師会とともに、県や医療機関と連携して、後方医療体制を確保する。

(1) 中継拠点の確保

医療救護所では対応できない重傷者は、市内の中継拠点に受け入れを要請する。

【中継拠点病院】

- ① 総合病院土浦協同病院（おおつ野四丁目）
- ② 独立行政法人霞ヶ浦医療センター（下高津二丁目）

(2) 後方医療施設の確保

市内の中継拠点病院で対応が困難な場合、あるいは市内病院が被災し、入院患者に継続して医療を提供できない場合、病院等からの要請により後方医療施設を確保する。

また、医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

なお、県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定することとなっている。

(3) 搬送体制の確保

1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や健康対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部（警防救急班、各消防署隊）は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県又は市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

また、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、県にヘリコプター出動を要請する。ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議の上、次の受入れ体制を確保・検討する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(5) 人工透析等の情報提供

人工透析の慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対する提供が必要なため、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

(6) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、市、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行うこととなる。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努めるとこととなる。

(7) 周産期医療

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入れ状況を把握する。

また、保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

(8) 医療ボランティア活動

災害発生後、直ちに医療救護対策本部内に医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

3. 健康維持活動

実施担当	健康対策班
連携先	土浦市医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、土浦保健所、医療機関

(1) 被災者の健康管理

- ① 指定避難所等に避難している市民の疾患の予防のため、避難所に救護所を設置する。
- ② 健康対策班は保健所、土浦市医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会等と連携して、医師、保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。巡回医療で把握した問題等は、個別健康相談票を作成し対処方法を検討する。
- ③ 継続的な投薬や食事指導の必要な者についても配慮する。
- ④ エコノミークラス症候群や生活不活発病等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導など、保健所と連携した活動を行う。
- ⑤ 避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。
- ⑥ 災害発生時に1週間から数か月程度、被災都道府県の保健医療調整本部と保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援する専門チームとして、都道府県・指定都市の専門的な研修を受けた医師や薬剤師、保健師などで編成された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）と連携して被災者の健康管理を行う。

(2) 被災者のメンタルケア

- ① 災害によるASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対して、県精神保健福祉センター及び保健所と協力して、カウンセリングやパンフレット配布等の広報活動によりメンタルケアを実施する。
また、災害のストレスによるDV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待等の増加等に対応するため、関係各課と協力し、相談窓口の設置を行う。
- ② 避難所生活が長期化した場合は、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ③ 症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、県及び福祉施設、一般病院、精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

《第1段階》

- ・心の健康相談、DPEATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPEATとの同行訪問

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

《第2段階》（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握，対応、DPEATへの情報提供

《第3段階》

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動（必要時同行訪問）
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

- ④ 心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) 継続的要配慮者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するよう努める。

(4) 在宅患者への対応

保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して、在宅患者等の被災状況を確認するとともに、在宅の患者のための人工呼吸用酸素、経静脈栄養剤、経管栄養剤等の供給については関係医療機関、関係団体に供給を要請する。

また、周産期医療に関しては、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(5) 児童・高齢者・障害者・外国人に対する心のケア対策

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、特に心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

(6) 精神科救急医療の確保

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報の提供を行う。

第5 危険物等災害防止対策

危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設等の被害を最小限にとどめる必要がある。施設の従業員や周辺住民に対する被害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

1. 危険物等流出対策

実施担当	消防班、消防隊、広報班
連携先	危険物取扱事業所、県、報道機関

危険物施設等の損傷や道路輸送中における危険物等の流出、火災等により、河川、湖面、道路等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 報告

消防班は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(2) 周辺住民への広報

広報班は、周辺住民の安全を図るため、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2. 石油类等危険物施設の安全確保

実施担当	消防班、消防隊、広報班、本部統括班、道路調査班、下水道班、水道班
連携先	危険物取扱事業所、土浦警察署、霞ヶ浦河川事務所、土浦土木事務所、県南農林事務所、県南水道事務所、県西水道事務所、県流域下水道事務所

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づき応急処置を実施することになるが、火災が発生し、通報を受けた消防本部は、事業所の自衛消防組織とともに、燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動により、火災の拡大防止に努める。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

(1) 被害の把握と応急措置

消防班は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合、消防隊、消防団とともに、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に報告し、対応が困難な場合には応援を要請する。

(2) 危険物の漏えい対策（非水溶性・水溶性）

1) 消防班

直ちに、危険物等の河川等への流出、漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握して、引火による火災発生を防止する。

《応急対策》3-4 被害軽減対策

また、排出の原因者を特定して、吸着マット等による回収の措置を迅速に行う様指示するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合または発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

2) 本部統括班

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に伝達し、必要な場合は避難誘導する。

3) 道路調査班

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

また、回収された油等廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。

3. 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

実施担当	消防班、消防隊、広報班
連携先	高圧ガス・火薬類取扱事業所、県、自衛隊、土浦警察署

災害（特に地震）発生後、各事業所は、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行うことになるが、事故情報等の収集に努め、迅速に市民等に広報するとともに、必要な場合は適切に避難誘導を行う。

(1) 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

消防班は、県及び県高圧ガス保安協会が行う、被災情報の収集に協力するとともに、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(2) 毒性ガスの応急対策

消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に市民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、事業者と協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施するほか、市民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた市民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

《応急対策》3-4 被害軽減対策

(3) 都市ガスの応急対策

消防班は、事業者に対し、ガス漏えい箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(4) 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

消防班は、応急対策を行う際、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整える。

1) ガス漏えい対策

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知器等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。この際、負傷者の救急搬送に備え、予め救急車を適切な位置に待機させる。

2) ガス爆発対策

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知器を使用し安全を確認して活動する。

4. 毒劇物取扱施設の安全確保

実施担当	消防班、消防隊、道路調査班、下水道班
連携先	土浦警察署、毒劇物取扱施設、県流域下水道事務所、県南県民センター、土浦土木事務所

施設外への毒物又は劇物の流出のおそれ、又は流出した場合には、直ちに応急点検、応急措置を実施して漏えい防止措置をとる。

消防班は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、警察署と協力の上で市民等への広報活動及び避難誘導を行う。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

5. 石綿飛散防止対策

実施担当	環境班
連携先	県、事業者

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

6. 放射線使用施設等の事故応急対策

実施担当	消防班、消防隊、広報班
連携先	土浦警察署、国、県、事業者

放射線使用施設等の事故については、各関係機関は、応急対策を実施して、安全確保のために必要な措置を講じる。

消防班は、活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

広報班は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

7. 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

実施担当	消防班、消防隊
連携先	土浦警察署、国、県、事業者

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県等は連携して、応急対策を実施する。

消防班は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

8. 原子力事業所の事故応急対策

実施担当	各部
連携先	土浦警察署、国、県、事業者

原子力事業所において特定事象が発生した場合は、事故状況の把握に努め、状況に応じて災害対策本部を設置し、モニタリング体制及び資機材の準備を行うとともに、市民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

9. 浄水の安全確保

実施担当	水道班、環境班
連携先	県南水道事務所、県西水道事務所

危険物の漏洩事故発生により、公共用水域への流入が疑われる場合は、環境保全課を經由し、関係機関に連絡する。

県南水道事務所等が原水に影響が出ると判断した場合には、取水停止等の措置を取る。

第6 燃料対策

災害時においても、市庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速かつ的確に実施する。

1. 連絡体制の確保と情報の収集

実施担当	本部統括班、資源管理班
連携先	県、県石油業協同組合

災害発生直後、連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて県及び県石油業協同組合との連絡先の確認を行う。

なお、県は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況、燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行うこととなる。

2. 重要施設への燃料の供給

実施担当	本部統括班、資源管理班
連携先	県、県石油業協同組合

災害発生に伴う停電が発生した場合に、県は、予め指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し、県石油業協同組合と情報を共有する。

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に対してその旨を報告する。

3. 災害応急対策車両への燃料の供給

実施担当	本部統括班、資源管理班
連携先	県、防災関係機関

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

4. 市民への広報

実施担当	本部統括班、資源管理班
連携先	県

県及び市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 避難生活の確保

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、指定避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れする場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう避難所を開設、運営及び健康管理等に関する業務を推進する。

また、災害救助法適用、救援物資の供給、応急仮設住宅入居、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を行うことに留意する。

1. 避難所の開設

実施担当	本部統括班、避難所班、指定避難所の施設管理者、避難所直行職員
連携先	県

原則として本部長が指定避難所（→資料編 P16 参照）の開設の可否を判断する。災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者等が開設することができる。

広域避難における遠方からの被災住民の受け入れのため、避難所の開設を行う場合についても同様に実施する。

(1) 避難所の開設

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、教職員が開設する。勤務時間外の場合には、各施設の管理責任者及び予め指名された「避難所直行職員」が開設する。ただし、旧宍塚小学校、旧上大津西小学校、旧藤沢小学校、旧山ノ荘小学校については、災害発生が勤務時間内であっても、避難所直行職員が開設するものとする。開設の際には、避難者の過密抑制など感染症対策にも取り組む。なお、避難受入れの対象者は次のとおりである。

<避難受入れ対象者>

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 避難所の運営責任者

教育委員会の複数の職員（うち1人を責任者として指名、以下「避難所職員」という。）を派遣して運営するが、勤務時間外に開設した場合は、「避難所直行職員」と交代し、業務を引き継ぐ。

(3) 開設報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

<報告事項>

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び受入れ人員
- ③ 開設期間の見込み

(4) 県への要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(5) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

2. 避難者の把握

実施担当	避難所班、避難所直行職員
連携先	自主防災組織、地域防災サポーター

(1) 避難所での登録

避難所に市民等を受入れした際は、はじめに避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。集まった避難者名簿（カード）を基にして避難者受入れ記録簿を作成し、災害対策本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

(2) 避難所外避難者の把握

在宅避難や車中避難などの避難所外避難者に対する物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや、自治会・町内会あるいは自主防災組織などを通じた情報収集の仕組みづくりなどを通じて、避難所外避難者の把握に努める。

(3) 避難者等の調査

1) 調査チームの編成

被災者の状況を把握するため、職員、自主防災組織からなる調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。遠方からの避難者を受入れた際には、必要に応じて避難元の自治体の活動に協力するものとする。なお、避難所における避難者だけでなく、自宅被災者や疎開者についても状況調査を実施する。

2) 調査結果の報告

調査結果は本部会議で報告し、各部署で避難者情報を共有化するとともに、県に報告する。

3. 避難所の運営管理

実施担当	避難所班、避難所直行職員
連携先	自主防災組織、地域防災サポーター

(1) 避難所運営体制の確立

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営管理とする。女性や外国人の参画を推進し、各々が持つ役割のもと避難の長期化等必要に応じて男女や国籍によるニーズの違い等、多様な避難者の属性に十分配慮するよう努める。そのために男性、女性のリーダーを置く。

避難所の職員は、自主防災組織のリーダー、町内会等住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立上げを支援する。

また、避難所の安全確保及び秩序維持のため警察官の配置についても配慮する。

《避難所運営担当者の役割》

避難所 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ
職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部との連絡 ② 広報活動 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録

《避難所における市民の心得》

<ul style="list-style-type: none"> ① 自治組織の結成とリーダーへの協力 ② ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守 ③ 災害時要配慮者への配慮 ④ プライバシーの保護 ⑤ その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

(2) 避難スペースの設定

避難所職員は、可能な範囲で町内会（自主防災組織）等ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な運営となるよう配慮する。なお、その場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の災害時要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。

(3) 所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、避難所運営の拠点とする。事務室には要員を常時配置し、避難所の運営に必要な用品を準備する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所職員は、避難所の運営状況について避難所運営記録を作成し、1日に1度本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

(5) 食料・物資の供給

避難所職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

(6) 避難所直行職員の業務引き継ぎ体制等

避難所直行職員は、災害対策本部との定期的な連絡を実施するとともに、避難所における業務引き継ぎ体制を確保しておく。また、災害対策本部は避難所運営が長期化する場合に備え、避難所直行職員の交代要員を確保しておく。

(7) 避難者への注意喚起

洪水のおそれのため市民が避難している場合、雨が止んでも上流で降った雨により水位が上昇することがあり安全とは限らないことから、避難所を運営している職員は、避難者に対し避難指示の解除まで帰宅しないよう呼びかける。

4. 避難所生活環境の整備

実施担当	福祉班、避難所班、健康対策班
連携先	自主防災組織、地域防災サポーター

(1) 避難所設備の整備

生活環境を向上させるため、季節の特性に配慮した次の設備を整備し、避難所の感染症や清潔等衛生面に配慮して使用ルール等を決め管理する。

【避難所の設備】

- | | | | |
|-----------|---------|---------|------------|
| ① 暖房・冷房器具 | ② 仮設トイレ | ③ 給水施設 | ④ 掲示板 |
| ⑤ 入浴施設 | ⑥ ごみ箱 | ⑦ 適切な空間 | ⑧ その他必要なもの |

(2) 保健衛生

避難所職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。避難所自治組織は、ごみ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

また、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

なお、避難所における感染症対策は、「新型コロナウイルス等の感染症に対応した避難所運営指針（令和2年6月作成）」に基づいて対応するものとする。

(3) 入浴対策

応援協定に基づき、ホテル、旅館等の入浴施設を確保して入浴計画を策定し、送迎バスの手配等を行う。

また、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者等へ協力を要請する。

(4) 災害時要配慮者への配慮

日常生活を営む上でハンディを負う人々にとって、避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるようにするため、要配慮者専用スペース、間仕切り、簡易ベッド等の確保を行う。

また、災害時要配慮者専用の相談窓口の設置等を実施する。

その他、福祉班と連携して、災害時要配慮者支援策を実施する。

(5) 福祉避難所の開設

福祉班は、災害時要配慮者で一般の避難者との共同生活が困難な場合、要配慮者の円滑な避難先を確保するため、必要に応じ下記の福祉避難所を開設する。被災した災害時要配慮者が多数にのぼり、下記の福祉避難所への入所のみでは対処不能のときは、「災害時における福祉的協力に関する協定書」に基づき、社会福祉関連施設と協議の上、支援を要請する。

【福祉避難所】

- ① 老人福祉センター湖畔荘 ② 老人福祉センターつわぶき ③ 老人福祉センターうらら
 ④ ふれあいセンターながみね ⑤ 新治総合福祉センター

(6) 対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

(7) 女性への配慮等

避難所における女性への配慮として、テントや間仕切り等を利用したプライバシーの確保、女性による女性用品の配布、女性専用の仮設トイレや洗濯干し場の確保、更衣室・授乳室及び相談窓口の設置等を実施する。

(8) 健康管理対策

避難所職員は、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染予防のため薬品を確保し、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等を励行する。

また、避難の長期化に伴う健康管理のため、口腔ケアや熱中症予防、エコノミークラス症候群の予防のための対策を行う。特に高齢者に対してはフレイル予防に備えて体を動かすことを促すなどの取組みを励行する。

その他、健康対策班と連携して、避難者の健康対策を実施する。

5. 避難所の閉鎖

実施担当	福祉班、避難所班
連携先	自主防災組織、地域防災サポーター

閉鎖にあたっては、予め避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第2 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。

このため、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被災者の早期の生活再建を図るものとする。

1. ボランティア受け入れ体制

実施担当	福祉班、土浦市社会福祉協議会
連携先	県、茨城県社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、土浦市社会福祉協議会を運営主体として、ボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、茨城県社会福祉協議会には、ボランティア支援本部が設置される。

(2) 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターの活動内容は、次のとおりである。

- ① 災害ボランティアセンター開設の広報活動
- ② 被災者からのニーズの聞き取り調査・現地見
- ③ 災害ボランティアの受付と活動場所の調整・紹介
- ④ 活動内容の説明と活動場所までの送迎
- ⑤ 災害ボランティア活動のリスクマネジメント
- ⑥ 活動に必要な資機材の調達と管理
- ⑦ 活動に必要な資金の調達と管理
- ⑧ 被災者支援イベントの企画と実施
- ⑨ マスコミ・インターネット等を活用した活動PR
- ⑩ 災害ボランティア活動のデータ集計・管理
- ⑪ 災害ボランティア活動の記録（写真と文章化）
- ⑫ 復興に向けた支援
- ⑬ 閉鎖後における既存のボランティアセンターへの支援引き継ぎ
- ⑭ ボランティア保険加入事務
- ⑮ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) ボランティアの指揮命令系統の確立

被災地において、登録の済んでいないボランティアに対しては、登録を行い、災害ボランティアセンターを通じた活動を実施するよう要請する。

2. 災害ボランティアセンターとの連携

実施担当	福祉班、土浦市社会福祉協議会
連携先	県、茨城県社会福祉協議会、自主防災組織、市民、NPO、ボランティア

福祉班は、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員を配置し市災害対策本部に社会福祉協議会職員を受入れ、災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を図るとともに、災害ボランティアと自治体、市民、NPO等と連携・協働を進める。

(1) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点施設や資機材等を提供するなど、その支援に努める。

(3) ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどし、加入を義務づける。

第3 被災者ニーズの把握・広報広聴活動

災害発生後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

1. 被災者ニーズの把握

実施担当	広報班、市民対応班、福祉班、避難所班、土浦市社会福祉協議会
連携先	自主防災組織、民生委員児童委員、防災関係機関

(1) 被災者のニーズの把握

広報班及び市民対応班は、避難所職員、避難所運営委員会、民生委員児童委員、ボランティア等との連携により、被災者等のニーズを収集、集約する。その際、避難所運営委員会などに女性や外国人も参画して、多様な視点を考慮したニーズの収集、集約を行うものとする。

なお、必要に応じて被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けてニーズの把握にあたる。

<被災者ニーズとして把握する事項>

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介助サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 災害時要配慮者のニーズの把握

福祉班は、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、保健師等の巡回訪問を通じて、自力で生活することが困難な高齢者、障害者等のケアニーズを把握する。

また、各種サービスを早期に確保するとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

<災害時要配慮者のニーズ>

- ① 介助サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡

2. 相談窓口の設置

実施担当	市民対応班、各部
連携先	弁護士、建築士、税理士、関係団体、業界団体、語学ボランティア

(1) 総合相談窓口の設置

災害発生後に、被災者からのニーズ把握、生活再建支援、住宅確保、福祉、税、り災証明書発行等の支援策の手續や相談業務を実施するため、総合相談窓口を設置する。

《応急対策》3-5 被災者生活支援

相談窓口には、各担当部署から職員を配置するほか、弁護士、建築士、税理士、関係団体、業界団体及び語学ボランティアに協力を要請する。

なお、相談窓口の設置にあたっては、それぞれの被災者に適した支援制度の活用に対応し、また、時間と共に変化する市民のニーズにあった相談窓口体制を確立するものとする。

1) 総合相談窓口の設置場所等

設置場所	本庁舎2階 男女共同参画センター研修室1・2
開設・調整業務	市民生活部

2) 相談項目と担当

担 当	相 談 項 目
総務部	り災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う権利関係の確認、保険・法律相談、複合災害に関する相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
市民生活部	要搜索者名簿の閲覧、遺体の埋火葬許可、環境保全、環境衛生、外国人
保健福祉部	福祉全般、国民年金、国民健康保険、医療・健康
こども未来部	保育
産業経済部	救助物資全般、雇用相談全般、農業・商工業相談全般
都市政策部	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、市街地復興
建設部	道路、上水道、下水道、仮設住宅等住宅救援対策全般
教育委員会	教育相談、文化財
消防本部	現況証明

(2) 臨時相談所の設置

市民対応班は、必要と認める場合は、地区連絡所に臨時市民相談所を開設し、各種手続、相談、要望、苦情などの対応を行う。

第4 生活救援物資等の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

1. 食料・生活必需品の供給

実施担当	物資調達班、避難所班、被害調査班、職員動員班
連携先	応援協定先

(1) 需要の把握

物資調達班は、避難所班、被害調査班、職員動員班等と連携して、食料及び生活必需品の供給対象者数を把握する。その際、必要な物資が必要な人に届くよう、避難所班は自主防災組織、地域防災サポーターと連携して避難所等のニーズの把握に努める。

《食料及び生活必需品の供給対象者》

食料	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所に受入れされた者 ② 住家の被害が全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等があつて炊事のできない者 ③ 住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者 ④ ライフラインや流通の途絶等により現に食料に困窮している者 ⑤ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であつて次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 食料、生活必需品等の調達

1) 市内業者等からの調達、協定団体等への要請

災害発生当初は、市の備蓄品で対応するが、備蓄品が不足する場合は、市内の食料品業者、流通・小売業者等から調達するとともに、協定団体等（→資料編 P14 参照）に食料等の供給を要請する。

《調達する食料及び生活必需品等》

食料	<ul style="list-style-type: none"> ① 弁当、パン、牛乳、ジュース類 ② 災害時要配慮者に配慮した食料 ③ 乳幼児用の粉ミルク（調整粉乳） ④ アレルギー対応食品
生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ① 携帯トイレ ② 寝具（毛布、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等） ③ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、パーティション、ガムテープ等） ④ 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）

《応急対策》3-5 被災者生活支援

	⑤ 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ⑥ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑦ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
その他	発電機、ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等

2) 搬送

協定団体等の調達先に、避難所等の供給先まで、搬送を要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や、物資配送拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

3) 県及び近隣市町村への協力要請

市が多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料や生活必需品の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(3) 食料、生活必需品の配布等

1) 被災者等への配布

避難所に搬送された食料や物資は、避難所職員が受領した後、避難所運営委員会等が被災者等に配布する。

2) 炊き出し

炊き出しは、避難者から要望があった場合に、自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出し用の燃料、調理器具、調味料等は、学校の調理室や市内業者等から調達し、食品衛生管理に十分注意するよう指導し、食中毒の防止を図る。

2. 救援物資の募集・受け入れ

実施担当	物資調達班、避難所班、広報班
連携先	県、報道機関

(1) 救援物資の要請

被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集にあたっては、円滑な仕分けや配送ができるように協力を求める。

- ① 物資が不足する場合には、救援物資を募集し、広報班を通じて、ホームページや報道機関等を活用して広報する。
- ② 受け入れは、原則として企業、団体からとし、個人は受け付けない。
- ③ 募集にあたっては、必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにする。
- ④ 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。
- ⑤ 市における救援物資の調達では物資が不足する場合、県に対し、要請を行う。

(2) 救援物資の受付

救援物資の受け付けは登録制とし、必要がある時期に災害対策本部からの要請に基づいて搬送する体制とする。

(3) 救援物資の集積・配送

救援物資は、物資配送拠点に受け入れて、ボランティア等の協力を得て仕分け、管理を行い、運送業者により指定避難所等へ搬送する。

被災者等への配布は、食料、生活必需品に準ずる。

3. 給水

実施担当	本部統括班、水道班、環境班
連携先	県南水道事務所、県西水道事務所

(1) 給水源の確保

県南水道事務所等と連携して、速やかに補給給水源の確保を図るほか、市内事業所等の所有する井戸からの供給協力を得て応急給水用の水を確保する。

また、関係各部・機関に協力を要請し、耐震性貯水槽、小・中学校プール、受水槽、防火用貯水槽等を補給給水源として利用する。この場合、機械的处理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

県水の配水が停止された際は、新治浄配水場の地下水を取水し、生活用水として利用する。

【耐震性貯水槽の設置施設】		
① 土浦第一中学校	② 土浦第二中学校	③ 土浦第三中学校
④ 都和南小学校	⑤ 消防本部	⑥ 霞ヶ浦総合公園
※全て水道管直結方式、100m ³ 型で、②⑤⑥は緊急遮断弁あり		
【災害用防災井戸の設置施設】（生活用水）		
① 土浦第一中学校	② 土浦第四中学校	③ 土浦第五中学校
④ 土浦第六中学校	⑤ 都和中学校	⑥ 新治義務教育学校

(2) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、市民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とし、市民にその旨を周知する。

(3) 目標給水量

時期	1日あたりの目標給水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	主な用途
地震発生 ～3日目	3リットル	おおむね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目 ～10日目	20リットル	おおむね 250m 以内	配水幹線付近の 仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目 ～21日目	100リットル	おおむね 100m 以内	配水支線条の仮 設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等（数日周期の 生活に最小限必要）
21日目～	被災前の給水量 （約250リットル）	おおむね 10m 以内	仮配管からの各 戸給水共用栓	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

資料：「(財) 水道技術研究センター」に加筆

(4) 給水需要の把握

水道班は、断水の状況を調査し、給水需要を把握する。

(5) 水質検査

水道班及び環境班は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

(6) 給水方法

応急給水所の設定による拠点給水方式を原則とする。

ただし、断水区域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による方法を採用する。

1) 応急給水所（拠点）の設置

応急給水所（拠点）は、原則として、避難所となる小・中学校等とする。なお、断水区域が一部の場合は、状況に応じて、公園等に応急給水所を設定する。

2) 応急給水所（拠点）への輸送

応急給水所への輸送は、市の給水車の他、トラック協会への要請等により行う。

必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型水中ポンプ等のほか、県企業局、他市町村からの派遣部隊のものを使用する。

給水車による水の供給地点へのルートについては、道路の被災状況や混雑状況等を踏まえ、計画的な検討を行う。

3) 給水広報

給水の場所、時間、給水量、方法等を市民に周知する。

4) 応急給水所（拠点）での給水方法

応急給水所（拠点）では、避難所運営委員会、自主防災組織等の協力を得て、被災者が自ら持参する容器に給水する。

なお、自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対する援助・相互融通の要請、又は市が備蓄するポリタンク等の貸与により対処する。

また、給水する者が多い場合については、給水場所の混乱回避のため、必要に応じて1回あたりの給水量を制限（18リットル程度）する。

(7) 医療機関、福祉施設等への優先給水

病院、診療所及び人工透析医療施設等の医療機関、社会福祉施設等へは優先的に給水するとともに、応急供給計画をたてて継続的に給水する。

(8) 災害時要配慮者への配慮

飲料水の運搬が困難な災害時要配慮者や中高層住宅の市民等については、地域の自主防災組織やボランティアに運搬の支援を要請する。

4. 原子力災害発生時の飲食物等に関する措置

実施担当	物資調達班、本部統括班、広報班
連携先	県

平素から適切な対応をとれるよう対策整備を行うとともに、県を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から基準値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、県と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。

(1) 暫定飲食物摂取制限の指示等

知事は、国の指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限するよう市長に対し指示する。

(2) 飲食物等の摂取制限の指示等

知事は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずる。

- ① 知事は、市長に対し、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるよう指示する。
- ② 知事は、市長に対し、当該区域内の市民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示する。
- ③ 知事は、市長に対し、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、市長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

■ 飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第5 災害時要配慮者の安全確保

災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる等、非常に危険で不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で災害時要配慮者の実情に応じた支援を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

1. 災害時要配慮者利用施設の入所者等に対する安全確保対策

実施担当	本部統括班、福祉班、避難所班
連携先	自主防災組織、福祉関係団体、施設管理者、県、ボランティア

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施することとなる。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、本部統括班は近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の災害時要配慮者利用施設、近隣住民（町内会、自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入れ先の確保

施設管理者が行う、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保に対し、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要配慮者関連施設に受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市及び県は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

2. 在宅要配慮者に対する安全対策

実施担当	福祉班、避難所班、避難所班
連携先	土浦市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織、福祉関係団体

(1) 情報提供

福祉班は、県と協力し、高齢者・障害者等の避難行動要支援者に対する情報伝達ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

1) 情報伝達ルート

社会福祉協議会、民間協力団体等

2) 伝達手段

広報資料、広報紙、ファックス（聴覚障害者通報システム等）、インターネット等

⇒ 第3章・第2節「第3 災害時の広報」に準ずる。

(2) 避難対策

福祉班は、次の避難対策を行う。

- ① 民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に要請し、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。

- ② 避難所班と協力して、避難所に入所した要配慮者を把握し、ニーズを調査する。

- ③ 援護の必要性の高い要配慮者については、社会福祉施設への一時入所を勧める。

入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県に要請する。

(3) 生活支援

福祉班は、避難所班、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、ボランティア及び県などと協力して、在宅及び避難所の災害時要配慮者ニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。

なお、食事の提供にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を一般の避難者とは別に設けるなど、災害時要配慮者に配慮した配布を行う。

【生活支援の主な内容】

- ① 粉ミルク、やわらかい食品等にも配慮した食事の提供
- ② おむつ、介助用具等の貸与、支給
- ③ 手話通訳者、ケースワーカー、ホームヘルパー、保健師、ケアマネージャー等の派遣
- ④ 巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施

(4) 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

福祉班は、次の措置を講じる。

- ① 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

- ② 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

3. 外国人に対する安全対策

実施担当	市民対応班、広報班、避難所班
連携先	放送機関、土浦警察署、自主防災組織、語学ボランティア

(1) 避難誘導

市民対応班は、広報班と連携して、広報車や防災行政無線、インターネット通信等を活用して外国語による広報を行い、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市民対応班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 外国人への情報提供

市民対応班は、広報班と連携して、必要に応じて外国語による広報を行う。

また、土浦ケーブルテレビをはじめとする放送局に対し、外国語による情報提供を要請する。

(4) 外国人の支援

市民対応班は、県、警察署、ボランティア団体等と協力して、市内の外国人の被災情報の把握、外国人の「相談窓口」を設置して相談対応の実施を行う。

第6 応急教育・応急保育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

1. 児童生徒等の安全確保

実施担当	避難所班、保育班、学校長
連携先	県

(1) 情報等の収集・伝達

- ① 教育部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。
- ② 学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、その情報を教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達にあたっては、混乱の防止に努める。
- ③ 学校長は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を避難所班、その他関係機関に報告する。
- ④ 県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。
- ⑤ 保育班は、保育所において上記に準ずる措置を行う。

(2) 避難対策等

学校長は、授業時間中に地震が発生した場合、児童生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

被害の影響がない場合は、下校措置をとるが、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

一方、ライフラインの停止や被害状況が把握できない場合等、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡して引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

保育所においても同様の措置をとる。

(3) 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、上記(1)～(2)に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

2. 応急教育

実施担当	避難所班
連携先	私立学校設置者

避難所班は、私立学校設置者と相互に協力し、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開する。

(1) 教育施設の確保

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きいが一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

- ① 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ② 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

- ① 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障を来している小・中学校・義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- ② 学用品等の給与が困難な場合は、県に応援を要請する。

(4) 避難所との共存

避難所となる学校については、次の措置を講ずる。

- ① 学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を協議する。
- ② 避難所職員、学校教職員、避難所運営委員会と災害時の対応を協議する。
- ③ 指定避難所における教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤ 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

(5) 学校給食

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

3. 応急保育

実施担当	保育班
連携先	県、民間保育施設、無認可保育所

保育班は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育所を確保し、応急保育を行う。また、交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

さらに、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育所入所の手続を省き、一時入所を行うよう努める。

なお、民間保育施設、無認可保育所とも、応急保育について連携を図るとともに必要な支援を行う。

第7 帰宅困難者対策

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、公共交通機関の停止に伴う帰宅困難者等の発生による混乱等の防止を図るものとする。

1. 帰宅困難者対策の実施

実施担当	広報班、避難所班、物資調達班
連携先	交通事業者、応援協定先

(1) 帰宅困難者等への情報提供

交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

また、帰宅困難者等に対し、市が指定した一時滞在場所に関する情報を提供する。

(2) 一時滞在場所の提供

帰宅困難者に対し、予め指定した一時滞在場所を提供する。

【一時滞在場所】

- 土浦市総合福祉会館 ○神立地区コミュニティセンター ○荒川沖小学校
- アルカス土浦

(3) 支援物資の配布

一時滞在場所において、必要に応じて、飲料水、食料、毛布等を提供する。

第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

1. 実施責任者

実施担当	本部統括班
連携先	県

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待つ暇のない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。

2. 災害救助法による救助の種類

実施担当	避難所班、住宅支援班、物資調達班、水道班、健康対策班、道路調査班、消防班、消防隊、福祉班、環境班、市民対応班、本部統括班
連携先	県

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難所班、住宅支援班】
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資調達班、水道班】
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資調達班】
- ④ 医療及び助産【健康対策班】
- ⑤ 被災者の救出【道路調査班、消防班】
- ⑥ 被災した住宅の応急修理【住宅支援班】
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【福祉班】
- ⑧ 学用品の給与【避難所班】
- ⑨ 埋葬【環境班】
- ⑩ 死体の捜索及び処理【市民対応班、道路調査班】
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【住宅支援班】

3. 災害救助法の救助の基準

実施担当	本部統括班
連携先	県

災害救助法による救助の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

4. 適用申請

実施担当	本部統括班
連携先	県

本部統括班は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を市長に報告するとともに県に情報提供する。

(1) 適用基準

市の人口が10～30万人の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合
- ② 県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- ③ 県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

(3) 救助の程度、方法及び期間等 ⇒詳細は資料編 P29

災害救助法施行令第3条に伴う救助の程度、方法及び期間並びに救助費については、「茨城県災害救助費繰替支弁金交付要綱」に従い定めるものとする。

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

建築物の倒壊や宅地の崩壊等が発生し、二次災害とならないよう、建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに行うものとする。

また、住家が滅失した被災者を保護するため、応急修理の支援または応急仮設住宅の提供を行うものとする。

なお、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。そして、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

1. 被災建築物の応急危険度判定

実施担当	住宅支援班
連携先	県、茨城県建設業協会、茨城県建築士会、建築関係団体

(1) 判定実施体制

住宅支援班は、応急危険度判定実施本部を市本庁舎内に、支部を必要と認める地区連絡所におき、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

判定士は、市職員、県建設業協会土浦支部、茨城県建築士会その他建築関係団体等の協力を得る。確保が困難な場合は、県に要請する。

(2) 判定の実施

1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市が負う。

2) 判定方法

- ① 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ② 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2. 被災宅地の危険度判定

実施担当	住宅支援班
連携先	県

(1) 判定実施体制

住宅支援班は、市役所本庁舎に被災宅地応急危険度判定実施本部を設置し、必要に応じて、県を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、判定実施体制を構築する。

(2) 判定方法

- ① 危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づいて実施し、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ② 施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。
- ③ 被災者には、被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について明確に説明を行う。

3. 住宅の応急修理

実施担当	住宅支援班
連携先	県、茨城県建設業協会、茨城県建築士会、建築関係団体

(1) 民間住宅の応急修理の支援

1) 修理対象世帯

応急修理の支援は、市が災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

(2) 公営住宅の応急修理

市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合、当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

4. 応急仮設住宅の建設

実施担当	住宅支援班
連携先	県、茨城県建設業協会、茨城県建築士会、建築関係団体、応援協定先

土浦市災害時住宅供給促進計画に基づいて、応急仮設住宅の供給を計画的に行う。

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。提供にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、提供方法を決定する。

(2) 対象者

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に提供する。

入居者の選定は、災害時要配慮者や困窮度を考慮して行う。

<応急仮設住宅提供の対象者>

次のすべての条件に該当する者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

(3) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、総合相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

なお、必要となる応急仮設住宅の戸数について、県に報告を行う。

(4) 用地の確保

応急仮設住宅の用地は、市有地を確保するものとするが、不足する場合は、国・県公有地の使用を要請する。不足が生じた場合には、民有地の所有者との間に賃貸契約を締結して借用する。

なお、確保にあたっては、飲料水の得易さや、交通、衛生、災害環境等に配慮する。

(5) 建設

仮設住宅は、協定締結団体等の協力を得て建設するものとし、同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

(6) 応急仮設住宅の借り上げ等

県から借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体等から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報などが提供された際には、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(7) 管理

仮設住宅の管理は、市を中心に自主防災組織あるいは仮設住宅の住民組織によって行うものとする。

5. 既存住宅の活用

実施担当	住宅支援班
連携先	県

応急仮設住宅の建設に時間を要する場合や、応急仮設住宅の戸数や用地が不足する場合等、必要に応じて、市営住宅等や民間賃貸住宅の空室を被災者に提供する。なお、対象者は、応急仮設住宅の対象者と同様とする。

(1) 公的住宅の利用

必要に応じて、公営住宅等の空き家や公的宿泊施設を一時的に被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の利用

関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあつ旋の方法により、必要に応じて民間賃貸住宅を被災者に提供する。

6. 家屋のり災証明

実施担当	被害調査班、消防班、消防隊
連携先	県、他市町村

家屋の被害状況を把握するとともに、被災者の再建支援に必要なり災証明書を発行するため、「災害の被害認定基準について」（内閣府、平成13年）に基づく被災家屋の認定を行う。

(1) 被害家屋認定調査

調査員は、市職員のほか、他市町村からの応援職員、応急危険度判定士に要請する。

調査は、災害に係る「住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて行い、1次調査は、外観の目視により全・半壊を区分し、2次調査は半壊を対象として、所有者立ち会いのもとに行う。

なお、調査内容に不服がある場合は、再調査依頼により再調査（3次調査）を行う。

また、火災により焼失した家屋等は、消防法に基づく火災調査を行う。

(2) り災証明の発行

調査結果は基礎台帳にまとめ、総合相談窓口において、被災者からの申請によりり災証明書を発行する。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制について予め検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

なお、火災によるり災証明書の発行も総合相談窓口であわせて行う。

7. 大規模火災施設及び設備の応急復旧

実施担当	各部、防災関係機関
連携先	防災関係機関

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第2 土木施設の応急復旧

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上、重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

1. 道路の応急復旧

実施担当	道路調査班
連携先	土浦土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、土浦警察署

(1) 市道

道路調査班は、道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、県土木事務所・警察署等への照会、市民等からの通報等により被害情報を収集する。収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

復旧は、原則として、緊急輸送道路を優先し原則として2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

道路災害発生時は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

(2) 県道、国道、高速道路

県道、国道、高速道路の被害に関して、把握し又は通報を受けた場合には、速やかに管理者等へ伝達するとともに、交通の確保、道路の復旧が図れるよう協力する。

2. その他土木施設の応急復旧

実施担当	道路調査班、物資調達班
連携先	土浦土木事務所、霞ヶ浦河川事務所、県南農林事務所、土地改良区

地震により河川、砂防・治山施設、農業施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を推進し、被害の拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

1) 河川施設

道路調査班、物資調達班土浦土木事務所及び霞ヶ浦河川事務所は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車を動員して内水の排除に努める。

2) 砂防施設

道路調査班及び土浦土木事務所は、急傾斜地崩壊防止施設等の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

3) 治山施設

道路調査班及び県南農林事務所は、治山施設の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

1) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。

農道については道路調査班、物資調達班及び土地改良区が通行の危険等の確認、点検を行う。

2) 用水の確保

道路調査班、物資調達班及び土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3) 排水の確保

道路調査班、物資調達班及び土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4) 農道の交通確保

道路調査班、物資調達班及び土地改良区は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、電話及び都市ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。

また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、必要に応じて調整のための会議を開催するなど迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

1. 上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班、広報班
連携先	(社)日本水道協会、市指定水道工事店

(1) 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

1) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

2) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

(3) 応急復旧資機材の確保

削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(4) 市民への広報

断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

2. 下水道施設、農業集落排水施設の応急復旧

実施担当	下水道班、物資調達班、広報班
連携先	県流域下水道事務所、市指定排水設備工事店

県流域下水道事務所と協力して、下水道班、物資調達班は、次の対策を行う。

(1) 下水道・農業集落排水施設停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

避難場所、指定避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2) 応急復旧作業の実施

次の通り応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠、農業集落排水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場、農業集落排水処理施設

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(3) 市民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

3. 電力・電話・都市ガス施設の応急復旧

実施担当	本部統括班
連携先	東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、東京ガス(株)、東部ガス(株)、東日本ガス(株)

電力、電話、都市ガスの各事業者が防災業務計画に基づき行う、被害情報の収集や市民への広報活動、応急復旧作業等に対して、市民生活、都市機能の維持を図るため協力する。

<主な協力内容>

- ① 被害状況の提供
- ② 防災行政無線による市民への被害状況、復旧状況等の周知
- ③ その他、二次被害の防止や応急復旧作業等に関して協力可能なこと

第4 農地・農業応急復旧

災害による農業施設や農作物の被害や二次災害を軽減するため、関係者が協力して応急対策を行う。

1. 農地

実施担当	物資調達班
連携先	県南農林事務所、土地改良区

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(1) 農業用施設

- ① 堤防：土地改良区等は、湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。
- ② 水路：土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(2) 頭首工

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(3) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2. 農業

実施担当	物資調達班、
連携先	県南農林事務所、県南家畜保健衛生検査所、水郷つくば農業協同組合

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 畜産関連の応急措置

1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること
- ③ 事故畜等の早期処理に努めること

2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第5 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去・環境対策

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻そう等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

1. 災害廃棄物処理

実施担当	環境班
連携先	県、他市町村、関係一部事務組合、(一社)茨城県産業資源循環協会

(1) 災害廃棄物処理の方針

災害廃棄物の処理は、被災状況を的確に把握した上で、「土浦市災害廃棄物処理計画」に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び市民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

- ① 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「災害廃棄物」を最優先で収集する。
- ② 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- ③ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- ④ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「災害廃棄物」については、「仮置場」にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。
- ⑤ 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、災害廃棄物処理実行計画を策定し、計画的に処理を行う。

(2) ごみ処理体制の確立

- ① 焼却処理施設、破砕処理施設その他のごみ処理施設及び収集車その他の機材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- ② ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める
- ③ 「災害廃棄物発生量」が市の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県、他市町村、関係一部事務組合及び(一社)茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ④ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(3) 仮置場の確保

「土浦市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係各部、機関との協議・協力により仮置場を確保する。仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

(4) 広報

ごみ処理対策の実施にあたっては、広報紙等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。

(5) 協力要請

状況により、市民自らによる処理、又は集積場所への運搬等、市民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者、土木、運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。

なお、近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあっ旋を要請する。

(6) 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

2. し尿処理

実施担当	環境班
連携先	し尿収集事業者、県、他市町村、関係一部事務組合、(一社)茨城県産業資源循環協会、(一社)茨城県環境保全協会

災害発生時のし尿処理は、被災状況を的確に把握した上で、「土浦市災害廃棄物処理計画」に基づき、人員体制等の確保及び市民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図る。

(1) し尿処理の方針

- ① 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。
- ② 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。
- ③ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
- ④ 防災倉庫内の簡易トイレについては、仮設トイレ設置後は使用しない。

(2) し尿処理体制の確立

- ① し尿処理施設及びバキュームカー、その他の機材並びに下水道施設の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- ② 収集すべき「し尿量」が市の有する能力を上回ると想定される場合は、県、市、関係一部事務組合及び(一社)茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び(一社)茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ③ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(3) し尿処理実施計画の策定

被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。策定にあたって処理すべき量は次のように推定する。

- ① 災害発生後に処理すべきし尿の排出者は、下水道機能の活用が困難な避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。排出対象者の総数とし尿排出量（1人2.4リットル/日）より推定する。

② 仮設トイレ・バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカーの補充については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、レンタル会社の活用を図る。さらに県を通じて広域的もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。

(4) 広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、広報紙等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

(5) 仮設トイレの設置

下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な拠点施設・被災地域に仮設トイレを設置する。

区分	仮設トイレ設置の目安
設置すべき場所	① 広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合） ② 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） ③ その他被災者を受入れする施設 ④ 高層集合住宅団地 ⑤ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口 100人当たり 1か所
設置期間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

3. 防疫

実施担当	環境班、健康対策班
連携先	県、土浦保健所、土浦警察署、土浦市医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会

環境班は健康対策班と連携して、次の対策を行う。

(1) 防疫組織の設置

防疫関係の組織をつくとともに、土浦保健所から必要な情報提供や指導を受ける。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

災害の発生後において、土浦保健所、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、土浦保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画の策定

土浦保健所とともに、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するよう努めるとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておくよう努める。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

土浦保健所の防疫班などの行う次の防疫措置に協力する。

- ① 被害状況の調査
- ② 検疫（疫学）調査
- ③ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- ④ 井戸水の消毒指導
- ⑤ その他の防疫措置に必要な事項

(6) 食品衛生指導

土浦保健所の食品衛生監視員の指導に基づき、避難所、仮設住宅及び食品製造所などにおける食品の衛生管理を要請する。

(7) 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動の実施

土浦保健所と連携して、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(9) その他の保健衛生活動

1) 巡回栄養指導

土浦保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。

2) 健康診査

土浦保健所、土浦市医師会その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、被害を受けた市民の従来の健康的な生活を取り戻すため、避難所及び仮設住宅等において、健康診査を実施する。これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診促進を図る。

3) 入浴機会の確保

自衛隊、宿泊施設等の入浴施設を確保し、被災者の入浴機会を確保する。

(10) 記録の整備及び状況等の報告

関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を土浦保健所長に報告する。

(11) 医療ボランティア

市及び県は、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

4. 障害物の除去

実施担当	物資調達班、住宅支援班、道路調査班
連携先	県

(1) 建築関係障害物の除去

災害により、居室・炊事場・玄関等に土石・竹木等の障害物が流入しているため生活に支障を来している場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対しては、災害救助法に基づく障害物の除去を行う。

また、本市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

5. 環境保全対策

実施担当	環境班
連携先	県、有害物質取扱事業所

(1) 環境監視

県や関係機関と連携して、有害物質取扱事業所の管理者等から有害物質を取り扱う施設が被災し、有害物質の漏出等がないか状況把握を行う。

(2) 二次災害の防止

有害物質が漏出した場合は、原因者が対策を実施するが、市でも被災状況を把握し、県へ回収・拡大防止、原因調査や二次災害の防止の指導等を要請する。

市民に危険が及ぶ場合は、避難措置をとるとともに、広報車、防災行政無線等で速やかに周知する。

(3) 建築物解体における措置

建築物の解体工事によって生じる粉塵やアスベストの飛散を防止するために、建築物の所有者や解体業者に対し、飛散防止措置を指導する。

(4) がれき処理に関する広域応援

遠方での大規模な災害により被災自治体において大量のがれきが発生し、国等からがれき処理の協力要請が行われた場合、本市の安定的なごみ・がれき処理の確保、環境的な配慮等を勘案し、被災地への支援策の一環として、がれきの受け入れを検討する。

なお、がれきの受け入れを行う際には、市民に対し、十分な情報を提供する。

6. 除染の実施

実施担当	環境班、各班
連携先	県、防災関係機関

放射性物質による環境汚染に関する国や県の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染実施計画を策定して対応を行う。

(1) 除染措置等の実施に関する方針

空間放射線量率の実態調査を行い、除染対象の区域を設定した上で、国及び県の基本方針を踏まえ、目標となる追加被ばく線量を設定し、子ども関連施設を中心に除染を行う。

(2) 除染の実施における優先順位、対象及び実施者

除染については、除染対象区域内の除染対象ごとに、以下のとおり優先順位を定め、実施者が行うものとする。

優先順位	除染対象	実施者
1	保育園(所)、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館、子育て交流サロン	市、県 ※ 私立保育園、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校については、施設管理者と協議の上、市が除染を実施する。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等の協力を仰ぐものとする。 ※ 県有施設については、具体的に除染する対象について、県と協議の上定める。
2	公園(広場併用調整池含む)、スポーツ広場	市
3	公共施設	市、県、国 ※ 具体的に除染する対象については、国、県と協議の上定める。
4	民有地(住宅)	市・所有者等 ※ 市が主体となり、所有者等の協力により、除染を実施する。
5	道路	市、県、国 ※ 具体的に除染する対象及び手法については、国、県と協議の上定める。
—	農地	未定 ※ 農地から生産される食物に含まれる放射性物質については、平成24年4月1日から食品中の放射性物質の新たな基準が示されたところであり、今後の実証実験や新たな科学的・技術的知見の確立を踏まえながら定めることとする。
—	森林	未定 ※ 森林全体の対応については、その面積が大きく、腐葉土を剥ぐなど除染方法を実施した場合には、膨大な除去土壌等が発生することとなり、また、災害防止などの森林の多面的な機能が損なわれる可能性があることから、今後の国の調査・検討を踏まえながら定めることとする。
—	河川	未定 ※ 河川については、降雨などの自然現象により、河床の状況が変化するなどの特性がある。また、除染を実施する際には、下流域への影響等を十分に考慮しなければならないことから、河川の除染については、国の実証実験結果や新たな科学的・技術的知見を踏まえながら定めることとする。

(3) 講ずべき除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、国及び県の除染方針に則って除染を行う。

なお、福島第一原子力発電所の事故に伴い作成された「除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月環境省）」及びこれを踏まえて策定された環境省が定める「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日改定）」に則った除染は、以下のとおりである。

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択する）
保育園（所）、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館、子育て交流サロン	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄 ○雨樋等の清掃、汚泥の除去等 ○アスファルト等のブラシ洗浄 ○側溝等の清掃、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の入替え、除去等現場保管の際の残土による原状回復※2 ○汚染されていない土等による被覆※3 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
公園（広場併用調整池含む）、スポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄 ○雨樋等の清掃、汚泥の除去等 ○アスファルト等のブラシ洗浄 ○側溝等の清掃、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の入替え、除去等現場保管の際の残土による原状回復※2 ○汚染されていない土等による被覆※3 ○枝葉の剪定、 ○落葉の除去、除草
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○庭等における表土等の除去（管理者が独自に実施） ○屋上、壁面の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
私有地（住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ○庭等における表土等の除去（所有者等が独自に実施） ○雨樋等の清掃、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、汚泥の除去 ○低木の枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○（法面）除草

※1、※2、※3については、いずれか一つを選択して実施します。

(4) 対象区域内における除染等の措置にあたっての留意点

- ① 除染の実施にあたっては、国や県の方針に沿って実施前に空間放射線量率を測定し、その結果が除染の対象となる基準値未満であった場合には、面的な除染は実施しない。
しかし、この場合であっても、雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、基準値以上の地点については、市及び所有者等が協働で局所的な除染を実施する。

- ② 要支援者単身世帯又は要支援者のみで構成される世帯については、空間放射線量率の測定を実施した上で、市が除染を実施する。
- ③ 飛散、流出防止や悪臭、騒音、振動の防止等の措置をとり、除去土壌等の量の記録をするなど、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとるものとする。
- ④ 除染によって空間放射線量率を効果的に低減するためには、空間放射線量率への寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を特定するとともに、線量に応じた適切な方法で除染する。
- ⑤ 原則、除去土壌及び汚泥については、敷地内仮保管とする。
- ⑥ 除去土壌がその他と混合するおそれのないように、他の物と区分する。また、可能な限り除去土壌と廃棄物も区分する。
- ⑦ 除去によって発生する除去土壌等を少なくするよう努める。

(5) 除去土壌及び除去に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国や県の方針に沿って、原則、除染対象敷地（施設）内において仮保管（埋設等）をすることとする。

また、その際には、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録を行う。

(6) その他の事項

- ① 除染実施計画の対象となる区域以外の私有地（住宅）であっても、雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、基準値以上の地点については、市及び所有者等が協働で局所的な除染を実施する。
ただし、除染の実施については、除染実施計画の対象となる区域における除染事業の進捗状況を踏まえつつ実施する。
- ② 除染実施計画の対象となる区域以外の、要支援者単身世帯又は要支援者のみで構成される世帯については、雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、基準値以上の地点については、市が局所的な除染を実施する。
- ③ できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画内容、期間等の見直しを行っていく。
- ④ 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定する。
- ⑤ 除染計画の見直し、除染後の空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、随時、市広報紙やホームページ等で公表する。

7. 動物対策

実施担当	環境班、物資調達班
連携先	県、県獣医師会、動物愛護関係団体、県南家畜保健衛生所、県動物指導センター、土浦警察署、獣医師会

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。

(1) 放浪動物への対応

飼い主の被災により逃げ出したペット等が発生した場合は、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(2) ペットへの対応

避難所を開設した際には、避難所の隣接した場所にペットを受け入れる場所を設ける。

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として飼い主が行う。避難生活が長期化し、ペットによって避難生活に支障が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。

なお、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

(3) 死亡獣畜の処理

家畜の死亡が確認された場合は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。

大規模災害により大量の獣畜の死体の発生や、処理施設が被災した場合は、必要に応じて県及び協定自治体に対し協力を要請する。

第6 行方不明者の搜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体の識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

なお、災害救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等による。

1. 行方不明者の搜索

実施担当	市民対応班、道路調査班、消防班、消防隊
連携先	土浦警察署、県、自衛隊、自主防災組織、土浦市医師会、周辺市町村

(1) 行方不明者の把握

市民対応班は、総合相談窓口で受け付けた搜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成し、警察署に提出する。

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索活動

道路調査班、消防班、消防隊は、土浦警察署、自主防災組織等の地域住民と連携して、行方不明者リストに基づき搜索活動を実施する。搜索活動に十分な対応ができない場合、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署又は遺体収容所等に搬送し、警察官の検視を受ける。

(3) 身元確認等

土浦警察署は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市及び関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

また、医師との連携に配慮し迅速に検視（見分）を行う。

2. 遺体の収容等

実施担当	市民対応班、健康対策班
連携先	県、他市町村、土浦警察署、日赤県支部、葬祭業者

遺体が多数ある場合等には、遺体収容所（安置所）を確保して収容する。市での対応が困難な場合には、県に応援を要請する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

災害対策本部は、被害状況を考慮の上、警察と協議して適切な場所（寺院、公共建物、公園、市営斎場等）に遺体収容所を設置する。

(2) 遺体の洗浄等

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市民対応班は、健康対策班、医師等の協力を得て、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋火葬に備える。

(3) 検案

検案は、警察が主体となって実施するが、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県、日赤県支部等に協力を得る。

(4) 安置

市民対応班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、葬祭業者等の協力を得て、棺、ドライアイス等を確保するとともに、遺体処理票及び遺留品処理台帳を作成の上納棺する。

(5) 身元確認

市民対応班は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

3. 遺体の埋火葬

実施担当	環境班、市民対応班
連携先	他市町村、葬祭業者

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合には、応急的に火葬する。

(1) 埋火葬の受付

遺体収容所で、埋火葬許可書を発行する。

(2) 火葬

遺体が多数のため火葬できないときは、近隣市町村に火葬を依頼する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を依頼する。

(3) 身元不明時の措置

身元の判明しない遺骨は、市内の納骨施設等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

原子力災害の応急復旧

4. 原子力災害の被害状況の調査等

実施担当	環境班、各部
連携先	土浦警察署、県、防災関係機関

(1) 市民の登録

医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所及び屋内退避を行った市民について、予め定める記録票により登録を行う。

(2) 被害調査

次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査する。

- ① 避難・屋内退避等の措置
- ② 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ③ 立入り禁止措置
- ④ その他必要と認める事項

(3) 被災者の生活の支援

被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関と連携し、必要に応じて、義援金の募集・配分、相談窓口の開設等を実施する。

(4) 市民等の健康影響調査等の実施

1) 健康影響調査

県及び関係機関と連携し、防護対策を講じた市民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）を実施し、市民等の健康維持を図る。

2) 健康相談

関係機関と連携し、必要に応じ心のケアを含む健康相談を実施する。

3) 飲料水・食品の安全確認

飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

(5) 放射線測定器の貸出し

市民が身近な放射線量を把握することができるよう、市で保有している放射線測定器について無償で貸出しを行う。

5. 広域避難の受入

実施担当	避難所班、本部統括班
連携先	県、避難元自治体（ひたちなか市、いわき市、その他）、自主防災組織

原子力災害が発生し、または発生のおそれがある場合、県または避難元自治体から避難者の受け入れについて要請を受けることとなる。

その際、次の基準を満たす場合には避難者を受け入れることとし、受け入れられない場合は、県と避難元自治体にその旨を伝達する。

【避難者受入れ要請の受諾基準】

- ① 市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである
- ② 市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない
- ③ 原発事故による市への影響が少ない

(1) 避難所の開設と避難者の受け入れ

避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難者の対象人数、世帯数などを確認のうえ避難所を開設する。避難所では、避難者の本人確認を行い、予め定めた避難所へ案内する。

なお、避難所の使用は原則として一か月以内とするが、災害の状況や避難者の人数等により必要に応じて延長もしくは他の施設への移動することについて、県および避難元自治体と協議する。

(2) 避難所の運営

避難初期の段階については避難所の運営を主体的に担うが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐ。

(3) 物資の供給

避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体が用意することを原則とするが、不足する場合には可能な範囲で緊急的に市の備蓄物資を供給する。

供給する物品が不足し、調達の必要がある場合は、避難元自治体を通じ、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、被災者の自立的な生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

1. 義援金品の募集及び受付

実施担当	保健福祉部
連携先	県

(1) 義援金品の募集

義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受け付けを実施する。募集にあたっては、県と連携して、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等の広報を行う。また、被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集にあたっては、円滑な仕分けや配送ができるように協力を求める。

なお、義援品は、救援物資として、第3章・第5節・第4「1. 食料・生活必需品の供給」及び「2. 救援物資の募集・受け入れ」に準じて扱う。

(2) 義援金の受付・保管

受領した義援金品は、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

2. 義援金の配分

実施担当	保健福祉部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	日本赤十字社

(1) 義援金配分委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を被災者に公平かつ適正に配分することを目的として、義援金配分委員会を設置する。委員は、市関係部局、福祉関係団体等により組織する。

(2) 配分方法の決定

義援金配分委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

なお、県の委員会で決定された場合は、その方法に従うものとする。

(3) 配分の実施

保健福祉部は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。配分の内容は、報道機関、市ホームページ、広報紙等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給・資金の貸付

災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

被災者の自立的生活再建を支援するため、市、県、社会福祉協議会、その他関係機関・団体等が協力して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

1. 災害弔慰金の支給等

実施担当	保健福祉部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

被災者生活の再建のため、「土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年10月1日条例第41号）及び「土浦市災害見舞金等支給条例」（昭和44年10月1日条例第38号）に基づき、弔慰金や見舞金の支給、援護資金の貸し付け等を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸し付けを行う。

(4) 市災害見舞金

災害弔慰金等の支給対象者を除く災害の被災者に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。

2. 生活福祉資金の貸付

実施担当	保健福祉部、土浦市社会福祉協議会
連携先	茨城県社会福祉協議会、民生委員児童委員、金融機関等

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員児童委員及び市社会福祉協議会の協力により生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り貸付対象とすることができる。

3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施担当	こども未来部
連携先	県、金融機関等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

4. 農林漁業復旧資金

実施担当	産業経済部
連携先	県、金融機関等

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号、以下「天災融資法」という。）及び茨城県農林災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）により融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- ① 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。
- ② 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。
- ③ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

(3) ㈱日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金および共済金等の支払いができるよう指導する。

5. 中小企業復興資金

実施担当	産業経済部
連携先	県、金融機関等、土浦商工会議所、新治商工会

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要望するとともに、県から国に対しても要望するよう依頼する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

6. 住宅復興資金等

実施担当	総務部、都市政策部
連携先	県、金融機関等、住宅金融支援機構

(1) 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「住宅金融支援機構法」という。）の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 利子補給制度

災害により住宅等の全部又は一部に被害を受けた方が、指定の金融機関から住宅等の災害復旧に係る資金を借り受けた場合において、住宅等災害復旧資金に係る利子の全部又は一部に相当する額を利子補給金として交付措置を行う。

第3 租税及び公共料金の特例措置

被災した市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

1. 租税等の特例措置

実施担当	総務部、保健福祉部、こども未来部
連携先	県

(1) 租税の特例措置

土浦市税条例の規定に基づき、被災した市税の納税者に対し、市税等の災害救済措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、国税、県税についても同様な措置がとられる。

(2) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(3) 介護保険における措置

災害によって被害を受けた市民に対して、介護保険について次の措置をとる。

- ① 認定更新申請期限に関する措置
- ② 給付差し止め等に関する措置
- ③ 給付割合の増額

(4) 国民健康保険税における措置

被災した納税義務者に対して減免を行う。(土浦市国民健康保険税条例第25条)

2. 公共料金の特例措置

実施担当	総務部
連携先	県、各事業所

公共料金等について、料金の減免などの特別措置が実施された場合には、市民に対して様々な手段を用いて周知する。

<特別措置の例>

- ① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付
- ② 被災者の差し出す通常郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用現金書留郵便の料金免除
- ④ 電話料金、工事費用の減免
- ⑤ 被災者に対する電気料金免除
- ⑥ 被災者に対するガス料金の支払期限の延長

第4 雇用対策

災害により離職を余儀なくされた罹災者に対し、土浦公共職業安定所は、職業のあっ旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進し、県は土浦公共職業安定所と連携を図り再就職の支援を行うこととなる。産業経済部は、これに協力して広報や案内を行うなど、離職者の再就職を支援する。

1. 離職者への措置

実施担当	産業経済部
連携先	県、土浦公共職業安定所

土浦公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっ旋を行う。

<土浦公共職業安定所が行う離職者への措置>

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
- ② 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- ③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。
- ④ 市長から労務需要があった場合は、労働者をあっ旋する。

2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置

実施担当	産業経済部
連携先	土浦公共職業安定所

(1) 証明書による失業の認定

土浦公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

土浦公共職業安定所は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

3. 被災事業主に関する措置

実施担当	産業経済部
連携先	茨城労働局

茨城労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

1. 災害公営住宅の建設等の実施

実施担当	建設部
連携先	県、住宅金融支援機構

災害公営住宅は、大規模な災害により住宅の被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

県の助言・指導のもと住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するなど建設計画を作成するよう努め、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

2. 入居者の選定

実施担当	建設部
連携先	県

県の助言・指導のもと特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第6 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に定める基準を満たした場合に、支援法を適用して、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1. 被害状況の把握及び被災世帯の認定

実施担当	総務部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

支援法の適用にあたっては、住家の被害状況を把握し次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照 （→資料編 P29 参照）

2. 支援法の適用基準

実施担当	総務部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）

《復旧・復興》4-1 被災者生活の安定化

- ④ ①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 4 号）
- ⑤ ③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 5 号）
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により 5（人口 5 万人未満の市町村にあっては 2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 6 号）

3. 支援法の適用手続

実施担当	保健福祉部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続における報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができる。

4. 支援金支給申請手続

実施担当	保健福祉部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 被災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

■支援金の支給基準

（単位：万円）

被害区分	世帯数	基礎支援金	加算支援金（基礎支援金との合計）		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200 (300)	100 (200)	50 (150)
	単数	75	150 (225)	75 (150)	37.5 (112.5)
大規模半壊世帯	複数	50	200 (250)	100 (150)	50 (100)
	単数	37.5	150 (187.5)	75 (112.5)	37.5 (75)

5. 支援金の支給

実施担当	保健福祉部、生活再建プロジェクトチーム
連携先	県

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1. 災害復旧事業計画の作成

実施担当	各部、復興計画プロジェクトチーム
連携先	県、関係機関

災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するよう努める。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の立案にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成するよう努める。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の立案にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上・下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

実施担当	各部、復興計画プロジェクトチーム
連携先	県、関係機関

市及び関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するよう努めるとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を作成し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

《復旧・復興》4-2 被災施設の復旧

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1) 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 法律第 247 号）
- ③ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ④ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑦ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ⑩ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

適用基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

3. 災害復旧事業の実施

実施担当	各部、関係機関
連携先	県

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 解体・がれき処理

実施担当	市民生活部、建設部、災害廃棄物処理プロジェクトチーム
連携先	県

市民生活部と建設部は連携して、被災家屋の解体等により発生するがれきや道路、河川等に滞留したがれきを収集、処理する。

(1) 体制の確保

災害発生直後から、次の点に留意して処理計画を立て、必要な体制等を確保する。

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、発生するがれきの全体量を把握する。
- ② がれきの選別・保管等のために、長時間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制の確保を図る。

■家屋解体によるがれき発生予測量等（茨城県南部直下地震想定）

がれき発生量	679 千トン
仮設置場必要面積	19.6 h a

※土浦市地域防災計画の被害想定と災害廃棄物の種類別発生源単位により算出

(2) 処理対策

- ① 損壊建築物は、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用される場合のみ市が行うこととする。
- ② がれきは、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集する。
- ③ がれきは、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ⑤ 必要に応じて、県及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。
- ⑥ 堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。
- ⑦ 処理が長期に渡る場合は、災害廃棄物処理実行計画を策定し、計画的に処理を行う。

第3節 災害復興計画

被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。

これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

1. 事前復興対策の実施

実施担当	各部、復興計画プロジェクトチーム
連携先	県

(1) 復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、市民の合意形成等の復興対策の手順を予め明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データを予め整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

2. 災害復興計画の策定

実施担当	市長公室、復興計画プロジェクトチーム
連携先	県、水戸財務事務所

(1) 災害復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

(2) 災害復興方針の策定

学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(3) 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

(4) 復興財源の確保

災害状況から復興事業に係る経費を算定し、国、県に対して復興財源の補助等を要請するとともに、激甚災害の指定補助や起債、交付税措置、他事業の抑制などによって復興財源の確保に努める。また、状況に応じて、災害復興基金の設立を検討する。

3. 災害復興事業の実施

実施担当	都市政策部、復興計画プロジェクトチーム
連携先	県

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

1) 建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受けその旨の告示を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置（平成 7 年法律第 36 号）法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

(2) 災害復興事業の実施

1) 専管部署の設置

災害復興に関する専管部署を設置する。

2) 災害復興事業の実施

災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

土浦市地域防災計画

作成 昭和53年3月

改正 令和4年3月

土浦市総務部防災危機管理課
